# 平成29年度

# 群馬県介護支援専門員実務研修受講試験案内

受付期間

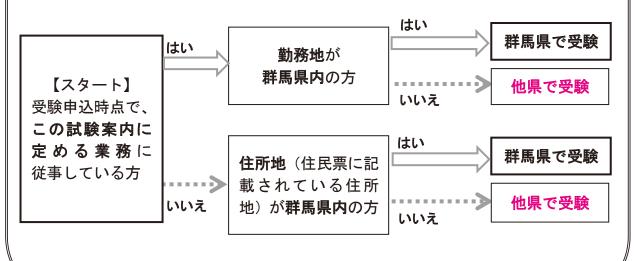
簡易書留郵便のみ受付

# 平成29年5月29日(月)~6月23日(金)

当日消印有効

受験地を必ず確認してください。

◎受験地を間違えて申し込んだ場合は受付できませんのでご注意ください。



※本試験は一定の実務経験を有する方が対象となります。

## 試験日 平成29年10月8日(日)

群馬県指定試験実施機関

社会福祉法人群馬県社会福祉協議会 福祉人材課

〒371-0843 群馬県前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター6F 電話 027-280-4107 (試験専用)

問い合わせ受付時間 9:00~17:00(土・日曜・祝日を除く)

## 受験申込

平成29年5月29日(月)から6月23日(金)

簡易書留郵便による郵送(当日消印有効)

介護支援専門員実務研修受講試験を受験できる者 指定された保健・医療・福祉分野で、原則5年以上の対人援助業務を経験した者 詳しくは、P.5からの「受験資格」等を確認ください。

# 受験票の交付

受験資格審査完了後の平成29年9月下旬までに発送予定です。 平成29年9月26日(火)までに未着の場合又は誤りがある場合は9月29日(金) までにお問合せください。

# 試 験

#### 平成29年10月8日(日)

目	4/-	介護支援専門員の業務に関する演習等を主体とする実務的な研修を行うに際
	的	し、事前に必要な専門知識等を有していることを確認する。
141	宏	介護保険制度、要介護認定、居宅・施設サービス計画等の介護支援分野の知識、
内	容	保健医療サービス、福祉サービス等の保健医療サービス分野の知識
実施主体		社会福祉法人群馬県社会福祉協議会(群馬県が指定する法人)

# 合否の発表

#### 平成29年11月28日(火)

受験者全員に合否結果通知書を郵送します。 [11月28日(火)発送] 群馬県社会福祉協議会掲示板及びホームページに合格者の受験番号を掲載します。

http://www.g-shakyo.or.jp/

そのほか、群馬県庁2階県民センター前掲示板、群馬県内の各保健福祉事務所に掲示 します。

## 実務研修受講

合格者は平成29年12月から約6ヶ月の間で約19日間開催される実務研修を受講する 資格を得られます。実務研修の内容は次のとおりです。

①講義・演習(94時間)

②各自が取り組む実習

要介護高齢者(要介護1以上の在宅で生活している高齢者)を実習対象者\*として、各人が訪問し、課題分析、居宅サービス計画書等を所定の様式により作成し、指定された期日までに提出する。

\*実習対象者は受講者自らが選定し依頼します。対象者の紹介は行いません。

③居宅介護支援事業所での実習(3日間)

全課程を修了することにより、修了証明書が交付されます。

研修に関する専用窓口 群馬県社会福祉協議会 福祉人材課 研修担当

**☎**027-255-6035

## 登録•交付

実務研修を修了した日から3ヶ月を経過する日までに、群馬県知事に登録申請書を提出 することにより、登録番号が付与されます。

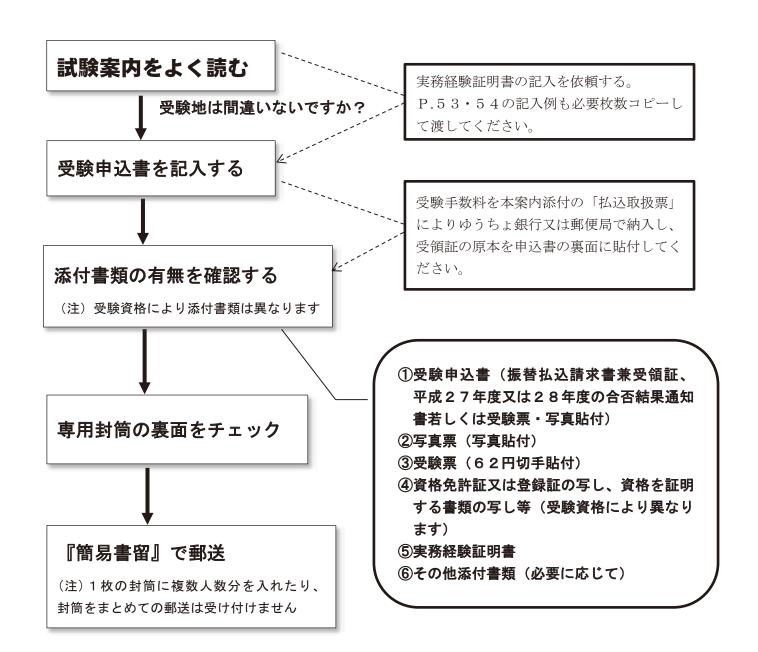
登録日から5年間は、介護支援専門員証交付申請書を提出することにより、介護支援専門員証(交付日から5年間有効)の交付を受けることができます。

\*介護支援専門員の資質向上のため、平成28年度より研修の時間数が増えました。 従って、平成29年度試験合格者は、平成30年4月から介護支援専門員の業務に従事 できない場合があります。

【注意】試験に合格しただけでは、介護支援専門員業務は行えません。

## 受験申込までの手順

試験案内を確認し、申込書の記入漏れ、必要書類の不足等がないよう手続きを行ってください。



受験申込の受付期間 平成29年5月29日(月)~6月23日(金)当日消印有効

## はじめに

この試験は、介護支援専門員の養成にあたり、介護支援専門員実務研修を受講する前段として、事前に必要な専門知識等を有していることを確認するために行うものです。この案内では、「平成29年度群馬県介護支援専門員実務研修受講試験」の実施及び受験申込みに必要な事項について案内します。

#### 介護支援専門員とは

要介護者や家族からの相談に応じ、対象となる方が自立した日常生活を営めるように、要介護者・家族の意向、心身の状態、社会・心理的状況等を勘案し、保険者(市町村)、介護保険サービス事業者、介護保険施設等との連絡・調整を行いながら居宅(施設)サービス計画(ケアプラン)を作成します。また、ケアプランの実行後、要介護者や家族の状況に応じて、居宅(施設)サービス計画(ケアプラン)の変更・修正を行います。

介護支援専門員は、試験合格・実務研修修了後も、現任者として研鑽を必要とし、社会的責任を担う専門的な仕事です。

#### 介護支援専門員実務研修受講試験を受験できる者

保健・医療・福祉分野で、原則として5年以上の対人援助業務を経験した方が対象となりますが、有している資格や勤務していた事業所の種別等によって条件は異なります。

\*詳しくは、P. 5の5「受験資格」を確認するとともに、「受験に関するQ&A」(P. 8)も参照のこと

#### 介護支援専門員実務研修受講試験

- ○試験内容:介護保険制度、要介護認定、居宅・施設サービス計画等の知識等、及び保健医療サービス、福祉サービスの知識等です。
- ○実施主体:都道府県又は都道府県が指定する法人とされていますが、本県では、平成28年4月1日より 新たに社会福祉法人群馬県社会福祉協議会(以下、「群馬県社会福祉協議会」と省略します。) が群馬県指定試験実施機関として指定されています。

#### 介護支援専門員となるまでの流れ

- 1. 介護支援専門員実務研修受講試験に合格する 試験10月8日(日)合格発表11月28日(火)
- 2. 介護支援専門員実務研修(約19日間・受講料48,000円)の受講(表紙裏「実務研修受講」参照)
  - ①講義·演習(94時間)
  - ②各自が取り組む実習(模擬居宅サービス計画書等の作成)
  - ③居宅介護支援事業所での実習(3日間)

試験結果合格者に対し、実務研修日程等を通知します。

研修に関する専用窓口 群馬県社会福祉協議会 福祉人材課 研修担当 ☎027-255-6035

3. 介護支援専門員資格の登録

実務研修の全日程を修了した方は、3ヶ月以内に群馬県知事に登録申請書を提出します。

4. 介護支援専門員証の交付(申請手数料 3,500円)

登録(登録番号等の通知)を受けた者は、群馬県知事に介護支援専門員証の交付を申請することができます。

- \*介護支援専門員証(有効期間5年)
- \*介護支援専門員証の交付を受けていない者は、介護支援専門員の業務に従事することができません。
- \*介護支援専門員の資質向上のため、平成 28 年度より研修の時間数が増えました。 従って、平成 29 年度試験合格者は、研修の開催期間が平成 30 年 4 月以降にずれ込む場合があるので、 平成 30 年 4 月から介護支援専門員の業務に従事できない場合があります。

# 目 次

受験申込までの手順····································	1
はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
平成29年度群馬県介護支援専門員実務研修受講試験	
1 試験日時	4
2 試験場所	4
3 受験手数料	4
4 受験申込書の受付期間及び提出先······	4
5 受験資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
6 試験方法	
	6
7 試験出題分野······· 8 受験票の交付·····	6
	6
A LE CONTRACTOR DE LA C	6
	7
11 受験に際しての注意事項 ····································	7
12 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
受験に関するQ&A······	8
受験申込に必要な提出書類等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
表 1 実務経験等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 8
受験資格【改正後】	1 9
受験資格 【改正前】※の業務と受験資格コード ※平成 29 年度までは、経過措置として【改正前】の業務も対象	
相談援助等業務「別紙1の1」~「別紙1の4」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
介護等業務 … 「別紙2」	3 2
受験資格コード早見表「別紙3」	3 6
都道府県コード・市町村コード ················ 「別紙4」 ····································	4 0
職種コード・現職業コード「別紙5」	4 1
施設別コード「別紙6」	4 2
社会福祉主事任用資格について	4 3
介護職員初任者研修課程等について「別紙8」	4 4
受験申込書の記入方法	4 5
受験申込書記入例	47
(様式1)群馬県介護支援専門員実務研修受講試験申込書	4 9
(株式2・3) 写真票・受験票	5 1
(様式4) 実務経験証明書 (表面)	5 3
実務経験証明書 確定済記入例(表面)	5 3
実務経験証明書 記入方法(裏面)	5 4
実務経験証明書 見込記入例(裏面)	5 4
(様式5)身体障害者等受験特別措置申請書	5 5
(株式6~9) 診断・意見書	
(様式 0 ~ 9 )診例・ 息兄書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 7
	6 5
(様式11) 群馬県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書記載事項変更届	6 7
(別添) 確認証明書······	6 9
A 5# L   vinter   D	
介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題出題範囲···································	7 5
試験会場案内図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 5
<b>払込取扱票</b>	8 9

#### 平成29年度 群馬県介護支援専門員実務研修受講試験

#### 1 試験日時

#### 平成29年10月8日(日)

午前10時から12時まで(身体障害者等については、終了時刻を別途定めます。)

※試験に関する説明を行いますので、午前9時から9時30分までに試験室に入室し着席してく

ださい。 (試験室には午前9時までは入室できません。)

#### 2 試験場所

試験会場は本会が指定します。会場の選択は認められません。

なお、下記の試験会場は事情により追加又は変更する場合もありますので、試験会場は各自、後 日送付される受験票で確認してください。

できるだけ公共交通機関をご利用ください。状況により駐車場は詰め込み駐車となりますので、試験終了まで車は動かせない場合があります。

第1会場	上武大学(伊勢崎キャンパス)	伊勢崎市戸谷塚町634-1	P.85参照
第2会場	群馬県立県民健康科学大学	前橋市上沖町323-1	P.86参照
第3会場	高崎健康福祉大学	高崎市中大類町37-1	P.87参照
第4会場	前橋医療福祉専門学校(未来学園)	前橋市石関町122-6	P.88参照

#### 3 受験手数料

#### 金 額 7,700円

納入方法等

- ・試験案内に綴じられている「払込取扱票(P.89)」により、ゆうちょ銀行又は 郵便局の窓口で納入してください。
  - ・郵便振替払込手数料は、群馬県社会福祉協議会が負担します。
  - ・納入を済まされた後、「振替払込請求書兼受領証」の原本を受験申込書の所定箇所 に貼付してください。
  - ・一旦納入された受験手数料は返還できませんのでご注意ください。

#### 4 受験申込書の受付期間及び提出先

(1) 受付期間

平成29年5月29日(月)から6月23日(金)までです。

(2) 提出方法

<u>簡易書留郵便による郵送</u>としてください。 (簡易書留による郵送以外は受け付けません。)

(3) 提出先

郵便番号 〒371-0843

住 所 前橋市新前橋町13番地の12 群馬県社会福祉総合センター 6F 群馬県社会福祉協議会 福祉人材課

- \* 受験申込書の提出は、必ず専用封筒(別添)を使用し、簡易書留郵便扱いにしてください。
- \* 受験申込書は、**平成29年6月23日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。 平成29年6月24日(土)以降の消印のものについては一切受け付けません**のでご注意く ださい。
- \* 1枚の封筒に複数人数分を入れたり、封筒をまとめての郵送は受け付けません。

#### 5 受験資格

次の(1)勤務地等及び(2)実務経験等の要件を満たす者です。

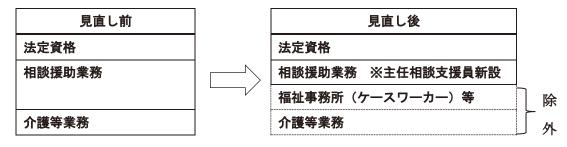
- (1) 勤務地等 (表紙に掲載の流れ図により群馬県での受験資格があることを確認してください。) 本県での受験対象者は、受験申込書を提出する時点において、次のア、イに該当する者です。
- ア 群馬県内で受験資格対象の業務に従事している方(産休中・育休中等も含む。)
- イ 受験申込時点で受験資格対象の業務に従事していない場合は、住所地(住民票)が群馬県内に ある方
- (2) 実務経験等(P.18 表1 実務経験等参照)

~~~~~平成27年度より受験資格要件が見直されました~~~~~

平成27年度より、受験要件は、保健・医療・福祉に係る法定資格保有者と 一部の相談援助業務の経験がある者に見直されました。

ただし、経過措置として平成29年度までは、従来の介護等業務従事者等 (P.18 実務経験等を参照)も対象となります。

現在、受験年度の前年度、前々年度に受験された方については、実務経験証明書の提出を省略して受験すること(省略受験)ができますが、省略受験の取り扱いは平成29年度までとなります。平成30年度は受験経験にかかわらず、すべての受験者が実務経験証明書を提出しなければなりません。 (平成31年度以降は未定)



#### 法定資格保有者

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む)、精神保健福祉士

(3) 受験対象者についての留意事項

以下の事項に該当する者については、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても、介護 保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第69条の2に定める登録を受けることが できないので留意してください。

- ア 成年被後見人又は被保佐人
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金 の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 登録の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- オ 法第六十九条の三十八第三項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第六十九条 の六第一号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者

- カ 法第六十九条の三十九の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して五年を 経過しない者
- キ 法第六十九条の三十九の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者(登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。)であって、当該登録が消除された日から起算して五年を経過しない者

#### 6 試験方法

- (1) 出題方式 五肢複択方式
- (2) 出題数、試験時間等

|              | 区 分                                                                             | 問題数              | 試 験 時 間                         |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------|------------------|---------------------------------|
| 介護支援分野       | <ul><li>・介護保険制度の基礎知識</li><li>・要介護認定等の基礎知識</li><li>・居宅・施設サービス計画の基礎知識等</li></ul>  | 25問              | 120分<br>*点字受験者<br>1.5倍          |
| 保健医療福祉サービス分野 | <ul><li>・保健医療サービスの知識等 基礎</li><li>・保健医療サービスの知識等 総合</li><li>・福祉サービスの知識等</li></ul> | 15問<br>5問<br>15問 | 180分<br>*弱視等受験者<br>1.3倍<br>156分 |
|              | 合 計                                                                             | 6 0 問            |                                 |

#### 7 試験出題分野

別表「介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題出題範囲」 (P.75~P.84) のとおりです。 解答免除については、平成27年度から廃止となりました。

#### 8 受験票の交付

受験票は、受験資格審査完了後の平成29年9月下旬までに発送する予定です。

平成29年9月26日(火)までに未着の場合又は誤りがある場合は、9月29日(金)までにお問合せください。

※受験票は、合否発表及び実務研修にて受験番号等の確認をするため、試験終了後も大切に保管してくだ さい。

#### 9 合否の発表等

期 日 平成29年11月28日(火)

発表方法 受験者全員に合否結果通知書を郵送し、成績結果を提供します。

(11月28日(火) 発送)

群馬県社会福祉協議会前掲示板及びホームページに合格者の受験番号を掲載します。

http://www.g-shakyo.or.jp/

そのほか、群馬県庁2階県民センター前掲示板、群馬県内の各保健福祉事務所に掲示します。なお、電話による照会には応じられません。

※合否結果通知書は、実務研修にて受験番号等の確認をするため、試験終了後も大切に保管してください。

#### 10 合格の取り消し

受験資格を偽るなど不正に受験した者の合格は取り消します。

#### 11 受験に際しての注意事項

- (1) 試験室には午前9時までは入室できません。
- (2) 試験室の入口には、当該試験室における受験者の受験番号が掲示されます。
- (3) 着席後は、机の上に受験票を置き、受験番号を明示してください。
- (4) 筆記用具は、HBの鉛筆及びプラスチック消しゴムを必ず用意してください。
- (5) 試験会場内での携帯電話等の通信機器の使用は禁止します。入室前に必ず電源を切ってください。
- (6) 時計は各自で用意してください。 (携帯電話等の時計機能の使用は禁止)
- (7) 試験会場内(構外、駐車場を含む)は禁煙です。
- (8) 試験会場内の写真撮影は禁止します。

#### 12 その他

- (1) 試験会場の収容人数は制限があるため、会場の希望には応じられません。
- (2) 試験会場への問い合わせは一切受け付けません。
- (3) 試験会場の駐車場は駐車台数に限りがあります。状況により詰め込み駐車となりますので、試験終了まで車は動かせない場合があります。<u>できるだけ公共交通機関を利用してください</u>。

(路上駐車は、地域住民に迷惑をかけるほか、警察からも固く禁じられています。)

- (4) 受験者本人以外の受験会場敷地内への立入及び待機は認めません。
  - (但し、係員の指示による送迎車両の誘導及び事前の特別措置による付添者を除く。)
- (5) 駐車場内での事故、駐車場の混雑のため試験時間に遅刻する等のトラブルが発生した場合、主催者側は一切責任を負えません。
- (6) 提供された個人情報については、介護支援専門員実務研修受講試験及び介護支援専門員実務研修以外には使用しません。

## 受験に関するQ&A

**Q1** 群馬県に住んでいますが、栃木県内の特別養護老人ホームで働いています。受験地は何県になりますか?

申込み日時点で受験資格対象業務に就いている勤務地が栃木県なので受験地は栃木県です。 申込み日時点で無職、又は対象外のお仕事についている場合は、群馬県が受験地となります。 (住民票抄本原本の添付が必要です。)

**Q2** 群馬県内の派遣会社に登録していますが、派遣先は埼玉県の病院です。看護師として勤務しています。受験地はどこですか?

申込み日時点で受験資格対象業務に就いている勤務地が埼玉県なので受験地は埼玉県です。

Q3 パートで該当業務に従事していますが、実務経験期間としてよいでしょうか? また、1日の勤務時間が短いのですが、1日として算定してよいでしょうか?

実務経験期間とは、**雇用契約に基づき勤務していた期間**です。常勤、非常勤、パート・アルバイト等の雇用の形態は一切問いません。

また、1日の勤務時間が短くても、1日として算定できます。

Q4 訪問介護員2級課程(現、介護職員初任者研修)を修了し、現在病院で看護助手として、入院患者の介護に従事しています。実務経験となりますか?

実務経験として算定できます。ただし、空床時にベッドメーキングや検体の運搬などの間接的な 業務を行っている場合は算定できません。

**Q5** 看護師として4月1日に一般病院に採用され勤務していますが、看護師免許証は4月28日付けです。実務経験は4月1日から算定できますか?

看護師(准看護師を含む)等の**国家資格を持ち、その本来業務を受験資格として申し込む場合、** すべて資格の登録日以降の期間となりますので、必ず登録日を確認してください。

従って、このケースの場合の実務経験は4月28日からとなります。

なお看護師としての登録日以前から准看護師の資格を持って看護業務を行っている場合は、看護師の免許証と併せて准看護師の免許証を提出していただくことで、准看護師の期間(准看護師として登録されるまでの勤務していた期間)の算入ができます。

- 【注意】ただし、介護福祉士の場合は、平成29年度までは、登録日以前の介護等業務を実務経験に含めることができます。
- Q6 訪問介護の事業所で5年以上働いています。(要援護者に対する直接的な援助に限る。) 昨年介護福祉士の資格を取得しました。介護福祉士登録証のコピーの他に、ホームヘルパー2級の資格証明も必要ですか?

ホームヘルパー(訪問介護員) 2級の資格で働いた時期の実務経験(食事・入浴・排泄介助等の要援護者に対する直接的な援助)がある場合は、介護福祉士の登録証およびホームヘルパー2級の修了証それぞれのコピーを提出してください。

なおホームヘルパー 2 級の研修修了者は、平成 2 5 年度より介護職員初任者研修修了者とみなされます。

**Q7** 訪問介護員として勤務していますが、主たる業務として調理、洗濯、掃除等の生活援助を行っています。実務経験になりますか。

訪問介護員で主たる業務が生活援助と位置づけられている場合、生活援助は要援護者に対する直接的な援助とはみなすことができないため、実務経験に算定できません。実務経験として算入される介護等の業務とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者に対し、入浴、排泄、食事その他の介護のことです。

**Q8** 無資格で病院のMSW (メディカルソーシャルワーカー) として10年間従事していますが、受験資格はありますか?

「別紙1の3」P.30の(1)の業務は、無資格では**何年従事しても受験資格はありません。** ただし、以下のいずれかの要件を満たしている場合、受験することができます。

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者、介護職員初任者研修若しくは実務者研修(平成25年3 月31日以前の訪問介護職員養成研修2級課程)又はこれに相当する研修を終了した場合
- (2) 「別紙1の1、1の2」 P. 21~30 に掲げる業務に従事した期間が1年以上ある場合
- (3) 表1 実務経験等 (P.18) の I に掲げる資格を取得した場合
- **Q9** 訪問介護員養成研修2級課程(現、介護職員初任者研修若しくは実務者研修)に相当する研修とはどのようなものですか?

福祉用具供給事業従事者現任研修(福祉用具供給事業従事者研修と合わせて95時間研修)及び 施設長資格認定講習会等のことです。(P.44を参照)

Q10 勤務していた事業所(法人)が廃業してしまったために、申込に際して実務経験証明書が発行してもらえません。どうすればいいですか?

当時の責任者や相続人、破産管財人等、勤務実績が確認できる書類を保管している方に証明してもらえる場合、受験資格について審査します。

給与明細書、雇用契約書、受験年度以前に作成された実務経験証明書及び受験年度以前の受験票等により実務経験の有無を確認する方法等であっても差し支えないものとします。

なお、いずれの場合にも受験資格確認のため別途確認書類等を提出していただくことがあります。

Q11 個人開業で鍼灸院を営んでいます。どのような書類が必要ですか?

個人開業で証明者が受験者本人の場合、本人が発行する実務経験証明書に、併せて開業許可書、 認可書、届出書、業務委託契約書等の業務従事期間を客観的に証明できる書類の写しを添付してく ださい。

なお、社会福祉士や介護福祉士のようにその業務を行うにあたり、許可・認可・届出制がなく、 これらの証明書類を提出できない場合には、定期的(月次、年次)報告書や業務日誌を証明書類と して提出してください。

Q12 社会福祉主事任用資格の証明では何が必要ですか?

社会福祉主事任用資格取得証明書又は単位取得証明書(成績証明書)等の原本が必要となります。 (詳細はP.43を参照してください) 「介護福祉士法及び社会福祉士法」(昭和62年法律第30号)第42条の規定により、介護福祉士となる資格を有する者が介護福祉士になるには、試験合格後、**介護福祉士登録簿に登録**しなければなりません。このため、**登録証の写しでなければなりません。**(社会福祉士、精神保健福祉士も同様です。)

Q14 登録ヘルパーとして2カ所の事業所で勤務していますが、この場合の業務従事期間及び従事日数 は通算できますか?

同一期間内に複数の勤務先に勤めている場合、重複している業務従事期間は通算できません。また、従事日数は、**1日に2カ所勤務しているような場合**は1日として計算されます。

(P.65の勤務記録証明書(様式10)を添付してください。)

Q15 看護師として5年間、一般病院で看護業務を行ってきましたが、その間1年間育児休業を取得しました。この期間の取り扱いはどうなりますか?

**育児休業、病気休業、介護休業等の期間**については、業務従事期間の算入対象にはなりません。 ただし、産前産後休暇は業務従事期間の算入対象となります。

Q16 2年前に姓が変わったため、登録証に記載されている姓と違っています。

各種提出書類と受験申込書の氏名が異なる場合は、その経過がわかる戸籍抄本原本(6ヶ月以内のもの)を添付してください。

**Q17** 従事期間が2ヶ月足りなかったので**見込区分の実務経験証明書を提出して受験**しました。自己採点をしてみて不合格だったので、確定済みの実務経験証明書を提出する必要はないですか?

提出書類が揃わないと受験資格自体が無効となります。受験者として認められないため、合否結果通知書を発送しません。

Q18 准看護師の資格を取るための学校へ通いながら見習いで働いていましたが、その期間は実務経験 としてよいですか?

実務経験には算定できません。

Q19 医薬品の卸売販売店で管理薬剤師として勤務し、薬の在庫管理等をしていましたが、実務経験と なりますか?

要援護者への直接的な支援である調剤業務や薬に対する相談指導等は実務経験とみなされますが、薬の在庫管理や研究業務は実務経験となりません。

Q20 保育士、臨床検査技師、放射線技師、臨床工学技師の資格に基づく業務は、実務経験と認められますか?

認められません。

Q21 栄養士の免許をもち、民間企業の社員食堂の献立作成や調理をしています。この場合、受験資格に該当しますか?

#### 栄養士業務は、栄養指導に従事するものとされています。 (栄養士法第1条)

献立作成やメニュー開発、調理業務、食器衛生管理は要援護者に対する直接的な援助業務ではないため、受験に必要な実務経験として認められません。

Q22 夜勤の場合の業務従事日数の取扱はどうなりますか?

給与の対象日数で算定となりますので、担当者にご確認ください。

## 受験申込に必要な提出書類等

下記提出書類(①受験申込書、②写真票、③受験票、④資格免許証、登録証等の写し、⑤実務経験証明書)に不備があった場合、不備内容により受験不可となる場合がありますので、必ず確認の上、提出してください。

#### 1. 提出書類

#### ①受験申込書(様式1)

- (1) 記入方法については、P. 45~48を参照してください。
- (2) 受験申込書に貼付する写真は写真票(様式2) のものと同じものにしてください。
- (3) 試験手数料7,700円を、試験案内に添付されている「払込取扱票」により、ゆうちょ銀行又は郵便局の窓口で納付した後、「振替払込請求書兼受領証」の原本を、受験申込書裏面の所定箇所に四隅までのり付けをして貼ってください。

(払込機能付ATM利用での納付の場合は、「ご利用明細票」となります。)

- (4) 平成27年度又は28年度に群馬県で受験申込みされ、受験票の交付を受けた方(当日欠席者を含む。ただし無効者を除く)は平成27年度又は28年度の合否結果通知書若しくは受験票の原本を受験申込書裏面の所定箇所に四隅までのり付けをして貼ってください。 (両方受験された方は28年度のもの)
- (5) 現在、無職又は**受験資格対象の業務に従事していない場合**は、氏名、住所の確認のため、 住民票抄本の原本(6ヶ月以内のもの)を添付してください。

#### ②写真票(様式2)

- (1) 写真票には、氏名(フリガナ)及び住所、電話番号、生年月日を記入してください。
- (2) 写真は、上半身、脱帽、正面で、6ヶ月以内に撮影した無背景のもの(縦4cm×横3cm)を貼ってください。カラーでも白黒でも構いません。スナップ写真等切り抜いたものは受付できません。(写真の裏にも氏名及び生年月日を記入してください。)

#### ③受験票(様式3)

- (1)受験票の表に必ず62円切手を貼り、郵便番号、住所、氏名を明記してください。
- (2) 受験票の裏面にも氏名(フリガナ)を記入してください。
- (3) 受験票裏面の受験番号、試験場所の欄は記入しないでください。

#### ④資格免許証、登録証等の写し(A4サイズに拡大・縮小コピーしてください。)

- (1) 平成27年度、平成28年度に群馬県で受験された方も必ず添付してください。
- (2) 法定資格を取得している方については、資格免許証、登録証の写しを添付してください。 (実務経験証明書を添付される方で、実務経験が通算して5年以上のうち法定資格に基づく 業務が複数ある場合は、それぞれの資格免許証、登録証の写しを添付してください。)
- (3) 看護師の資格で受験される方で、業務期間の中に准看護師資格で看護業務を行っていた期間が有る場合は、必ず准看護師免許証の写しも添付してください。

- (4)業務内容に訪問介護事業所での業務 (P. 8のQ6参照)がある場合は必ずヘルパー2級研修修了証の写し(現、介護職員初任者研修修了証の写し)を添付してください。
- (5)氏名等が変更になり資格免許証、登録証を書き換えた場合には、資格免許証等の裏面に記入されている登録事項等の変更証明についても、写しを添付してください。氏名等変更の手続きをしていない場合は、**戸籍抄本の原本(6ヶ月以内のもの)**を添付してください。

#### ⑤実務経験証明書(様式4)

試験を受験される方は定められた受験資格業務の経験があることを証明する実務経験証明書の提 出が義務づけられています。

平成27年度又は28年度に群馬県で「介護支援専門員実務研修受講試験」を受験申込みされ、 受験票の交付を受けた者(当日欠席者を含む。ただし、無効者を除く)は、実務経験証明書の提出 を免除され、省略受験をすることができます。(P. 15を参照)

受験申込をする段階で実務経験等の資格を満たしていない者は、試験日の前日(平成29年10月7日(土))までの期間を見込として計算し、実務経験証明書を提出することができます。

ただし、この場合の実務経験証明書は「見込」区分の実務経験証明書を提出することとなり、受験資格を満たした日に達した時点若しくは10月20日(金)までに、実際の勤務状況を記載した「確定済」区分の実務経験証明書を改めて提出し直さなければなりません。

従って、「見込」区分の実務経験証明書を提出する方は、後日「確定済」区分の実務経験証明書を 提出するため必要な枚数の実務経験証明書の様式をあらかじめコピーをして置いてください。

提出する実務経験証明書の内容について、不明な点は確認させていただく場合がありますので、 必ずコピーし、控えとして保管してください。

#### A. 群馬県にて初めて受験される方、又は平成26年度以前に受験された方

## ※様式4「実務経験証明書」(P.53)の記入例(「確定済」「見込」区分)は、切り取らないで 証明事業所(法人等)にお渡しください。(必要に応じてコピーして使用してください。)

- (1) 複数の法人(経営主体)での業務従事期間を通算して受験資格を満たす場合は、「実務経験証明書(記入例含む)」(P.53)を必要枚数**両面コピー**して、それぞれの法人等で証明を受けてください。
- (2) **証明は施設長等の証明権限を有する方から受け、必ず職印(長の印)を押印してください。**なお、法人格を持たない医院、施設等など職印がない場合は、公的書類などで使用する印鑑を使用してください。
- (3) 受験者が自書したものは無効となります。(氏名、生年月日等の部分的に自書したものも 無効)(個人開業者を除く。)
- (4) 訂正等ある場合は二重線で消し、職印を押印してください。(修正液等による訂正無効)
- (5) 業務従事期間が1ヶ月に満たない場合は切り捨ててください。
- (6) 業務従事期間の日数換算については、1日の勤務時間が短くても1日勤務したものとします。

(7) 同一法人において2カ所以上の事業所に異動した場合、若しくは業務内容が変わった場合の証明についてはA、B欄にそれぞれ記入してください。

病気休業、育児休業等休職期間がある場合もA、B欄に分けて記入してください。

- (8) 産前産後休業は業務従事期間に含む事ができますが、育児休業等は含む事ができません。
- (9) **医師や看護師等、業務に免許登録が必要となる方は当該業務従事期間は、登録日以降と** してください。資格の登録日以前の業務は算定できません。

ただし、介護福祉士の場合、平成29年度までは、登録日以前の介護等業務も含めることができます。

- (10) 現在は無職であっても、過去に就業した経験があり、その業務従事期間が受験資格を満たす場合は受験できますので、過去に就業した法人等で証明を受けてください。
- (11) 証明日現在では業務従事期間要件に満たない場合でも、試験日前日 (平成29年10月7日(土))までに業務従事期間要件を満たすと見込まれる場合は受験できます。

その場合、区分欄の「見込」の方を○で囲んで提出してください。

但し、受験申込書提出時に「**見込」区分において証明書を提出した場合は、<u>10月20</u> 日(金)までに「確定済」区分の証明書を改めて提出しなければなりません。** 

(提出のない場合、受験無効となります。)

- (12) 「見込」区分において証明書を提出する場合、あらかじめ「実務経験証明書」(P.53) を必要数両面コピーし、改めて提出する際は、その様式を使用してください。
- (13) 家政婦の実務経験については、当該受験者が登録する看護師・家政婦紹介所の長又は代表者から証明をもらってください。
- (14) 証明者と受験者が同一の場合については、受験者自身が発行した実務経験証明書に併せて開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等業務従事期間を客観的に証明できる書類の写しを添付してください。

なお、社会福祉士や介護福祉士のようにその業務を行うにあたり、許可・認可・届出制 がなく、これらの証明書類を提出できない場合には、定期的(月次、年次)報告書や業務 日誌を証明書類として提出してください。

(15) 就業していた施設、事業所等の廃業及び統廃合等により、実務経験証明書の発行が困難な場合については、当時の責任者や相続人、破産管財人等、勤務実績が確認できる書類を保管している方に証明してもらえる場合、受験資格について審査します。

業務内容、業務従事期間、業務従事日数が、給与明細書、雇用契約書、受験申込年度以前に作成された自ら保有する法定資格受験時等の実務経験証明書及び受験票等により、実 務経験の有無を確認する方法等であっても差し支えないものとします。

なお、いずれの場合にも、受験資格確認のため別途確認書類を提出していただくことが あります。

- (16) 婚姻等により<u>実務経験証明書と受験申込者の氏名が違う場合</u>、受験申込者は、**戸籍抄本 の原本(6ヶ月以内のもの)**を添付してください。
- (17) 記入してもらった実務経験証明書は、記入漏れ等の誤りがないか、必ずご自身で確認の上、ご提出してください。

#### B. 群馬県にて平成27年度又は28年度に受験された方(実務経験証明書省略受験の方)

※平成27年度又は28年度に群馬県にて「介護支援専門員実務研修受講試験」受験を申込み、 受験票の交付を受けた者(当日欠席者を含む。ただし、無効者を除く。)は、平成27年度又は 28年度の合否結果通知書若しくは受験票を申込書裏面に貼付することにより(併せて申込書最下 欄も記入)、実務経験証明書の提出を省略することができます。

(両方受験された方は28年度のもの。)

#### 【注意】

- 1. 受験要件である「受験地」が群馬県の受験者である場合に限ります。 平成28年度まで他の都道府県で受験していた者が、平成29年度に群馬県が受験地となった場合は、新規受験者となり省略受験には該当しません。
- 2. 実務経験証明書の省略にあたって実務経験が、今年度の試験案内において、受験資格該当業務に 該当する場合に限ります。
- 3. 過去に「見込」区分で申込・受験して、期日までに確定済(実務経験証明書及び国家資格等の免許証等の写し)の未提出又は、提出した確定済書類の内容が受験資格を満たさない等により、受験が無効となった場合は省略受験はできません。新規に「実務経験証明書」を提出してください。
  - ●省略受験申込上の注意事項
- 1 省略受験でも「国家資格等の添付書類」の提出は必要です。
  - (1)「実務経験証明書」を提出した際の国家資格等の免許証等の写し(**A4サイズに拡大・縮小すること)**を必ず添付してください。
  - (2)「実務経験証明書」を提出した年度以降に新たに受験資格業務にかかわる国家資格を取得した場合には、当該資格の免許証等の写しもあわせて提出してください。
- 2 省略受験の方は、申込書表面の最下欄(所定欄)に、直近の「受験年度」「受験番号」「受験時の 氏名」を記入し、申込裏面の所定箇所に合否通知書若しくは受験票の原本を四隅までのり付けをし 貼付してください。
  - ※「受験時の氏名」と現在の氏名が異なる方は、氏名変更の経過がわかる戸籍抄本の原本(6ヶ月以内のもの)を提出してください。
- 3 省略受験の方も、今年度の試験案内に照らし合わせて資格審査を行います。従って、審査で疑義 が生じた場合は、実務経験証明書その他必要書類を提出していただく場合があります。

#### ⑥身体障害者等に対する受験特別措置について(様式5)

視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱などの理由により、補聴器や車椅子の持参使用など、通常の受験体制では受験が困難な受験者は、「診断・意見書」(様式6・7・8・9: P.57~P.63)を添付し、その旨を申請してください。障害の種類及び程度を審査の上特別配慮(例えば、試験時間の延長、別室の設定等)の可否を通知します。

また、特別措置の対象となる者に該当することが下表により身体障害者手帳により確認できる場合にあっては、当該手帳の写しの提出をもって医師による診断・意見書に代えることができます。

|             | 特別措置の対象となる者          |                     | 身体障害者手帳<br>事項により確認で      |        |
|-------------|----------------------|---------------------|--------------------------|--------|
|             |                      |                     | 障害名                      | 級別     |
|             | 日常生活で点字を付            | 吏用している者             | 視覚障害                     | 1~6級   |
| 視  覚        | 上記以外の強度の類が 0.15未満の   | 弱視者で良い方の眼の矯正視力<br>者 | 視覚障害                     | 1~4級   |
| 障害者         | 上記以外の                | 比較的重度の者             | 視覚障害                     | 5、6級   |
|             | 視覚障害者                | 上記以外の者              |                          | _      |
| 聴覚          | 両耳の平均聴力レー            | ベルが100デシベル以上の者      | 聴覚障害                     | 2 級    |
| 障害者         | 上記以外の聴覚障害            | <b>善</b>            | 聴覚障害                     | 3、4、6級 |
|             | 体幹の機能障害に。<br>者又は困難な者 | より座位を保つことができない      | 体幹機能障害                   | 1 級    |
| D+ /+       | 両上肢の機能障害な            | が著しい者               | 上肢機能障害                   | 1級     |
| 肢 体<br>不自由者 | 下肢の機能障害に、<br>者又は困難な者 | より歩行をすることができない      | 下肢機能障害                   | 1 級    |
|             | 上記以外の                | 比較的重度の者             | 脳原性運動機能障害<br>(移動機能障害を除く) | 1、2級   |
|             | 肢体不自由者<br>           | 上記以外の者              | _                        | _      |

#### ⑦勤務記録証明書(様式10)

同一時期に複数の施設・事業所等で勤務した方は**重複期間**について**勤務記録証明書(様式 1 0**: **P. 6 5)**を実務経験証明書と同様に当該事業所毎に証明を受け必ず提出してください。

#### 8確認証明書

受験資格IIの「別紙Iの3」の(3)(P.30)にある民間サービス事業で就業経験のある受験者は、事業主から別添の「確認証明書」(P.69~P.74)により当該事業者がサービス指針(ガイドライン)を満たすことの証明を受けてください。

#### ⑨その他添付書類

(1) 受験資格Ⅱの「別紙1の3」、「別紙1の4」及び受験資格Ⅲに該当する受験者は、介護職員初任者研修課程若しくは実務者研修(平成25年3月31日以前の介護職員基礎研修若しくは、訪問介護員養成研修2級課程)に相当する研修(施設長資格認定講習会等)を修了したことを証明する書類等、次のいずれかの書類を添付してください。

なお、研修等修了後に婚姻等により、氏名の変更(修了証等の姓と現在の姓が異なる場合)等があった場合は、併せて戸籍抄本の原本(6ヶ月以内のもの)を添付してください。

- ア 社会福祉主事任用資格証明書の原本((2) を参照してください。)
- イ 介護職員初任者研修課程若しくは実務者研修修了証明書の写し
- ウ 社会福祉施設長資格認定講習会修了証の写し
- エ 福祉用具供給事業従事者研修及び同従事者現任研修修了証明書の写し
- オ 家庭奉仕員講習会修了証の写し
- カ 家庭奉仕員採用時研修修了証の写し
- (2) 社会福祉主事任用資格は、下記のいずれかの書類で証明してください。(「別紙7(P. 43)」参照)
  - ア 学校教育法に基づく大学、旧大学令に基づく大学、旧高等学校令に基づく高等学校 又は旧専門学校令に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関 する科目を修めて卒業した者については、社会福祉主事任用資格証明書の原本(大学 等で主事資格証明書の発行ができない場合のみ、卒業証明書と成績証明書に代えるこ とができる。(原本))
  - イ 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者については、修了 証の写し
  - ウ 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者については、合格証 の写し
- (3) 受験資格Ⅲの「別紙2」の8. カに該当する受験者のうち、ボランティア等の公的サービス以外のサービスを行う団体において、介護等の業務を行っている者については、その所属団体の団体概要を添付してください。また、その所属団体が市区町村ボランティアセンター等に登録されている場合は、その旨を証明する書類(様式自由)を添付してください。
- (4) 現在、無職又は受験資格対象業務に従事していない場合、氏名、住所の確認のため、住 民票抄本の原本(6ヶ月以内のもの)を添付してください。

#### ⑩受験申込書及び添付書類確認(専用封筒裏面)について

受験申込書及び添付書類に記入漏れ等がないことを確認の上、専用封筒の裏面(受験申込及び 添付書類確認表)のチェック欄に○を記入してください。

#### 2. 受験申込後の氏名、住所等の変更について

受験申込後に氏名、住所等、受験申込書の記載事項に変更が生じた場合には、「群馬県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書記載事項変更届」(様式11:P.67)を、群馬県社会福祉協議会福祉人材課へ速やかに提出してください。

#### 3. その他

- (1) 申込書等内容について確認する場合もありますので、提出する書類については、必ず控え (コピー等) をお取りください。
- (2)提出書類に不備(62円切手、写真等が貼付されていない、免許証、登録証の写しの 提出がない、申込書内容不備、実務経験証明書の内容不備等)があった場合、受験不可と なる場合がありますので必ずご確認の上、提出してください。

#### 表 1 実務経験等

実務経験として算定できるのは、次の表の該当要件 I ~IVに掲げる業務であって、かつ、**要援護者に対する対人 の直接的な援助**が、受験者の本来業務として明確に位置づけられている業務に従事した期間です。

|                   | 安  京  京  京  京  の  本  大  会  大  大  会  大  大  会  大  会  大  会  大  会  大  会  会                                                                                                                                                                                                                                                                  | , . , . ,                                                                                                                                             |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 受験資格該当要件          | 対象となる業務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 実務経験期間                                                                                                                                                |
| I 法定資格            | 国家資格及び都道府県知事資格取得者で次に掲げる資格を有する者をいう。(以下「法定資格取得者」という。)<br>医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)又は精神保健福祉士                                                                                                                                                  | I、II及びIIIの期間が通算<br>(合計)して <u>5年以上</u> であ<br>り、 <b>かつ</b> 、当該業務に従事<br>した日数が <u>900日以上</u><br>であること。                                                    |
| II 相談援助等<br>業務    | <ul> <li>「別紙1」【改正後】(P.19~P.20)に掲げる施設等において必置とされている、相談援助業務に従事する者</li> <li>「別紙1の1」(P.21~P.29)に掲げる施設等において必置とされている、相談援助業務に従事する者</li> <li>「別紙1の2」(P.30)に掲げる相談援助業務に従事する者</li> <li>「別紙1の3」(P.30)、「別紙1の4」(P.31)に掲げる相談援助業務に従事し、下記の①から③のいずれかに該当する者</li> <li>*「別紙1の2」の中で、「主として」とあるのは要援護者に対する直接的な援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられている必要があるということです。</li> </ul> | なお、Iについて、法定<br>資格に基づき当該資格に<br>係わる要援護者に対する<br>対人の直接的な業務に<br>従事した期間であること。<br>(研究業務、教育業務、<br>務等を行っている期間は<br>実務経験に算定できません。)<br>医師や看護師等、業務に<br>免許登録が必要となるも |
| Ⅲ 介護等業務<br>(5年)   | 「別紙2」(P.32~P.35)に掲げる介護等に従事し、下記の①から③のいずれかに該当する者  * 「別紙2」の中で、「主として」、「主たる」とあるのは要援護者に対する 直接的な援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられている必要が あるということです。  * 同じく「別紙2」の中の「介護等の業務」とは、身体上又は精神上の障害 があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排泄、食 事、その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことをいいます。                                                                             | のの当該業務従事期間は、<br>登録日以降とし、資格登録<br>日以前の業務は算定できません。<br>ただし、介護福祉士の場合は、平成29年度までは、<br>登録日以前の介護等業務を含めることができます。                                                |
| IV 介護等業務<br>(10年) | 「別紙2」(P.32~P.35)に掲げる介護等に従事し、下記の①から③のいずれにも該当しない者  *「別紙2」の中で、「主として」、「主たる」とあるのは要援護者に対する 直接的な援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられている必要が あるということです。  * 同じく「別紙2」の中の「介護等の業務」とは、身体上又は精神上の障害 があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排泄、食 事、その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことをいいます。                                                                             | IVの期間が通算(合計)<br>して <u>10年以上</u> であり、<br><b>かつ</b> 、当該業務に従事した<br>日数が <u>1,800日以上</u> で<br>あること。                                                        |
|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | l                                                                                                                                                     |

記

- ①社会福祉主事任用資格を有する者、介護職員初任者研修(平成25年3月31日以前の訪問介護員養成研修2 級課程)若しくは、実務者研修(平成25年3月31日以前の介護職員基礎研修)又はこれらに相当する研修 (社会福祉施設長資格認定講習会等)を修了した者 (詳しくは別紙7・8(P.43~44)参照)
- ②「別紙1の1、別紙1の2」に掲げる業務に従事した期間が1年以上ある者
- ③ I に掲げる資格を取得した場合

#### (従事日数等についての留意事項)

- ア 従事日数については、1日の勤務時間が短くても1日勤務したものとします。
- イ 従事した期間、日数については、試験日前日(平成29年10月7日(土))までに、満たす見込みである方も受験は可能です。必要な期間が経過後、**10月20日(金)**までに「実務経験証明書(確定済)」を提出していただきます。**10月20日(金)**までに提出されない場合は受験を無効とします。

#### (受験対象の範囲の具体的判断について)

要援護者に対する対人の直接的な援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることが必要で、要援護者に対する対人の直接的な援助ではない研究業務を行っているような期間は実務経験期間に算定できません。

【改正後】平成27年度より受験資格要件の一部改正がありました。 ただし、受験資格は経過措置として平成29年度まではP.21~P.35の【改正前】の業務も適用 されます。

## 受験資格【改正後】

#### 介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格(下記のいずれかの要件を満たす者)

以下の1~5を通算して5年以上

#### 1. 法定資格保有者 受験資格コード:001

保健・医療・福祉に関する以下の法定資格に基づく業務に従事した期間 (医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、 介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む)、精神保健福祉士)

#### 2. 生活相談員 受験資格コード:101

生活相談員として、(地域密着型)介護老人福祉施設・(地域密着型)特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)において、要介護者等の日常生活の自立に関する相談援助業務に従事した期間

#### 3. 支援相談員 受験資格コード:102

支援相談員として、介護老人保健施設において、要介護者等の日常生活の自立に関する相談援助業務に従事した期間

#### 4. 相談支援専門員 受験資格コード:103

障害者総合支援法第5条第16項及び児童福祉法第6条の2第6項に規定する事業の従事者として従事 した期間

#### 5. 主任相談支援員 受験資格コード: 104

生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する事業の従事者として従事した期間

#### 「別紙1」

別に定める相談援助業務に従事する者の範囲は次のとおりとする。

|     | 相談援助等業務                                                                                                                       | 受験資格コード |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| (1) | 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護に<br>あっては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生労働省令第37号)第175条第1項第1号に規定する <b>生活相談員</b> | 101     |
| (2) | 介護保険法第8条第20項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護にあっては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第110条第1項第1号に規定する <b>生活相談員</b>           | 101     |
| (3) | 介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあっては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第131条第1項第2号に規定する <b>生活相談員</b>       | 101     |
| (4) | 介護保険法第8条第26項に規定する介護老人福祉施設にあっては、指定介護老人福祉施設の<br>人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生労働省令第39号)第2条第2項に規定す<br>る <b>生活相談員</b>                    | 101     |

| (5) | 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設にあっては、指定介護老人保健施設の<br>人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生労働省令第40号)第2条第4<br>項に規定する <b>支援相談員</b>                                                        | 102 |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| (6) | 介護保険法第8条の2第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護にあっては、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係わる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第231条第1項第1号に規定する <b>生活相談員</b>                | 101 |
| (7) | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)<br>第5条第16項に規定する計画相談支援にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的<br>に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成2<br>4年厚生労働省令第28号)第3条に規定する相談支援専門員 | 103 |
| (8) | 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第6項に規定する障害児相談支援にあっては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)第3条に規定する <b>相談支援専門員</b>                                                | 103 |
| (9) | 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第2条第2項に規定する生活困窮者自立<br>相談支援事業にあっては、別に定める者                                                                                                       | 104 |

# 【改正前】経過措置として平成29年度までは「別紙1の1」から「別紙2」(P. 21~P. 35) は実務経験とみなされます。

### 「別紙1の1」

**受験資格Ⅱ** 施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者

|     | 相談援助等業務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 受験資格コード |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| (1) | 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設、主として肢体不自由のある<br>児童及び主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設にあっては、児童福祉施<br>設の設備及び運営に関する基準第49条第1項、第58条第3項及び第6項に規定する <b>児童指</b><br>導員及び児童発達支援管理責任者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 201     |
| (2) | 身体障害者更生相談所にあっては、「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成<br>15年3月25日付け障発第0325001号)第1に規定する <b>身体障害者福祉司</b> 及びケー<br>ス・ワーカー                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 202     |
| (3) | 障害者支援施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号)第11条第1項第2号イ(2)、第3号イ(1)及びロ、第4号イ(1)及びハ、第5号イ(1)及びロ(1)並びに第6号イ(1)に規定する生活支援員及び同項第2号イ(3)、第3号イ(2)、第4号イ(2)、第5号イ(3)及びロ(2)並びに第6号イ(2)に規定するサービス管理責任者                                                                                                                                                                                                                                                                   | 203     |
| (4) | 福祉ホームにあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第176号)第10条に<br>規定する <b>管理人</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 204     |
| (5) | 身体障害者福祉センターにあっては、身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号)第19条に規定する <b>身体障害者に関する相談に応ずる</b><br>職員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 205     |
| (6) | 救護施設及び更生施設にあっては、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及<br>び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第18号)第11条第1項第3号及び第19条第1<br>項第3号に規定する <b>生活指導員</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 206     |
| (7) | 福祉に関する事務所にあっては、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条第1項第1号に規定する <b>指導監督を行う所員</b> (査察指導員)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第11条の2第1項及び第2項に規定する <b>身体障害者福祉司、</b> 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第13条第1項及び第2項に規定する <b>知的障害者福祉司、</b> 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第6条及び第7条に規定する社会福祉主事(老人福祉指導主事)、社会福祉法第15条第1項第2号に規定する <b>現業を行う所員</b> (現業員)                                                                                                                                                                                                      | 207     |
| (8) | 知的障害者更生相談所にあっては、「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成<br>15年3月25日付け障発第0325002号)第1に規定するケース・ワーカー                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 208     |
| (9) | 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターにあっては、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)第12条第1項第3号及び第2項第1号に規定する主任生活相談員及び生活相談員、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)第12条第1項第3号及び第56条第1項第3号に規定する生活相談員、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年厚生労働省令第107号)第11条第1項第2号に規定する生活相談員、同省令附則第6条第1項第2号に規定する主任生活相談員及び生活相談員、同省令附則第14条第1項第3号に規定する入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話を行う職員、「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について」(昭和52年8月1日付け社老第48号)別紙1(老人福祉センター設置運営要綱)第2に規定する相談・指導を行う職員及び第3に規定する相談・指導を行う職員がに老人介護支援センターにおいて相談援助業務を行っている職員 | 209     |

| (10) | 老人短期入所施設、老人デイサービスセンターにあっては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第93条第1項第1号及び第121条第1項第2号、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第42条第1項第1号に規定する生活相談員、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第97条第1項第1号及び第129条第1項第2号並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)第5条第1項第1号に規定する生活相談員 | 210 |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| (11) | 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項第4号及び第5号に規定する授産施設及び宿所提供施設にあっては、「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」(平成20年3月31日付け厚生労働省発社援第0331011号厚生労働事務次官通知)に基づき配置された <b>指導員</b>                                                                                                                                                                                                                        | 211 |
| (12) | 老人福祉法第29条に規定する有料老人ホームにおいて相談援助業務を行っている <b>生活相談員</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 212 |
| (13) | 「高齢者総合相談センター運営事業の実施について」(昭和62年6月18日付け健政発第3<br>30号、健医発第733号、社老第80号)別紙(高齢者総合相談センター運営要綱)に基づ<br>く高齢者総合相談センターにおいて <b>相談援助業務を行っている相談員</b>                                                                                                                                                                                                                                            | 213 |
| (14) | 「隣保館の設置及び運営について」(平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号)別紙(隣保館設置運営要綱)に基づく隣保館において相談援助業務を行っている職員及び「隣保館の設置及び運営について」(平成14年8月29日付け社援発第0829001号)別紙(広域隣保活動事業実施要領)に基づく広域隣保活動を行うに当たり相談援助業務を行っている職員                                                                                                                                                                                               | 214 |
| (15) | 市(特別区を含む。)区町村社会福祉協議会において <b>相談援助業務を行っている職員</b><br>(以下に示す実施要綱により、必置とされている <b>相談援助職員</b> とする。<br>ア. 「福祉活動専門員」(「社会福祉協議会活動の強化について」(平成11年4月8日<br>付け社援第984号厚生省社会・援護局長通知))                                                                                                                                                                                                            | 215 |
| (16) | 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11<br>条第1項第1号に規定する施設において <b>相談援助業務を行っているケアマネジメント・アドバ</b><br>イザー                                                                                                                                                                                                                                                                        | 216 |
| (17) | 「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」(昭和60年5月21日付け厚生省発児第104号)別紙(知的障害者福祉工場設置運営要綱)に基づく知的障害者福祉工場において <b>相談</b> 援助業務を行っている指導員                                                                                                                                                                                                                                                                     | 217 |
| (18) | 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第29条第1項第2号に基づき設置された<br>労災特別介護施設において <b>相談援助業務を行っている主任指導員</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 218 |
| (19) | 「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成15年11月10日付け障発第11<br>10001号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)<br>通園事業」を行っていた施設における <b>児童指導員</b>                                                                                                                                                                                                                                                   | 219 |
| (20) | 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項に基づく児童発達支援を行う事業所のうち、主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。)を通わせる児童発達支援事業所にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第63条7項に規定する職員(同条第1項に規定する児童指導員に限る。)及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準第5条第3項第3号に規定する児童指導員                                                                                                                                                        | 220 |
| (21) | 視聴覚障害者情報提供施設にあっては、身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する<br>基準(平成15年厚生労働省令第21号)第38条に規定する点字図書館及び第40条に規定<br>する聴覚障害者情報提供施設において <b>身体障害者に関する相談に応ずる職員</b>                                                                                                                                                                                                                                         | 221 |

| (22) | 障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。)を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号)第39条第1項第3号、第52条第1項第2号及び第2項、第59条第1項第2号及び第3項、第64条第1項第2号、第65条第1項第2号並びに第75条第1項第2号(第88条において準用する場合を含む。)に規定する生活支援員並びに第39条第1項第4号、第52条第1項第3号、第59条第1項第4号、第64条第1項第4号、第65条第1項第3号及び第75条第1項第3号(第88条において準用する場合を含む。)に規定するサービス管理責任者 | 222 |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| (23) | 地域活動支援センターにあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための<br>法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第<br>175号)第9条第1項第2号に規定する <b>指導員</b>                                                                                                                                                                                                                          | 223 |
| (24) | 「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別<br>紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記11に基づく「任意事業」の「日中一時支援」を行っ<br>ている障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において相談援助業務を行っている職員、<br>別添1「障害者相談支援事業」における相談援助業務を行っている職員並びに別添3「障害児<br>等療育支援事業」における相談援助業務を行っている職員                                                                                                                                  | 224 |
| (25) | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の<br>事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第27号)第3条(第40条にお<br>いて準用する場合を含む。)に規定する <b>指定地域移行支援従事者及び指定地域定着支援従事者</b>                                                                                                                                                                                                       | 225 |
| (26) | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の<br>事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)第3条に規定する相談<br>支援専門員                                                                                                                                                                                                                                                    | 226 |
| (27) | 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生<br>労働省令第29号)第3条に規定する <b>相談支援専門員</b>                                                                                                                                                                                                                                                                      | 227 |
| (28) | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項に基づく共同<br>生活援助を行っている事業所において <b>相談援助業務を行っている職員</b>                                                                                                                                                                                                                                                                | 228 |
| (29) | 老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設及び第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設における <b>生活相談員</b>                                                                                                                                                                                                                                                                           | 229 |
| (30) | 「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」(平成12年9月27日付け老発第655号)別紙(生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業実施要綱)に基づく「生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業」を行っている生活支援ハウスにおける生活援助員                                                                                                                                                                                                                   | 230 |
| (31) | 「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日付け老発第0609001号)に基づ<br>く「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」において高齢者世話付住宅(シルバーハウジ<br>ング)、サービス付き高齢者向け住宅、多くの高齢者が居住する集合住宅等に派遣されている<br>生活援助員                                                                                                                                                                                                     | 231 |
| (32) | 「地域福祉センターの設置運営について」(平成6年6月23日付け社援地第74号)別紙(地域福祉センター設置運営要綱)に基づく地域福祉センターにおいて <b>相談援助業務を行っている</b> 職員                                                                                                                                                                                                                                                    | 232 |
| (33) | 法第8条第27項に規定する介護老人保健施設において <b>相談援助業務に従事している者</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 233 |
| (34) | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律123号)第48条に規定する精神保健福祉センター及び保健所その他これらに準ずる施設における精神保健福祉相談員                                                                                                                                                                                                                                                                   | 234 |
| (35) | 「介護実習・普及センター運営事業の実施について」(平成4年4月22日付け老企第137号)別紙(介護実習・普及センター運営要綱)に基づく介護実習・普及センターにおいて相談援助業務を行っている職員                                                                                                                                                                                                                                                    | 235 |
| (36) | 児童福祉法第6条の2第3項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関にあっては、<br>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第58条第3項及び第6項に規定する <b>児童指導員</b>                                                                                                                                                                                                                                                     | 236 |

|      | 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第03        |       |
|------|----------------------------------------------------|-------|
| (37) | 31021号)別添17(社会的包摂・「絆」再生事業実施要領)に基づくホームレス総合相         | 237   |
|      | 談推進事業において <b>相談援助業務を行っている相談員</b>                   |       |
|      | 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第03        |       |
| (38) | 31021号)別添17(社会的包摂・「絆」再生事業実施要領)に基づくホームレス自立支         | 238   |
|      | 援センターにおいて <b>相談援助業務を行っている生活相談指導員</b>               |       |
| (39) | 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第03        | 220   |
| (39) | 31021号)別添13(安心生活基盤構築事業実施要領)に規定する専門員                | 239   |
|      | 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第03        |       |
| (40) | 31021号)別添15(ひきこもり対策推進事業実施要領)に基づくひきこもり地域支援セ         | 240   |
|      | ンターにおいて <b>相談援助業務に従事している者</b>                      |       |
|      | 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第03        |       |
| (41) | 31021号)別添16(地域生活定着促進事業実施要領)に基づく地域生活定着支援センタ         | 241   |
|      | ーにおいて <b>相談援助業務に従事している者</b>                        |       |
| (40) | 法第115条の46第1項に基づく地域包括支援センターにあっては、介護予防支援事業及び         | 242   |
| (42) | 包括的支援事業において <b>相談援助業務に従事している者</b>                  | 242   |
| (43) | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の4に規定する <b>退院後生活環境相談員</b>   | 2 4 3 |
|      | 「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」(平成14年5月7日付け職高発         |       |
| (44) | 第0507004号・障発第0507003号)の別紙3(障害者就業・生活支援センター事         | 0.4.4 |
| (44) | 業(生活支援等事業)実施要綱)に基づく障害者就業・生活支援センターにおいて <b>生活支援を</b> | 2 4 4 |
|      | 専門に担当する職員                                          |       |

## 受験資格該当職種の変更により、<mark>過去の業務</mark>を実務経験期間とできる者

| 3   | P成18年3月31日までの業務従事期間を実務経験期間に算入することができます。                                                                                                        | 受験資格コード |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
|     | 「 <b>身体障害者更生施設等</b> の設備及び運営について」(昭和60年1月22日付け社更第4号)<br>第2章の第3、第4、第5、第7、第3章の第5、第4章の第3又は第4に規定する <b>生活指導</b>                                      |         |
| (1) | 員、第2章の第6に規定するケース・ワーカー若しくは第4章の第5に規定する <b>指導員として</b>                                                                                             | 801     |
| (0) | 相談援助業務に従事した期間 「身体障害者福祉ホームの設備及び運営について」(昭和60年1月22日付け社更第5号)                                                                                       |         |
| (2) | 別紙(身体障害者福祉ホーム設置運営要綱)9に規定する利用者の生活及び自立に関する相談、助言その他必要な援助を行う職員として相談援助業務に従事した期間                                                                     | 802     |
| (3) | 「身体障害者福祉センターの設備及び運営について」(昭和60年1月22日付け社更第6号)<br>別紙(身体障害者福祉センター設置運営要綱)に規定する身体障害者に関する相談に応ずる職<br>員として相談援助業務に従事した期間                                 | 803     |
| (4) | 知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成2年厚生省令第57号)第11条第1項第4号、第21条第1項第4号又は第27条第1項第3号に規定する生活指導員若しくは第33条第1項に規定する管理人として相談援助業務に従事した期間                             | 804     |
| (5) | 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)第12条第1項第3号に規定する生活指導員又は「軽費老人ホームの設備及び運営について」(昭和47年2月26日付け社老第17号)別紙(軽費老人ホーム設置運営要綱)第4に規定する生活指導員として相談援助業務に従事した期間 | 805     |

| (10)<br>(11)<br>(12)<br>(13) | いる施設において相談援助業務に従事した期間 「知的障害者地域生活援助事業の実施について」(平成元年5月29日付け児発第397号) 別紙(知的障害者地域生活援助事業実施要綱)に基づく「知的障害者地域生活援助事業」を行っている知的障害者グループホームにおいて相談援助業務に従事した期間 「在宅知的障害者デイサービス事業の実施について」(平成3年9月30日付け児発第832号)別紙(在宅知的障害者デイサービス事業実施要綱)に基づく「在宅知的障害者デイサービス事業」を行っている在宅知的障害者デイサービスセンターにおいて相談援助業務に従事した期間 地域保健法第5条に規定する保健所における精神保健福祉相談員として相談援助業務に従事した期間 | 8 1 1<br>8 1 2<br>8 1 3 |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| (11)                         | 「知的障害者地域生活援助事業の実施について」(平成元年5月29日付け児発第397号)<br>別紙(知的障害者地域生活援助事業実施要綱)に基づく「知的障害者地域生活援助事業」を行っている知的障害者グループホームにおいて相談援助業務に従事した期間<br>「在宅知的障害者デイサービス事業の実施について」(平成3年9月30日付け児発第832号)別紙(在宅知的障害者デイサービス事業実施要綱)に基づく「在宅知的障害者デイサービス事業実施要綱)に基づく「在宅知的障害者デイサービス事業」を行っている在宅知的障害者デイサービスセンターにおいて相談援助業務に従事した                                        |                         |
|                              | 「知的障害者地域生活援助事業の実施について」(平成元年5月29日付け児発第397号)<br>別紙(知的障害者地域生活援助事業実施要綱)に基づく「知的障害者地域生活援助事業」を行                                                                                                                                                                                                                                    | 811                     |
| (10)                         | <b>いる施設</b> において <b>相談援助業務に従事した期間</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                         |
| (10)                         | 「市町村障害者生活支援事業の実施について」(平成8年5月10日付け社援更第133号)<br>別添(市町村障害者生活支援事業実施要綱)に基づく <b>「市町村障害者生活支援事業」を行って</b>                                                                                                                                                                                                                            | 810                     |
| (9)                          | を行っている施設における児童指導員として相談援助業務に従事した期間<br>身体障害者福祉法第4条の2第3項に規定する身体障害者デイサービス事業を行う施設において相談援助業務に従事した期間                                                                                                                                                                                                                               | 809                     |
| (7)                          | において相談援助業務を行っている指導員及びケース・ワーカーとして相談援助業務に従事した期間 「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成8年5月10日付け児発第496号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」                                                                                                                                                                                         | 807                     |
| (6)                          | 実施要綱)に基づく広域隣保活動を行うに当たり相談援助業務を行っている職員又は「地域改善対策対象地域における生活相談員の設置について」(昭和55年5月21日付け社生第82号)別添(地域改善対策対象地域における生活相談員設置要綱)に基づき相談援助業務を行っている生活相談員として相談援助業務に従事した期間<br>心身障害者福祉協会法(昭和45年法律第44号)第17条第1項第1号に規定する福祉施設                                                                                                                        | 806                     |
| (6)                          | 善対策対象地域における生活相談員の設置について」(昭和55年5月21日付け社生第82<br>号)別添 (地域改善対策対象地域における生活相談員設置要綱)に基づき相談援助業務を行っ                                                                                                                                                                                                                                   |                         |

|      | <b>知的障害者援護施設</b> の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第22号)第28                                                           |       |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| (19) | 条第1項第3号、第29条第1項第3号、第52条第1項第3号、第53条第1項第3号、第                                                                   | 819   |
| (13) | 54条第1項第2号及び第63条第1項第3号に規定する <b>生活支援員</b> 並びに第72条に規定                                                           | 019   |
|      | する <b>管理人として相談援助業務に従事した期間</b>                                                                                |       |
|      | 「視聴覚障害者情報提供施設等の設備及び運営について」(平成2年12月17日付け社更第                                                                   |       |
| (00) | 247号)別紙(視聴覚障害者情報提供施設及び補装具製作施設の設備及び運営基準)第3章                                                                   |       |
| (20) | の第2に基づく <b>点字図書館</b> 及び第3章の第4に基づく <b>聴覚障害者情報提供施設において相談</b>                                                   | 820   |
|      | 援助業務に従事した期間                                                                                                  |       |
| (01) | 障害者自立支援法附則第8条第1項第6号に規定する <b>障害者デイサービスを行う事業所</b> にお                                                           | 0.01  |
| (21) | いて相談援助業務に従事した期間                                                                                              | 821   |
|      | 「身体障害者自立支援事業の実施について」(平成3年10月7日付け社更第220号)別添                                                                   |       |
| (22) | (身体障害者自立支援実施要綱)に基づく「身体障害者自立支援事業」を行っている <b>身体障害</b>                                                           | 822   |
|      | 者向け公営住宅、賃貸住宅及び身体障害者福祉ホーム等において相談援助業務に従事した期間                                                                   |       |
|      | 「地域における相談支援の実施について」(平成15年11月6日付け障発第1106006                                                                   |       |
| ()   | 号)別紙(市町村障害者生活支援事業実施要綱)に基づく「市町村障害者生活支援事業」にお                                                                   |       |
| (23) | ける職員及び(障害児(者)地域療育等支援事業実施要綱)に基づく「療育等支援施設事業」                                                                   | 823   |
|      | における相談員として相談援助業務に従事した期間                                                                                      |       |
|      | 「知的障害者生活支援事業の実施について」(平成3年9月19日付け児発第791号)別紙                                                                   |       |
|      | (知的障害者生活支援事業実施要綱)に基づく「知的障害者生活支援事業」を行っている <b>知的</b>                                                           |       |
| (24) | できる通勤寮、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設(通所施設を除く。)において相                                                                   | 8 2 4 |
|      | 談援助業務に従事した期間                                                                                                 |       |
|      | 「知的障害者社会活動総合推進事業の実施について」(平成4年6月29日付け児発第616                                                                   |       |
|      | 号)別紙(知的障害者社会活動総合推進事業実施要綱)第3の6に基づく「知的障害者専門相                                                                   |       |
| (25) | 談 (法的助言・相談) 事業」を行っている施設における相談員として相談援助業務に従事した                                                                 | 825   |
|      | 一郎(なり切ら・1100) 手末」で11つでいる他的ではついる1100頁として1100項の末初に従事した                                                         |       |
|      | 「在宅老人福祉対策事業の実施及び推進について」(昭和51年5月21日付け社老28号)                                                                   |       |
|      | 別添4(老人デイサービス運営事業実施要綱)3に基づく「高齢者生活福祉センター運営事業」                                                                  |       |
| (26) | かが、すくれんノイケーとへ達古事未失心安極があれると、「同画者工品留価とマノー建古事未」<br>  を行っている <b>高齢者生活福祉センター</b> における <b>生活援助員として相談援助業務に従事した期</b> | 826   |
|      | で打っている同都省土石油社でファー(こねり) る土石波助兵として行政波均未物に従事した例                                                                 |       |
|      | 150 <br>  「介護予防・地域支え合い事業の実施について」(平成13年5月25日付け老発第213号)                                                        |       |
| (27) | に基づく「高齢者住宅等安心確保事業」を行っている <b>高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)</b>                                                          | 827   |
| (21) | に盛って「間間では、一句のでは、一句のでは、一句では、一句では、一句では、一句では、一句では、一句では、一句では、一句                                                  | 027   |
|      | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2に規定する精神障害者社会復帰施設                                                                    |       |
| (28) | インストの一般では、                                                                                                   | 828   |
|      | 「精神障害者地域生活支援事業の実施について」(平成8年5月10日付け健医発第573号)                                                                  |       |
|      | 別紙(精神障害者地域生活支援事業実施要綱)に基づく「精神障害者地域生活支援事業」を行                                                                   |       |
| (29) | っている <b>精神障害者社会復帰施設</b> (地方公共団体が委託して実施する場合は、近隣の精神障害                                                          | 829   |
|      | うている <b>有や障害有社会後滞危敌</b> (地方公共団体が委託して天施する場合は、近隣の精や障害<br>  者生活訓練等との密接な連携が確保された施設)において <b>相談援助業務に従事した期間</b>     |       |
|      | 有工作前隊寺との在後は建物が推床ですいこ地政)(これ)・( <b>相談援助未物に従事した期间</b>                                                           | 受験資格  |
| 3    | 平成20年3月31日までの業務従事期間を実務経験期間に算入することができます。                                                                      | 文献負征  |
|      |                                                                                                              | 7 - 6 |
| (00) | <b>身体障害者更生相談所</b> にあっては、「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成                                                           |       |
| (30) | 5年3月31日付け社援更第107号)第1に規定する <b>身体障害者福祉司</b> 及び <b>ケース・ワーカ</b>                                                  | 830   |
|      | 一として相談援助業務に従事した期間                                                                                            |       |
| ()   | 知的障害者更生相談所にあっては、「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」(昭和                                                                   |       |
| (31) | 35年6月17日付け社発第380号)第1に規定する <b>ケース・ワーカー</b> として <b>相談援助業務</b>                                                  | 831   |
|      | に従事した期間                                                                                                      |       |
|      | 老人短期入所施設、老人デイサービスセンターにあっては、「在宅老人福祉対策事業の実施及                                                                   |       |
| (32) | び推進について」(昭和51年5月21日付け社老第28号)別添3(老人短期入所運営事業                                                                   | 832   |
| /    | 実施要綱)1に規定する生活指導員、別添4(老人デイサービス運営事業実施要綱)1に規定                                                                   |       |
|      | する <b>生活指導員</b> として <b>相談援助業務に従事した期間</b>                                                                     |       |
|      |                                                                                                              |       |

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | ı       |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
|       | 市(特別区を含む。)区町村社会福祉協議会において相談援助業務に従事した期間<br>以下に示す実施要綱により、必置とされている相談援助職員とする。<br>ア 「地域福祉活動コーディネーター」(「ふれあいまちづくり事業の実施について」(平成                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |         |
| (33)  | 3年9月20日付け社庶第206号社会局長通知及び平成8年7月17日付け社援地第6<br>8号厚生省社会・援護局長通知))                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 833     |
|       | イ 「市区町村ボランティアセンターにおける相談員」(「福祉活動への参加の推進について」                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |         |
|       | (平成6年7月11日付け社援地第86号厚生省社会・援護局長通知)別添2「市区町村ボ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |         |
|       | ランティアセンター活動事業実施要綱」)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |         |
| (0.4) | 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 0.04    |
| (34)  | 331021号) 別添13 (ホームレス総合相談推進事業実施要領) に基づく相談員として相<br>  談援助業務に従事した期間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 834     |
|       | <b>                                    </b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |         |
| (35)  | 3 3 1 0 2 1 号) 別添 1 4 (ホームレス自立支援事業実施要領) に基づく <b>ホームレス自立支援</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 835     |
|       | センターにおける生活相談指導員として相談援助業務に従事した期間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |         |
|       | 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |         |
| (36)  | 331021号) 別添9 (地域福祉権利擁護事業実施要領) に規定する専門員として相談援助                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 836     |
|       | 業務に従事した期間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |         |
| 3     | 平成22年3月31日までの業務従事期間を実務経験期間に算入することができます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 受験資格コード |
|       | 「軽費老人ホームの設備及び運営について」(昭和47年2月26日付け社老第17号)別紙                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |         |
| (37)  | (軽費老人ホーム設置運営要綱)第2に規定する <b>主任生活相談員及び生活相談員</b> 、第3に規定                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 837     |
|       | する利用者の生活、身上に関する <b>相談、助言を行う職員</b> 及び第4に規定する <b>生活相談員として</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |         |
|       | <b>従事した期間</b> - サバルボナ (四年の月左) (中央) (中央) (中央) (中央) (中央) (中央) (中央) (中央                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |         |
|       | 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項第4号及び第5号に規定する <b>授産施</b><br>設及び <b>宿所提供施設</b> にあっては、「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |         |
| (38)  | 準について」(昭和48年5月26日付け厚生省社第497号)に基づき配置された <b>指導員と</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 838     |
|       | して従事した期間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |         |
|       | 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |         |
| (39)  | 331021号) 別添10 (ホームレス総合相談推進事業実施要領) に基づき相談援助業務を                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 839     |
|       | 行っている相談員として従事した期間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |         |
|       | 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |         |
| (40)  | 331021号) 別添7 (日常生活自立支援事業実施要領) に規定する専門員として従事した                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 840     |
|       | <b>期間</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |         |
| (41)  | 介護保険伝第115条の39第1項に基づて <b>地域已招又接せファー</b> にあっては、 <b>介護予防又接</b>   事業及び包括的支援事業において相談援助業務に従事している者として従事した期間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 8 4 1   |
|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 受験資格    |
|       | 平成24年3月31日までの業務従事期間を実務経験期間に算入することができます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | コード     |
|       | 知的障害児施設(通園施設は該当しない)、 <b>肢体不自由児施設</b> (肢体不自由児通園施設を除く)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |         |
| (42)  | 及び <b>重症心身障害児施設</b> にあっては、児童福祉施設最低基準第49条第1項、第69条第1項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 842     |
|       | 及び第5項並びに第73条第1項に規定する <b>児童指導員として従事した期間</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |         |
| (10)  | <b>救護施設</b> 及び <b>更生施設</b> にあっては、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 0.4.0   |
| (43)  | び運営に関する最低基準(昭和41年厚生省令第18号)第11条第1項第3号及び第19条<br>第1項第3号に担宗する <b>仕手投資員として役事した期間</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 843     |
|       | 第1項第3号に規定する <b>生活指導員として従事した期間</b><br>「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成15年11月10日付け障発第11                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |         |
| (44)  | 10001号) 別紙 (重症心身障害児 (者) 通園事業実施要綱) に基づく「 <b>重症心身障害児 (者)</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 844     |
| (11)  | 1000019///// (重進心分降音光(名) / / / / / / /   通園事業」を行っている施設における児童指導員として従事した期間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |         |
|       | I the same of the | l       |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <del>                                     </del> |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| (45) | 「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別<br>紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記6(4)に基づく「身体障害者自立支援事業」を行っ<br>ている身体障害者向け公営住宅、賃貸住宅及び福祉ホーム等において相談援助業務を行ってい<br>る職員、別記6(9)に基づく「日中一時支援事業」を行っている障害福祉サービス事業所、<br>障害者支援施設等において相談援助業務を行っている職員、別添1「障害者相談支援事業」に<br>おける相談援助業務を行っている職員並びに別添2「障害児等療育支援事業」における相談援<br>助業務を行っている職員として従事した期間                                                                                         | 8 4 5                                            |
| (46) | 相談支援事業を行う施設にあっては、障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第173号)第3条に規定する相談支援専門員として従事した期間                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 8 4 6                                            |
| (47) | 「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発第0609001号)に基づく「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」において <b>高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅、多くの高齢者が居住する集合住宅等に派遣されている生活援助員として従事した期間</b>                                                                                                                                                                                                                                       | 8 4 7                                            |
| (48) | 介護保険法第8条第25項に規定する <b>介護老人保健施設</b> において <b>相談援助業務に従事してい</b><br>た期間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 8 4 8                                            |
| (49) | 児童福祉法第27条第2項に基づく <b>厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関</b> にあっては、児童福祉施設最低基準第69条第1項及び第73条第1項に規定する <b>児童指導員として従事した期間</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 8 4 9                                            |
| (50) | 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添16(ホームレス対策事業実施要領)に基づくホームレス総合相談推進事業において相談援助業務を行っている相談員として従事した期間                                                                                                                                                                                                                                                                               | 850                                              |
| (51) | 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添16 (ホームレス対策事業実施要領)に基づくホームレス自立支援センターにおいて相談援助事業を行っている生活相談指導員として従事した期間                                                                                                                                                                                                                                                                          | 851                                              |
| (52) | 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添10 (日常生活自立支援事業実施要領)に規定する専門員として従事した期間                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 852                                              |
|      | 平成25年4月8日までの業務従事期間を実務経験期間に算入することができます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 受験資格コード                                          |
| (53) | 障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する <b>身体障害者更生援護施設</b> にあっては、障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。)第31条の規定による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号第16条第1項第3号、第17条第1項第3号、第18条第1項第3号、第19条第1項第3号、第38条第1項第3号、第56条第1項第3号、第57条第1項第3号及び第58条第1項第3号に規定する生活支援員並びに「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」(昭和47年7月22日付け社更第128号)別紙(身体障害者福祉工場設置運営要綱)7に規定する指導員として従事した期間 | 853                                              |
| (54) | 障害者自立支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設にあっては、整備省令第1条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第22号)第28条第1項第3号、第29条第1項第3号、第52条第1項第3号、第53条第1項第3号、第54条第1項第2号及び第63条第1項第3号に規定する生活支援員として従事した期間                                                                                                                                                                             | 854                                              |
| (55) | 障害者自立支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設にあっては、整備省令第1条の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第87号)第16条第1項第2号、第26条第1項第2号及び第4項第2号並びに第37条第1項第2号に規定する精神障害者社会復帰指導員並びに第33条第1項第1号に規定する管理人として                                                                                                                                                                                 | 855                                              |

| 2    | 平成26年3月31日までの業務従事期間を実務経験期間に算入することができます。                                                                                                               | 受験資格コード |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| (56) | 「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別<br>紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記11に基づく「任意事業」の「身体障害者自立支援」<br>を行っている身体障害者向け公営住宅、賃貸住宅及び福祉ホーム等において相談援助業務を行っている職員として従事した期間 | 856     |
| (57) | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)<br>第5条第10項に基づく共同生活介護を行っている事業所において相談援助業務を行って<br>いる職員として従事した期間                                               | 857     |

## 「別紙1の2」

#### **受験資格** ■ 法律に定められた相談援助業務に従事する者

|     | 相談援助等業務                                                                         | 受験資格コード |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------|---------|
| (1) | 町村(福祉事務所設置町村を除く。)の老人福祉担当職員、身体障害者福祉担当職員、知的障害者福祉担当職員のうち主として <b>相談援助業務に携わっている者</b> | 3 0 1   |
| (2) | 保健所において <b>公共医療事業に従事する者</b>                                                     | 302     |

## 「別紙1の3」

#### 受験資格 I 表1実務経験等 (P.18) の記の① $\sim$ ③のいずれかに該当する者

|     | 相談援助等業務                                                                                                                                                                                                                       | 受験資格コード |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| (1) | 医療機関において <b>医療社会事業に従事する者</b> (患者や家族に対し疾病の治療等の妨げとなる経済的、精神的な諸問題について <b>相談、指導を担当する者</b> )                                                                                                                                        | 401     |
| (2) | 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、基準該当居宅サービス事業者、基準該当居宅介護支援事業者、基準該当介護予防サービス事業者、基準該当介護予防支援事業者において、相談援助業務・連絡調整業務に従事している者                                                       | 402     |
| (3) | (2)のサービスに相当するサービス(福祉用具を販売するサービスを含む。)に係わる業務を行っている事業者(社会福祉協議会・福祉公社・生活協同組合・農業協同組合・シルバー人材センター等の民間非営利組織、民間企業等)であって、市町村の委託を受けたもの又は民間事業者によるサービス指針(ガイドライン)を満たすと認められるものにおいて、相談援助業務・連絡調整業務に従事している者(別添の「確認証明書」(P. 6 9~P. 7 4)を添付してください。) | 403     |

### 受験資格該当職種の変更により、過去の業務を実務経験期間とできる者

|    | 平成20年3月31日までの業務従事期間を実務経験期間に算入することができます。                                        | 受験資格コード |
|----|--------------------------------------------------------------------------------|---------|
| (1 | 「公営住宅等関連事業推進事業制度要綱」(平成6年6月23日付け建設省住建発第55号)<br>に基づく「シニア住宅」において主として相談援助業務に従事した期間 | 858     |

#### 「別紙1の4」

**受験資格** I 表 1 実務経験等 (P. 18) の記の①~③のいずれかに該当する者

|     | 相談援助等業務                                                                                                                                                                                                          | 受験資格コード |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| (1) | 老人福祉施設、有料老人ホーム、障害者支援施設、保護施設及び介護老人保健施設の <b>施設長及び管理者</b>                                                                                                                                                           | 501     |
| (2) | 都道府県、市町村、ろうあ者センター、手話通訳派遣センター等において手話通訳及び <b>自立支援のための相談援助を行う者</b> (社会福祉主事任用資格を有する者又は介護職員初任者研修課程又は実務者研修に相当する研修を修了した者であって、「手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令」(平成21年厚生労働省令第96号)による <b>試験に合格し、登録された手話通訳士</b> であるものに限る。) | 502     |

#### 受験資格該当職種の変更により、過去の業務を実務経験期間とできる者

| 平成19年3月31日までの業務従事期間を実務経験期間に算入することができます。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 受験資格コード |
|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| (1)                                     | <b>身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設の施設長として従事した期間</b> (社会福祉主事任用資格を有する者又は社会福祉施設長資格認定講習会若しくはこれに相当する研修を修了した者に限る。又は、表1 実務経験等(P.18)記の①~③のいずれかに該当する者)                                                                                                                                                                                              | 859     |
| 2                                       | 平成22年3月31日までの業務従事期間を実務経験期間に算入することができます。                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 受験資格コード |
| (2)                                     | 都道府県、市町村、ろうあ者センター、手話通訳派遣センター等において手話通訳及び自立支援のための相談援助を行う者(社会福祉主事任用資格を有する者又は訪問介護員養成研修2級課程に相当する研修を修了した者であって、「手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程を定める件」(平成元年5月20日厚生省告示第108号)による試験に合格し、登録された手話通訳士である者に限る。)(「手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程を定める件」(平成元年5月20日厚生省告示第108号)による試験に合格し、登録された手話通訳士である者が、表1 実務経験等(P.18)記の①~③のいずれかに該当する場合)として従事した期間 | 860     |

- \*介護職員初任者研修課程若しくは実務者研修又はこれらに相当する研修(社会福祉施 設長資格認定講習会等)を修了したものとは
- ●省令第22条の23の介護職員初任者研修課程修了者

介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第25号(以下「改正省令」という。) 附則第2条により、介護職員初任者研修課程を<u>修了したとみなされた者</u>を含む。)

第22条の23の改正規定の施行の際現にこの省令による改正前の介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修1級課程、2級課程(以下「旧研修課程」という。)を修了し、当該旧研修課程を修了したことにつき、当該旧研修課程に係わる研修を行った者から当該旧研修課程を修了した旨の証明書の交付を受けている者

「家庭奉仕員講習会推進事業の実施について」に基づき、家庭奉仕員講習会を修了した者と、昭和62年以前に実施された「家庭奉仕員の採用時研修について」に基づく家庭奉仕員採用時研修を修了した者を含む。

- ●「社会福祉施設の長の資格要件について」(昭和53年2月20日付け社庶第13号社会局長・児童家 庭局長通知)に基づく、「施設長資格認定講習会」の課程を修了した者
- ●福祉用具供給事業従事者現任研修(福祉用具供給事業従事者研修の修了後、5年以内に保健・医療・福祉に関し、合わせて95時間の研修課程)を修了した者

# 「別紙2」 受験資格Ⅲ、Ⅳ

|   | A =44 A4 A14                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 受験資格コード            |                     |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|---------------------|
|   | │                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | <b>5年</b><br>受験資格Ⅲ | <b>10年</b><br>受験資格Ⅳ |
| 1 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施<br>設の従業者のうちその <b>主たる業務が介護等の業務であるもの</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 601                | 701                 |
| 2 | 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する救護施設及び更生施設の職員のうち、その <b>主たる業務が介護等の業務であるもの</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 602                | 702                 |
| 3 | 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター、老人<br>デイサービス事業を行う施設、老人短期入所施設、老人短期入所事業を行う施設、養護<br>老人ホーム及び特別養護老人ホームの職員のうち、その <b>主たる業務が介護等の業務であるもの</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 603                | 703                 |
| 4 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する居宅介護、同行援護、行動援護及び重度訪問介護の従業者並びに老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業の <b>訪問介護員</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 604                | 704                 |
| 5 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業(療養介護、生活介護、共同生活援助(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第207条に規定する指定共同生活援助に限る。)、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び短期入所を行うものに限る。)を行う事業所並びに地域活動支援センターの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの                                                                                                                                                                                                                                                           | 605                | 705                 |
| 6 | 老人福祉法に規定する軽費老人ホーム及び有料老人ホーム並びに介護保険法に規定する<br>介護老人保健施設その他の施設であって、入所者のうちに身体上又は精神上の障害があ<br>ることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員のうち、その <b>主たる業務が介護等の業務であるもの</b><br>「その他の施設」とは、介護福祉士の受験資格の実務経験を定めた「指定施設における<br>業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係わる介護等の業務の範囲等につ<br>いて」(昭和63年2月12日付け社庶第30号)の2の(3)のとおりであること。                                                                                                                                                                                                                            | 606                | 706                 |
| 7 | 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院又は診療所において看護の補助の業務に従事する者のうち、その <b>主たる業務が介護等の業務であるもの</b><br>(空床時にベッドメーキングや検体の運搬などの間接的な業務のみを行っている者を除く。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 607                | 707                 |
| 8 | 介護等の便宜を供与する事業を行う者において、 <b>主として介護等の業務に従事するもの</b> 事業として継続、反復している事業者に雇用され又は指揮命令を受けながら従事した者であって、次の業務に従事している者であること。  ア. 市場機構を通じて在宅サービス等を提供しているいわゆる民間事業者において主として介護等の業務に従事する者  イ. 市区町村社会福祉協議会で実施している入浴サービス等に従事している者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの ウ. 生活協同組合、農業協同組合で実施している在宅サービス等に従事している者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの  エ. 法令等に基づかない市町村単独事業で介護等の業務を行っているものオ. 平成9年9月末までの特例措置として特例許可老人病棟において活動していた家政婦のうち、その主たる業務が介護等の業務である者カ. ボランティア等の公的サービス以外のサービスを行う団体において介護等の業務を行っている者(団体概要及び市区町村ボランティアセンター等に登録されている団体についてはその旨の書類を実務経験証明書に添付すること。) | 608                | 708                 |
| 9 | 個人の家庭において就業する職業安定法施行規則(昭和22年労働省令第12号)附則<br>第4項に掲げる家政婦のうち、その <b>主たる業務が介護等の業務であるもの</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 609                | 709                 |

|    |                                                                                                                                                                    | 受験資格コード             |                     |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|---------------------|
|    |                                                                                                                                                                    | <b>5 年</b><br>受験資格Ⅲ | <b>10年</b><br>受験資格Ⅳ |
| 10 | 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第29条第1項第2号に基づき設置された労災特別介護施設の <b>介護職員</b>                                                                                                    | 610                 | 710                 |
| 11 | 「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成15年11月10日付け障発第1110001号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」において利用者の療育に <b>直接従事した職員</b> (施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。) | 611                 | 711                 |
| 12 | 児童福祉法第6条の2第2項に基づく児童発達支援を行う事業所のうち、主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を通わせる児童発達支援事業所において <b>利用者の療育に直接従事する職員</b> (施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。)      | 612                 | 712                 |
| 13 | 「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記9に基づく「移動支援事業」を行っている者、別記11に基づく「任意事業」の「訪問入浴サービス」を行っている職員、「任意事業」の「日中一時支援」を行っている職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの  | 613                 | 713                 |
| 14 | 「地域福祉センターの設置運営について」(平成6年6月23日付け社援地第74号)<br>別紙(地域福祉センター設置運営要綱)に基づく地域福祉センターの職員のうち、そ<br>の <b>主たる業務が介護等の業務であるもの</b>                                                    | 614                 | 714                 |
| 15 | 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する主として知的障害のある児童を<br>入所させる福祉型障害児入所施設及び、主として肢体不自由のある児童及び主として<br>重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の入所者の保護に直接従事する職<br>員のうち、その <b>主たる業務が介護等の業務であるもの</b>     | 615                 | 7 1 5               |
| 16 | ハンセン病療養所における介護員等その <b>主たる業務が介護等の業務であるもの</b> (ア. 国立ハンセン病療養所にあっては介護員とすること。 イ. ア以外のハンセン病療養所にあっては、主たる業務が介護等の業務である者とすること。                                               | 616                 | 716                 |
| 17 | 児童福祉法第6条の2第3項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関の入所者の保護に直接従事する職員のうち、その <b>主たる業務が介護等の業務であるもの</b> (児童福祉法第6条の2第3項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関の保育士をいう。)                                 | 617                 | 717                 |
| 18 | 指定訪問入浴介護(指定居宅サービスに該当する法第8条第3項に規定する訪問入浴介護をいう。)又は指定介護予防訪問入浴介護(指定介護予防サービスに該当する<br>法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問入浴介護をいう。)の <b>介護職員</b>                                          | 618                 | 7 1 8               |
| 19 | 指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービスに該当する法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービスに該当する法第8条の2第16項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)の <b>介護従業者</b>               | 619                 | 719                 |
| 20 | 指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービスに該当する法第8条第19項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。)又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型介護予防サービスに該当する法第8条の2第17項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。)の介護従業者                   | 620                 | 720                 |
| 21 | 指定通所リハビリテーション(指定居宅サービスに該当する法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションをいう。)又は指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービスに該当する法第8条の2第8項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。)の <b>介護職員</b>                          | 621                 | 721                 |

## 介護等業務のうち受験資格該当職種の変更により、過去の業務を実務経験期間とできるもの

|                                         |                                                                                                                                                                                                                 | 受験資格                | トコード                  |
|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|-----------------------|
| 平月                                      | ·成18年3月31日までの業務従事期間を実務経験期間に算入することができます。<br>                                                                                                                                                                     |                     | <b>10年</b><br>受験資格Ⅳ   |
| 1                                       | 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する <b>身体障害者更生施設</b> (重度の肢体不自由者を入所させて、その更生に必要な治療及び訓練を行うものに限る。)、 <b>身体障害者療護施設</b> 又は <b>身体障害者授産施設</b> (重度の身体障害者で雇用されることの困難なもの等を入所させて、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え、自活させるものに限る。)の <b>寮母の業務に従事した期間</b> | 901                 | 951                   |
| 2                                       | 身体障害者福祉法に規定する <b>身体障害者居宅介護等事業</b> 、精神保健及び精神障害者福祉<br>に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者居宅介護等事業又は<br>知的障害者福祉法に規定する知的障害者居宅介護等事業の訪問介護員の業務に従事し<br>た期間                                                                    | 902                 | 952                   |
| 3                                       | 身体障害者福祉法に規定する身体障害者デイサービス事業若しくは身体障害者短期入<br>所事業、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者短期入所事業<br>又は知的障害者福祉法に規定する知的障害者短期入所事業を行う施設の職員であり、そ<br>の主たる業務が介護等の業務である者が従事した期間                                                        | 903                 | 953                   |
| 4                                       | 「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成8年5月10日付け児発第496号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」において施設の入所者の保護に直接従事する職員(施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。)の業務に従事した期間                                                | 904                 | 954                   |
| 平月                                      | 成19年3月31日までの業務従事期間を実務経験期間に算入することができます。                                                                                                                                                                          | <b>5 年</b><br>受験資格Ⅲ | <b>1 0 年</b><br>受験資格Ⅳ |
| 5                                       | 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する <b>身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設</b> の入所者の支援に直接従事する職員であり、その主たる業務が介護等の業務である者が従事した期間                                                                                                 | 905                 | 955                   |
| 6                                       | 障害者自立支援法に規定する <b>外出介護の業務に従事した期間</b>                                                                                                                                                                             | 906                 | 956                   |
| 7                                       | 障害者自立支援法に規定する <b>障害者デイサービスを行う事業所</b> の職員のうち、その <b>主たる業務が介護等の業務である者が従事した期間</b>                                                                                                                                   | 907                 | 957                   |
| 8                                       | 「身体障害者自立支援事業の実施について」(平成3年10月7日付け社更第220号)<br>別添(身体障害者自立支援事業実施要綱)に基づく「身体障害者自立支援事業」を行っ<br>ている施設において介助サービス等を提供する者のうち、その主たる業務が介護等の業<br>務である者が従事した期間                                                                  | 908                 | 958                   |
| 平成22年3月31日までの業務従事期間を実務経験期間に算入することができます。 |                                                                                                                                                                                                                 | <b>5 年</b><br>受験資格Ⅲ | <b>1 O 年</b><br>受験資格Ⅳ |
| 9                                       | 「在宅重度障害者通所援護事業について」(昭和62年8月6日付け社更第185号)<br>別添(在宅重度障害者通所援護事業実施要綱)に基づく「在宅重度障害者通所援護事業」<br>を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものとして従事<br>した期間                                                                          | 909                 | 959                   |
| 平成24年3月31日までの業務従事期間を実務経験期間に算入することができます。 |                                                                                                                                                                                                                 | <b>5 年</b><br>受験資格Ⅲ | <b>1 0 年</b><br>受験資格Ⅳ |
| 10                                      | 「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成15年11月10日付け障発<br>第1110001号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「重症<br>心身障害児(者)通園事業」において利用者の療育に直接従事する職員(施設長、医師、<br>看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。)として従<br>事した期間                              | 910                 | 960                   |

| 17 | 従事する職員のうちその主たる業務が介護等の業務であるものとして従事した期間「知的障害者通所援護事業等助成費の国庫補助について」(昭和54年4月11日付け発児第67号)別添(知的障害者通所援護事業実施要綱)に基づく「知的障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものとして従事した期間<br>成26年3月31日までの業務従事期間を実務経験期間に算入することができます。                                              | 916<br>917<br>5年<br><sub>受験資格Ⅲ</sub> | 966<br>967<br>10年<br>受験資格Ⅳ |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------|
|    | 従事する職員のうちその主たる業務が介護等の業務であるものとして従事した期間<br>「知的障害者通所援護事業等助成費の国庫補助について」(昭和54年4月11日付け<br>発児第67号)別添(知的障害者通所援護事業実施要綱)に基づく「知的障害者通所援<br>護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものと                                                                                    |                                      |                            |
| 16 |                                                                                                                                                                                                                                                           | 916                                  | 966                        |
|    | 障害者自立支援法附則41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすること<br>ができることとされた同項に規定する <b>身体障害者更生援護施設</b> の入所者の支援に直接                                                                                                                                                                 |                                      |                            |
| 平  | 成25年4月8日までの業務従事期間を実務経験期間に算入することができます。                                                                                                                                                                                                                     | <b>5 年</b><br>受験資格Ⅲ                  | <b>10年</b><br>受験資格Ⅳ        |
| 15 | 指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービスに該当する法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。)、指定地域密着型特定施設入居者生活介護(指定地域密着型サービスに該当する法第8条第19項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。)又は指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービスに該当する法第8条の2第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。)を行う省令第15条第3号に規定する適合高齢者専用賃貸住宅の介護職員として従事した期間            | 915                                  | 965                        |
| 14 | 児童福祉法第27条第2項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関の入所者の保護に直接従事する職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの(児童福祉法第27条第2項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関の保育士をいう。)として従事した期間                                                                                                                          | 914                                  | 964                        |
| 13 | 知的障害児施設(知的障害児通園施設は該当しない。)及び肢体不自由児施設(肢体不自由児通園施設を除く。)の入所者の保護に直接従事する職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものとして従事した期間                                                                                                                                                       | 913                                  | 963                        |
| 12 | 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する <b>重症心身障害児施設</b> の入所者の保護に直接従事する職員のうち、その <b>主たる業務が介護等の業務であるものとして従事した期間</b>                                                                                                                                                        | 912                                  | 962                        |
| 11 | 「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記4に基づく「移動支援事業」を行っている者、別記6(3)に基づく「訪問入浴サービス事業」を行っている職員、別記6(4)に基づく「身体障害者自立支援事業」を行っている施設において介助サービスを提供する者、別記6(9)に基づく「日中一時支援事業」を行っている職員、別記6(10)に基づく「生活サポート事業」を行っている者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものとして従事した期間 | 911                                  | 961                        |

### 「別紙3」

#### 受験資格コード早見表

※本表は簡略化したものです。必ず「別紙1の1」~「別紙2」(P.21~35)で受験資格を確認してください。

#### 受験資格Iの者

OO1 法定資格取得者(国家資格及び都道府県知事資格取得者)

#### 受験資格Ⅱ (別紙1の1に該当する者)

| 又駅貝恰□ | (別紙「の「に該当9 句句)                                |
|-------|-----------------------------------------------|
| コード番号 | 職 種                                           |
|       | 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設、主として肢体不自由のある児童及 |
| 201   | び主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び児童発達支援管理  |
|       | 責任者<br>「自体院常来事件担談系の自体院常来与制力」と、フロット            |
| 202   | 身体障害者更生相談所の身体障害者福祉司、ケースワーカー                   |
| 203   | 障害者支援施設の生活支援員、サービス管理責任者<br>                   |
| 204   | 福祉ホームの管理人                                     |
| 205   | 身体障害者福祉センターで身体障害者に関する相談に応ずる職員                 |
| 206   | 救護施設、更生施設の生活指導員                               |
| 207   | 福祉事務所の査察指導員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、老人福祉指導主事、現業員    |
| 208   | 知的障害者更生相談所のケースワーカー                            |
| 209   | 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター |
|       | の生活相談員、利用者の生活、身上に関する相談・助言を行う職員                |
| 210   | 老人短期入所施設、老人デイサービスセンターの生活相談員                   |
| 211   | 生活保護法に規定する授産施設、宿所提供施設の指導員                     |
| 212   | 有料老人ホームの生活相談員                                 |
| 213   | 高齢者総合相談センター相談員                                |
| 2 1 4 | 隣保館で相談援助業務を行う職員、広域隣保活動で相談援助業務を行う職員            |
| 2 1 5 | 市区町村社会福祉協議会で相談援助業務を行う職員                       |
| 216   | のぞみの園法に規定する施設のケアマネジメント・アドバイザー                 |
| 217   | 知的障害者福祉工場の相談援助業務を行う指導員                        |
| 218   | 労災特別介護施設の主任指導員                                |
| 219   | 重症心身障害児(者)通園事業を行っていた施設の児童指導員                  |
| 220   | 児童発達支援事業の職員及び児童指導員                            |
| 221   | 点字図書館、聴覚障害者情報提供施設で身体障害者に関する相談に応ずる職員           |
| 222   | 障害者福祉サービス事業を行う施設の生活支援員、サービス管理責任者              |
| 223   | 地域活動支援センターの指導員                                |
| 224   | 任意事業の日中一時支援事業を行う障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等で相談援助業務を行 |
|       | う職員、障害者相談支援事業並びに障害児等療育支援事業における相談援助業務を行う職員     |
| 225   | 指定地域相談支援の事業の指定地域移行支援従事者及び指定地域定着支援従事者          |
| 226   | 指定計画相談支援の事業の相談支援専門員                           |
| 227   | 指定障害児相談支援の事業の相談支援専門員                          |
| 228   | 共同生活援助を行っている事業所で相談援助業務を行う職員                   |
| 229   | 老人デイサービス事業及び老人短期入所事業を行う施設の生活相談員               |
| 230   | 高齢者生活福祉センター運営事業を行う生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)の生活援助員  |
|       |                                               |

| 2 3 1 | 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、サービス付き高齢者向け住宅、集合住宅等に派遣されて<br>いる生活援助員 |
|-------|----------------------------------------------------------|
| 232   | 地域福祉センターで相談援助業務を行う職員                                     |
| 233   | 介護老人保健施設で相談援助業務を行う職員                                     |
| 234   | 精神保健福祉センター、保健所その他これらに準ずる施設の精神保健福祉相談員                     |
| 235   | 介護実習・普及センターで相談援助業務を行う職員                                  |
| 236   | 厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関の児童指導員                                |
| 237   | ホームレス総合相談推進事業において相談援助業務を行う相談員                            |
| 238   | ホームレス自立支援センターの相談援助業務を行う生活相談指導員                           |
| 239   | 日常生活自立支援事業における専門員                                        |
| 2 4 0 | ひきこもり地域支援センターの相談援助業務を行う職員                                |
| 2 4 1 | 地域生活定着支援センターの相談援助業務を行う職員                                 |
| 2 4 2 | 地域包括支援センターで介護予防支援事業及び包括的支援事業において相談援助業務に従事してい<br>る者       |
| 2 4 3 | 精神保健及び精神障害者福祉の退院後生活環境相談員                                 |
| 2 4 4 | 障害者就業・生活支援センターの生活支援を専門に担当する職員                            |

#### 受験資格Ⅱ (別紙1の2に該当する者)

| コード番号 | 職                                                      | 種                  |
|-------|--------------------------------------------------------|--------------------|
| 3 0 1 | 町村(福祉事務所設置町村を除く。)の老人福祉担当職員、<br>祉担当職員のうち主として相談援助業務に携わる者 | 身体障害者福祉担当職員、知的障害者福 |
| 302   | 保健所で公共医療事業に従事する者                                       |                    |

#### 受験資格Ⅱ (別紙1の3に該当する者)

| コード番号 | 職種                                                                                                                                                                            |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 401   | 医療機関において医療社会事業に従事する者(患者や家族に対し疾病の治療等の妨げとなる経済的、<br>精神的な諸問題について相談、指導を担当する者)                                                                                                      |
| 402   | 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防<br>サービス事業者、指定介護予防支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、基準該当居宅<br>サービス事業者、基準該当居宅介護支援事業者、基準該当介護予防サービス事業者、基準該当介護予<br>防支援事業者で相談援助・連絡調整業務に従事している者 |
| 403   | コード番号402のサービスに相当するサービス(福祉用具を販売するサービスを含む。)に係わる<br>業務を行う事業者(社会福祉協議会・福祉公社・生活協同組合・農業協同組合・シルバー人材センタ<br>一などの民間非営利組織、民間企業など)で相談援助・連絡調整業務に従事している者                                     |

#### 受験資格Ⅱ (別紙1の4に該当する者)

| コード番号 | 職種                                                                                                                              |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5 0 1 | 老人福祉施設、有料老人ホーム、障害者支援施設、保護施設、老人保健施設の施設長及び管理者で、<br>社会福祉主事任用資格を有する者または社会福祉施設長資格認定講習会若しくはこれに相当する研<br>修を修了した者                        |
| 502   | 都道府県、市町村、ろうあ者センター、手話通訳派遣センターなどで手話通訳および自立支援のための相談援助を行う者であって、社会福祉主事任用資格を有する者、または介護職員初任者研修又は実務者研修に相当する研修を修了した者で、かつ試験に合格し登録された手話通訳士 |

#### 受験資格Ⅲ (別紙2に該当する者)

| コード番号 | 職種種                                                                                                                      |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6 0 1 | 障害者支援施設の従業者のうちその主たる業務が介護などの業務であるもの                                                                                       |
| 602   | 救護施設及び更生施設の職員でその主たる業務が介護などの業務であるもの                                                                                       |
| 603   | 老人デイサービスセンター、老人デイサービス事業を行う施設、老人短期入所施設、老人短期入所事業を行う施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホームの職員でその主たる業務が介護などの業務であるもの                            |
| 604   | 障害者居宅介護、同行援護、行動援護、重度訪問介護の従業者及び老人居宅介護等事業の訪問介護員                                                                            |
| 605   | 障害福祉サービス事業を行う事業所、地域活動支援センターの職員でその主たる業務が介護などの業<br>務であるもの                                                                  |
| 606   | 軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設その他の施設であって、入所者のうちに身体上、<br>精神上の障害があることで日常生活を営むのに支障がある者を含む施設の職員でその主たる業務が<br>介護などの業務であるもの           |
| 607   | 病院又は診療所で看護の補助の業務に従事する者でその主たる業務が介護などの業務であるもの                                                                              |
| 608   | 介護などの便宜を供与する事業所で主として介護などの業務に従事するもの                                                                                       |
| 609   | 家政婦でその主たる業務が介護などの業務であるもの                                                                                                 |
| 610   | 労災特別介護施設の介護職員                                                                                                            |
| 6 1 1 | 重症心身障害児(者)通園事業で施設の利用者の療育に直接従事した職員(施設長、医師、看護師、<br>児童指導員、理学療法、作業療法、言語療法など担当職員を除く。)                                         |
| 612   | 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援事業所の利用者の療育に直接従事する職員(施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。)                                     |
| 613   | 移動支援事業、訪問入浴サービス、日中一時支援を行う者でその主たる業務が介護などの業務であるもの                                                                          |
| 6 1 4 | 地域福祉センターの職員でその主たる業務が介護などの業務であるもの                                                                                         |
| 6 1 5 | 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設及び、主として肢体不自由のある児<br>童及び主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の入所者の保護に直接従事する<br>職員でその主たる業務が介護などの業務であるもの |
| 616   | ハンセン病療養所の職員でその主たる業務が介護などの業務であるもの                                                                                         |
| 6 1 7 | 児童福祉法第6条の2第3項に基づく指定医療機関の保育士                                                                                              |
| 618   | 指定訪問入浴介護、指定介護予防訪問入浴介護の介護職員                                                                                               |
| 619   | 指定小規模多機能型居宅介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の介護従業者                                                                                    |
| 620   | 指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の介護従業者                                                                                  |
| 6 2 1 | 指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーションの介護職員                                                                                     |

### 受験資格IV (別紙2に該当する者)

| □一ド番号 職 種  701 障害者支援施設の従業者のうちその主たる業務が介護などの業務であるもの  702 救護施設及び更生施設の職員でその主たる業務が介護などの業務であるもの  老人デイサービスセンター、老人デイサービス事業を行う施設、老人短期入所施設、老人短期 業を行う施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホームの職員でその主たる業務が介護などの業 るもの  704 障害者居宅介護、同行援護、行動援護、重度訪問介護の従業者及び老人居宅介護等事業の訪問  705 障害福祉サービス事業を行う事業所、地域活動支援センターの職員でその主たる業務が介護な務であるもの  軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設その他の施設であって、入所者のうちに身 | 務であ 介護員 どの業 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 702 救護施設及び更生施設の職員でその主たる業務が介護などの業務であるもの 老人デイサービスセンター、老人デイサービス事業を行う施設、老人短期入所施設、老人短期 業を行う施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホームの職員でその主たる業務が介護などの業 るもの 704 障害者居宅介護、同行援護、行動援護、重度訪問介護の従業者及び老人居宅介護等事業の訪問 でいる でいる できる できる できる できる できる できる できる できる できる でき                                                                                                          | 務であ 介護員 どの業 |
| 老人デイサービスセンター、老人デイサービス事業を行う施設、老人短期入所施設、老人短期                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 務であ 介護員 どの業 |
| <ul> <li>703 業を行う施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホームの職員でその主たる業務が介護などの業るもの</li> <li>704 障害者居宅介護、同行援護、行動援護、重度訪問介護の従業者及び老人居宅介護等事業の訪問</li> <li>705 障害福祉サービス事業を行う事業所、地域活動支援センターの職員でその主たる業務が介護な務であるもの</li> </ul>                                                                                                                                             | 務であ 介護員 どの業 |
| 705 障害福祉サービス事業を行う事業所、地域活動支援センターの職員でその主たる業務が介護な<br>務であるもの                                                                                                                                                                                                                                                                                | どの業         |
| 705 務であるもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 身体上、        |
| 軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設その他の施設であって、入所者のうちに身                                                                                                                                                                                                                                                                                             |             |
| 706 精神上の障害があることで日常生活を営むのに支障がある者を含む施設の職員でその主たる<br>介護などの業務であるもの                                                                                                                                                                                                                                                                           | ~1)/10°     |
| 707 病院又は診療所で看護の補助の業務に従事する者でその主たる業務が介護などの業務であるも                                                                                                                                                                                                                                                                                          | の           |
| 708 介護などの便宜を供与する事業所で主として介護などの業務に従事するもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |
| 709 家政婦でその主たる業務が介護などの業務であるもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |             |
| 710 労災特別介護施設の介護職員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |             |
| 7 1 1 重症心身障害児(者)通園事業で施設の利用者の療育に直接従事した職員(施設長、医師、看<br>児童指導員、理学療法、作業療法、言語療法など担当職員を除く。)                                                                                                                                                                                                                                                     | 護師、         |
| 7 1 2 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援事業所の利用者の療育に直接従事する職員<br>長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。)                                                                                                                                                                                                                                             | (施設         |
| 713 移動支援事業、訪問入浴サービス、日中一時支援を行う者でその主たる業務が介護などの業務<br>もの                                                                                                                                                                                                                                                                                    | である         |
| 714 地域福祉センターの職員でその主たる業務が介護などの業務であるもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |             |
| 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設及び、主として肢体不自由の<br>715 童及び主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の入所者の保護に直接従<br>職員でその主たる業務が介護などの業務であるもの                                                                                                                                                                                                                  |             |
| 716 ハンセン病療養所の職員でその主たる業務が介護などの業務であるもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |             |
| 717 児童福祉法第6条の2第3項に基づく指定医療機関の保育士                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |             |
| 718 指定訪問入浴介護、指定介護予防訪問入浴介護の介護職員                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |             |
| 719 指定小規模多機能型居宅介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の介護従業者                                                                                                                                                                                                                                                                                               |             |
| 720 指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の介護従業者                                                                                                                                                                                                                                                                                             |             |
| 721 指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーションの介護職員                                                                                                                                                                                                                                                                                                |             |

### 「別紙4」

### \*都道府県コード

| 北海道   | 0 1 | 東京都   | 1 3 | 滋賀県   | 2 5 | 香川県   | 3 7 |
|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| 青森県   | 0 2 | 神奈川県  | 1 4 | 京都府   | 2 6 | 愛 媛 県 | 3 8 |
| 岩手県   | 0 3 | 新 潟 県 | 1 5 | 大 阪 府 | 2 7 | 高知県   | 3 9 |
| 宮城県   | 0 4 | 富山県   | 1 6 | 兵 庫 県 | 2 8 | 福岡県   | 4 0 |
| 秋田県   | 0 5 | 石川県   | 1 7 | 奈良県   | 2 9 | 佐 賀 県 | 4 1 |
| 山形県   | 0 6 | 福井県   | 1 8 | 和歌山県  | 3 0 | 長崎県   | 4 2 |
| 福島県   | 0 7 | 山梨県   | 1 9 | 鳥取県   | 3 1 | 熊本県   | 4 3 |
| 茨 城 県 | 8 0 | 長野県   | 2 0 | 島根県   | 3 2 | 大 分 県 | 4 4 |
| 栃木県   | 0 9 | 岐阜県   | 2 1 | 岡山県   | 3 3 | 宮崎県   | 4 5 |
| 群馬県   | 1 0 | 静岡県   | 2 2 | 広島県   | 3 4 | 鹿児島県  | 4 6 |
| 埼 玉 県 | 11  | 愛 知 県 | 2 3 | 山口県   | 3 5 | 沖縄県   | 4 7 |
| 千葉県   | 1 2 | 三重県   | 2 4 | 徳島県   | 3 6 | その他   | 4 8 |

### \*市町村コード

| <u> </u> |       |       |          |       |       |       |       |
|----------|-------|-------|----------|-------|-------|-------|-------|
| 市        |       | 北群馬郡  |          | 吾妻郡   |       | 邑楽郡   |       |
| 前橋市      | 201   | 榛 東 村 | 3 4 4    | 中之条町  | 421   | 板 倉 町 | 5 2 1 |
| 高崎市      | 202   | 吉岡町   | 3 4 5    | 長野原町  | 4 2 4 | 明和町   | 5 2 2 |
| 桐生市      | 203   | 多野    | 多野郡      |       | 4 2 5 | 千代田町  | 5 2 3 |
| 伊勢崎市     | 204   | 上野村   | 366      | 草津町   | 4 2 6 | 大 泉 町 | 5 2 4 |
| 太田市      | 205   | 神 流 町 | 367      | 高山村   | 4 2 8 | 邑 楽 町 | 5 2 5 |
| 沼田市      | 206   | 甘楽    | 郡        | 東吾妻町  | 4 2 9 |       |       |
| 館林市      | 207   | 下仁田町  | 下仁田町 382 |       | 郡     |       |       |
| 渋 川 市    | 208   | 南牧村   | 383      | 片 品 村 | 4 4 3 |       |       |
| 藤岡市      | 209   | 甘楽町   | 3 8 4    | 川場村   | 4 4 4 |       |       |
| 富岡市      | 2 1 0 |       |          | 昭 和 村 | 4 4 8 |       |       |
| 安中市      | 2 1 1 |       |          | みなかみ町 | 4 4 9 |       |       |
| みどり市     | 212   |       |          | 佐波    | 郡     |       |       |
|          |       |       |          | 玉 村 町 | 464   | 他 県   | 600   |

### 職種・現職業コード

#### ◎職種コード

#### コード 職種名 免 矢 師 0 1 許 科 医 0 歯 師 2 所 持 薬 剤 師 0 3 者 介 保 健 4 師 0 護 保険 助 産 師 0 6 法 看 護 師 0 7 施 看 護 師 准 0 9 行 規 理 学 法 1 療 $\pm$ 1 則 作 業 療 法 $\pm$ 1 2 平 成 社 숲 福 祉 士 1 3 11 年 介 護 福 祉 士 1 4 厚 生 視 能 訓 練 士 1 5 省 令 義 肢 装 具 $\pm$ 1 6 第 36 歯 科 衛 生 士 1 7 号 覚 言 語 聴 士 1 8 第 113 あん摩マッサージ指圧師 9 の 2 は IJ 師 2 0 条 第 き ゅ う 師 2 1 1 号 柔 道 整 復 師 2 2 該 当 2 3 栄養士(管理栄養士を含む) 者 精神保健福祉士 4 2 相談援助業務従事者 3 0 等 介 護 従 事 者 4 0 (実務経験5年以上) 介 護 等 従 事 者 5 0

(実務経験10年以上)

#### ◎現職業コード

| 現職業名 |     |     |      |     |   | - <u> </u> |
|------|-----|-----|------|-----|---|------------|
| 医    |     |     |      | 師   | 0 | 1          |
| 歯    | 科   |     | 医    | 師   | 0 | 2          |
| 薬    |     | 剤   |      | 師   | 0 | 3          |
| 保    |     | 健   |      | 師   | 0 | 4          |
| 助    |     | 産   |      | 師   | 0 | 6          |
| 看    |     | 護   |      | 師   | 0 | 7          |
| 准    | 看   |     | 護    | 師   | 0 | 9          |
| 理    | 学   | 療   | 法    | ±   | 1 | 1          |
| 作    | 業   | 療   | 法    | ±   | 1 | 2          |
| 社    | 会   | 福   | 祉    | ±   | 1 | 3          |
| 介    | 護   | 福   | 祉    | ±   | 1 | 4          |
| 視    | 能   | 訓   | 練    | ±   | 1 | 5          |
| 義    | 肢   | 装   | 具    | ±   | 1 | 6          |
| 歯    | 科   | 衛   | 生    | ±   | 1 | 7          |
| 言    | 語   | 聴   | 覚    | ±   | 1 | 8          |
| あん   | 摩マッ | ,サ- | ージ指原 | 王師  | 1 | 9          |
| は    |     | IJ  |      | 師   | 2 | 0          |
| き    | ゆ   |     | う    | 師   | 2 | 1          |
| 柔    | 道   | 整   | 復    | 師   | 2 | 2          |
| 栄養   | 士(管 | 理栄  | 養士を含 | む)  | 2 | 3          |
| 精    | 伸 保 | 健   | 福祉   | ±   | 2 | 4          |
| ケ -  | - ス | ワ   | ー カ  | _   | 2 | 5          |
| 相    | 淡員  | •   | 指導   | 員   | 2 | 6          |
| 介    | 護   |     | 職    | 員   | 2 | 7          |
| そ    |     | の   |      | 他   | 2 | 8          |
| 無職   | • 受 | 験 対 | 象外美  | 業 務 | 0 | 0          |

### 施設別コード

| コード | 施設種別                                    |
|-----|-----------------------------------------|
| 01  | 療養病床のある病院(診療所を含む)                       |
| 02  | 「O1」以外の病院、診療所、または施術所                    |
| 03  | 薬局(病院及び診療所に付置されたものを除く)                  |
| 04  | 訪問介護事業所                                 |
| 05  | 訪問看護ステーション                              |
| 06  | 養護老人ホーム                                 |
| 07  | 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)                     |
| 08  | 軽費老人ホーム(ケアハウスを含む)                       |
| 09  | 老人デイサービスセンター(高齢者在宅サービスセンター)、デイサービスを行う施設 |
| 10  | 地域包括支援センター、老人(在宅)介護支援センター               |
| 11  | 介護老人保健施設                                |
| 12  | 有料老人ホーム                                 |
| 13  | 老人福祉センター                                |
| 14  | グループホーム(高齢者)                            |
| 15  | グループホーム(障害者)                            |
| 16  | 小規模多機能型居宅介護                             |
| 17  | 生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)                    |
| 18  | 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)                     |
| 19  | 地域福祉センター                                |
| 20  | 身体障害児(者)関係施設または事業所                      |
| 21  | 知的障害児(者)関係施設または事業所                      |
| 22  | 精神障害者関係施設または事業所                         |
| 23  | 生活保護関係施設                                |
| 24  | 市役所・町村役場(福祉事務所、保健センター等を含む)              |
| 25  | 社会福祉協議会                                 |
| 26  | その他の相談援助業務を行う施設または事業所                   |
| 27  | その他の介護等の業務を行う施設または事業所                   |
| 28  | 上記以外の事業所等(受験申込時点で、受験資格に係わる業務に従事していない場合) |
| 00  | 無職・受験対象外業務                              |

#### 社会福祉主事任用資格について

#### 1. 社会福祉主事任用資格

「社会福祉主事任用資格を有する者」とは、次のいずれかに該当する者です。

① 大学(短期大学を含む。)で、厚生労働大臣が指定する社会福祉に関する科目のうち、3科目以上を修めて卒業した者(指定科目については以下を参照)です。

\*平成12年4月1日から適用される科目(34科目)

- 1 社会福祉概論、2 社会福祉事業史、3 社会福祉援助技術論、4 社会福祉調査論、
- 5 社会福祉施設経営論、6 社会福祉行政論、7 社会保障論、8 公的扶助論、9 児童福祉論、
- 10 家庭福祉論、11 保育理論、12 身体障害者福祉論、13 知的障害者福祉論、
- 14 精神障害者保健福祉論、15 老人福祉論、16 医療社会事業論、17 地域福祉論、18 法学、
- 19 民法、20 行政法、21 経済学、22 社会政策、23 経済政策、24 心理学、25 社会学、
- 26 教育学、27 倫理学、28 公衆衛生学、29 医学一般、30 リハビリテーション論、
- 31 看護学、32 介護概論、33 栄養学、34 家政学

\*平成12年3月31日までに履修した者が適用される科目(32科目)

- 1 社会福祉概論、2 社会福祉事業史、3 社会福祉事業方法論、4 社会福祉調査統計、
- 5 社会福祉施設経営論、6 社会福祉行政、7 公的扶助論、8 児童福祉論、9 保育理論、
- 10 身体障害者福祉論、11 知的障害者福祉論、12 老人福祉論、13 医療社会事業論、
- 14 地域福祉論、15 協同組合論、16 法律学、17 経済学、18 心理学、19 社会学、
- 20 社会政策、21 経済政策、22 社会保障論、23 教育学、24 刑事政策、25 犯罪学、26 倫理学、
- 27 生理衛生学、28 公衆衛生学、29 精神衛生学、30 医学知識、31 看護学、32 栄養学
- \*平成12年度に大学等に在学した者は、どちらの指定科目でもよい。
- ② 厚生労働大臣の指定する養成機関又は認定講習会の課程を修了した者です。
- ③ 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者です。

#### ◎受験申し込みの際には、以下の書類を添付してください。

上記①の場合 → 大学等での**履修した科目**及び**卒業年度**がわかる「社会福祉主事任用資格取得証明書」「科目履修証明書」「成績証明書」等の**原本** 

「\* 各種証明書に卒業年度が明記されていない場合は、卒業年度が確認できる書類 「卒業証明書**(原本)**」又は「卒業証書**(写し)**」等をあわせて提出してください。

上記②の場合 → 養成機関、認定講習会が発行した修了証書の写し

上記③の場合 → 試験実施機関が発行した合格証の**写し** 

#### 介護職員初任者研修課程等について

#### 1. 介護職員初任者研修課程に相当する研修

「介護職員初任者研修課程に相当する研修を修了した者」とは、次のいずれかに該当する者です。

- ① 介護職員初任者研修課程に相当する研修とは、省令第22条の23の介護職員初任者研修課程修了者であること。
- ② 次の(ア)及び(イ)の研修カリキュラムを修了している者です。
  - (ア)保健・医療・福祉に関する研修時間数が90時間以上であること。ただし、研修時間数が90時間に満たないが、当該研修の実施主体が追加研修を実施し、合計で90時間以上になるものを含む。

なお、この場合、追加研修は、先に受けた研修の修了後に5年以内に修了したものに限ること。 また、追加研修の内容は、先に修了した研修内容と重複するものではないこと。

- (イ)研修内容は、相談援助に関する講習が10時間以上含まれていること。
- ◎ 受験申込みの際には、以下の書類を添付してください。

上記①の場合 → 当該研修の修了証書の写し

上記②の場合 → 当該研修の修了証書及び研修カリキュラム(保健・医療・福祉に関する各研修時間、うち相談援助に関する研修時間がわかるもの)の**写し** 

#### 2. 施設長資格認定講習会に相当する研修

「施設長資格認定講習会に相当する研修を修了した者」とは、次のいずれかの研修を修了した者です。

- ①「社会福祉施設の長の資格要件について」(昭和53年2月20日付け社庶第13号社会局長・児童家庭局長通知)に 基づく、「施設長資格認定講習会」の課程を修了した者です。
- ② 次の(ア)及び(イ)の研修カリキュラムを修了している者です。
  - (ア)研修時間数は90時間以上であること。
  - (イ)研修内容には、保健・医療・福祉に関する科目(相談援助を含む。)が含まれていること。
  - ◎ 受験申し込みの際には、以下の書類を添付してください。

上記①の場合 → 当該研修の修了証書の写し

上記②の場合 → 当該研修の修了証書及び研修カリキュラム(保健・医療・福祉に関する各研修時間、うち相談援助に関する科目が含まれていることがわかるもの)の**写し** 

#### 3. 福祉用具供給事業従事者現任研修

「福祉用具供給事業従事者現任研修を修了した者」とは、福祉用具供給事業従事者研修の修了後、5年以内に保健・医療・福祉に関し、合わせて95時間の研修を修了した者です。

#### ◎ 受験申し込みの際には、以下の書類を添付してください。

福祉用具供給事業従事者研修及び同従事者現任研修修了証明書の写し

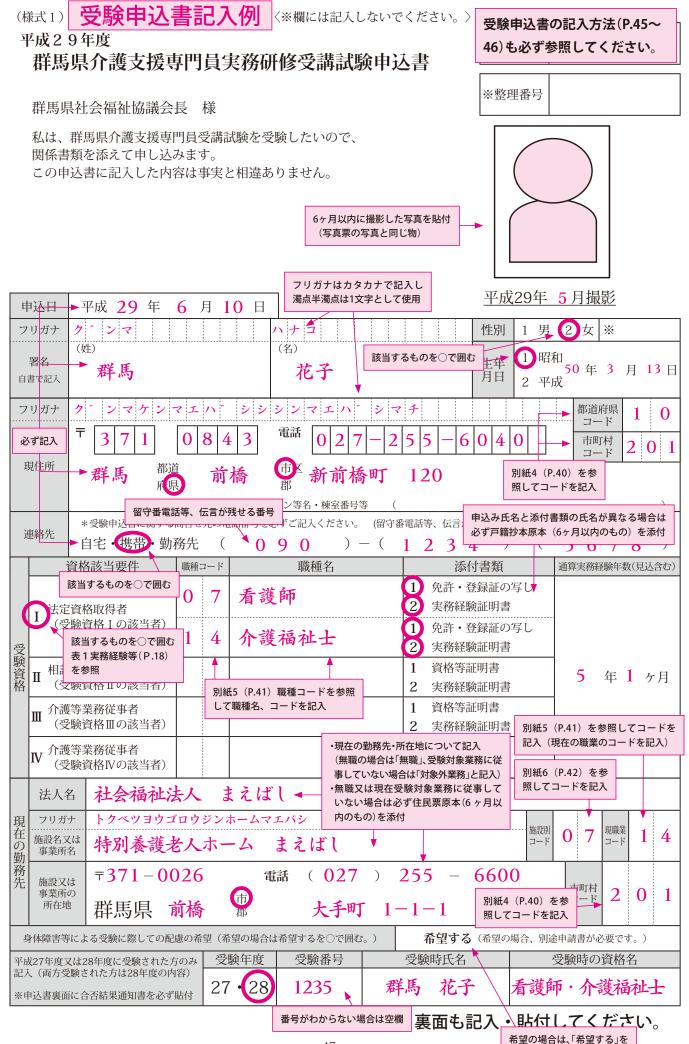
### ○受験申込書の記入方法

- 1 ※欄には記入しないでください。
- 2 黒のボールペンを使って、楷書で正確に記入してください。数字はすべて算用数字を用いてください。
- 3 記入を誤った場合は、二重線で消し訂正印を押印してください。(修正液等使用不可)
- 4 必ず所定の申込書に記入し提出してください。(申込書のコピーは提出不可)
- 5 記入方法
  - (1) 申込書に貼付する写真写真票(様式2)と同じ写真にしてください。
  - (2) 「署名(姓名)」「フリガナ」 戸籍(外国籍の場合には、外国人登録済証明書)に記載されているとおりに記入してください。
  - (3) 「性別」「生年月日」 該当する数字を○で囲み、算用数字で記入してください。
  - (4) 「現住所」「フリガナ」
    - ・都道府県名、市町村名、番地(アパート、マンション等の場合は、必ず名称・棟番号・室番号まで 記入)、様方まで正確に記入してください。
    - ・「フリガナ」欄はカタカナで記入し、濁点、半濁点も一文字として記入してください。
    - ・郵便番号、電話番号も忘れずに記入してください。
    - ・ 合否結果通知書は現住所あてに郵送します。記入が不正確の場合届かないことがありますので、ご 注意ください。
  - (5) 「都道府県コード」「市町村コード」 **別紙4 (P.40)** を参照して記入してください。
  - (6) 「連絡先」
    - ・受験申込書等の記載内容について照会する場合がありますので、必ず連絡のとれる電話番号(電話 に出られない場合、留守番電話等に伝言を残せる番号)を記入してください。
    - ・連絡がとれない場合は勤務先等に連絡させていただく場合もあります。
  - (7) 「受験資格」
    - ・「資格該当要件」欄の該当箇所を○で囲んでください。(**表1 (P.18)**参照)
    - ・「職種コード」「職種名」欄は**別紙5 (P.41)**を参照して記入してください。
    - 「添付書類」欄は該当箇所を○で囲んでください。
    - 「通算実務経験年数」欄に業務に従事した通算の年数を記入してください。
  - (8) 「現在の勤務先」
    - ・「法人名」欄を記入し、「施設名又は事業所名」欄にフリガナを付して記入してください。
    - ・「施設又は事業所の所在地」欄は、市町村名、番地まで正確に記入してください。電話番号も忘れずに記入してください。
    - ・「施設別コード」は**別紙6(P.42)**、「現職業コード」は**別紙5(P.41)、**「市町村コード」は**別紙4(P.40)**を参照して記入してください。(「現職業コード」は**現在の職業**のコードを記入)

- ・無職又は現在受験資格対象の業務に従事していない方は「施設名又は事業所名」欄に「無職」又は「対象外業務」と記入し、「施設別コード」、「現職業コード」は「00」としてください。市町村コードは、住所と同じものを記入してください。(例:前橋市→201)
- ・無職又は現在受験資格対象の業務に従事していない方は、氏名、住所の確認のため、**住民票抄本の**原本(6ヶ月以内のもの)を添付してください。
- (9) 「身体障害等による受験に際しての配慮の希望」 希望する場合は、希望するを○で囲んでください。 (併せてP.16の⑥を参照のこと)
- (10) 「平成27年度又は28年度に受験された方のみ記入」
  - ・群馬県で平成27年度又は28年度に受験された方のみ記入してください。 (両方受験された方は平成28年度の内容を記入)
  - ・婚姻等により当時と氏名が異なる場合は、戸籍抄本の原本(6ヶ月以内のもの)を添付してください。
  - ・申込書裏面の所定箇所に、平成27年度又は28年度に群馬県で受験申込みされ受験票の交付を受けた方(当日欠席を含む。ただし無効者を除く)で、合否結果通知書若しくは受験票を貼付することにより、実務経験証明書の提出を省略することができます。

(両方受験された方は28年度のもの)

- (11) 「実務経験証明書内容(職歴)」(申込書裏面)
  - 実務経験証明書を省略して受験される場合は記入不要です。
  - 実務経験証明書の内容(職歴)は上から古い順に記入してください。
  - ・現在の勤務先の証明書がある場合は、最下欄(太線囲み)に記入してください。
  - ・実務経験の見込み区分で受験される場合は、最下欄(太線囲み)に、業務従事期間要件を満たすと 見込まれる日までの期間と従事日数を記入してください。(見込み区分の実務経験証明書の日付と あわせること。)
  - ・「受験資格コード」欄は、**別紙3「受験資格コード早見表」(P.36~39)**若しくは**受験資格** 【改正後】「別紙1」、【改正前】「別紙1の1」~「別紙2」(P.19~35)から記入してください。
  - ・受験資格 I に該当する(法定資格取得者)方は、「受験資格コード」に「001」を記入してください。
- (12) 申込書裏面の所定箇所に「振込払込請求書兼受領書」の原本を貼付してください。
- (13) <u>省略受験の方は</u>、申込裏面の所定箇所に「平成27年度又は平成28年度合否結果通知書若しくは 受験票」の原本を四隅までのり付けをし貼付してください。



**—** 47 **—** 

希望の場合は、「希望する」を ○で囲む

#### 実務経験証明書内容(職歴) ※実務経験証明書を省略して受験される場合は記入不要です。

- \*実務経験証明書の内容(職歴)を上から古い順に記入してください。
- \*現在の勤務先の証明がある場合は最下欄(太線囲み)に記入してください。
- \*実務経験の見込み区分で受験される場合は、最下欄(太線囲み)に業務従事期間要件を満たすと見込まれる日ま での期間と従事日数を記入してください。 (見込み区分の実務経験証明書の日付とあわせること。)

| 受験資格コード | 施設・事業所名                                          | 施設・事業所種別  | 職種名       | 業務従事期間(見込含む)                                                        | 従事日数   |
|---------|--------------------------------------------------|-----------|-----------|---------------------------------------------------------------------|--------|
| 001     | まえばしヘルパース<br>テーション                               | 訪問介護事業所   | 介護福祉士     | 自H24年 5 月 1 日<br>至H26年 4 月 30 日<br>( 2 年 ヶ月)                        | 480 日  |
|         |                                                  |           |           | 自     年     月     日       至     年     月     日       (     年     ヶ月) | 日      |
| てコ-     | 纸3(P.36〜39)」又はP.19〜35<br>- ド記入<br>中に介護福祉士等の法定資格を |           |           | 自     年     月     日       至     年     月     日       (     年     ヶ月) | 日      |
| 場合に     | は、受験資格コード「001」で記<br>                             | λ         |           | 自     年     月     日       至     年     月     日       (     年     ヶ月) | 日      |
|         | 現在の勤務先について は、最下欄に必ず記入                            |           |           | 自     年     月     日       E     年     月     日       (     年     ヶ月) | 日      |
|         |                                                  | 10.       | 元込のでで、く回む | 日     年     月     日       至     年     月     日       (     年     ヶ月) | 日      |
| 001     | 特別養護老人ホーム<br>まえばし                                | 特別養護老人ホーム | 看護師       | ( 在職中 · 見込 )<br>自H26年 5 月 1 日<br>至H29年 6 月 10 日<br>( 3 年 1 ヶ月)      | 744 日  |
|         | 通                                                | 算         |           | 5 年 1 ヶ月                                                            | 1224 日 |

#### 受験手数料7,700円に係わる

「振替払込請求書兼受領証」又は、 ATM「ご利用明細票」の

### 原本を貼付(コピー不可)

\*四隅までのり付けしてはがれ ないようにしてください。

### 平成27年度又は平成28年度の 合否結果通知書貼付欄

試験当日欠席者は受験票でも可(ただし無効者を除く)

- \*四隅までのり付けしてはがれないようにしてください。
- \*受験年度、受験番号、氏名が記載されている部分を表 にして貼付してください。



受験票見本

(様式3) 平成28年度 群馬県介護支援専門員実務研修受講試験 受験票

1 試驗日時 1. 試験日時 年成28年10月2日 (日) 午前10時~12時 (午前9時か9 9時30分までに入業産業) 記載室には午前9時までは入室できません。 上記指定の通り (実験、新軍(HB)、プラスチック消しゴム、 時計(携帯電話等不可)

。 受驗番号

4.その他
(1) 指定の特別までに別省しない場合は、受験できないことがあります。
(2) ゴミは必ず対ち帰ること。
(3) 指導電話等かどず服器を切ること。
(4) 路上車市は絶対にしないでください。
(5) できるがりとなる機関をです。
(6) できるがりとなる機関をです。
(7) できるがりとなる機関をできる。
(7) できるがりとなる機関をできる。
(7) できるがりとなる機関をできる。
(7) できるがりとなる機関をできる。
(7) できるがしている場合があります。
(7) できるが、(7) 合否発表及び実務研修で受験番号の確認をしますので、受験票は試験 終了後も大切に保管してください。

紛失等により合否結果通知書又は受験票が見つ からない場合は貼付する必要はありません。

平成29年度

### 群馬県介護支援専門員実務研修受講試験申込書

群馬県社会福祉協議会長 様

私は、群馬県介護支援専門員受講試験を受験したいので、 関係書類を添えて申し込みます。 この申込書に記入した内容は事実と相違ありません。

| ※受験番号 |  |
|-------|--|
| ※整理悉号 |  |

#### 写真を貼ること

- •縦4cm×横3cm
- ·無背景、上半身、 正面、脱帽
- ・写真裏面に氏名 生年月日を記入

6ヶ月以内に撮影 したもの

| 月     | 込日                 | 平原          |               | 年            |      | ]       | 日     | ]       |      |     |                                        |                | -                    | 平成   | 29         | 年          | F                                      | 月撮         | 影           |       |      |
|-------|--------------------|-------------|---------------|--------------|------|---------|-------|---------|------|-----|----------------------------------------|----------------|----------------------|------|------------|------------|----------------------------------------|------------|-------------|-------|------|
| フ     | リガナ                |             |               |              |      |         |       |         |      |     |                                        |                | 1                    | 生別   | 1          | 男          | 2                                      | 女          | *           |       |      |
|       | 署名                 | (姓)         |               |              |      | 見       | ]     | (名)     |      |     |                                        |                |                      | 生年月日 |            | 昭和平月       |                                        | 年          |             | 月     | 日    |
| フ     | リガナ                |             |               |              |      |         |       |         |      |     |                                        |                |                      |      |            |            | 1                                      | 都道を        |             |       |      |
| Ę     | 見住所                | ₹ [         |               | 都道           |      |         |       | 市区      |      |     |                                        |                |                      |      |            |            |                                        | 市町コー       | 村           |       |      |
|       |                    |             |               | 府県           |      |         |       | 郡       |      |     |                                        |                |                      |      |            |            |                                        |            |             |       |      |
|       |                    |             |               |              |      |         |       | ョン等名・棟  |      |     |                                        |                |                      |      |            |            |                                        |            |             |       | )    |
| j     | 車絡先                |             |               |              |      |         | 話番号を必 | がずご記入くた |      | ` . | 番電話                                    | 等、伝言           | 言が残せ                 |      |            | (          |                                        |            |             |       | `    |
|       | ,                  |             |               | 帯・勤          |      | (       |       | 助任力     | ) -  | - ( | _                                      |                | エルョ                  |      | _          |            | \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | that below | mA Ann      | 81.71 | )    |
|       |                    | <b>貧俗</b> 談 | 当要件           | <del>-</del> | 職種コ  | - 1     |       | 職種名     | 1    |     | 1                                      |                | 添付書<br>・登録           |      | <b>伊</b> 1 |            | 进昇:                                    | <b>美務経</b> | <b>颖</b> 年3 | 汉(見   | 込含む) |
|       | <b>,</b> 法定        | 資格取         | 7得者           |              |      |         |       |         |      |     | $\begin{vmatrix} 1 \\ 2 \end{vmatrix}$ | , <b>-</b> 1.1 | • 豆剪<br>経験記          |      | •          | •          |                                        |            |             |       |      |
|       |                    |             | 引の該           | 发当者)         |      |         |       |         |      |     | 1                                      | 免許             | <ul><li>登録</li></ul> | 証の   | 写し         |            |                                        |            |             |       |      |
| 受験    |                    |             |               |              |      | $\perp$ |       |         |      |     | 2                                      |                | 経験記                  |      |            |            |                                        |            |             |       |      |
| 受験資格  |                    |             | F業務位<br>SⅡの該  |              |      |         |       |         |      |     | 1 2                                    |                | 等証明<br>経験記           |      |            |            |                                        |            | 年           |       | ケ月   |
|       |                    |             | 好従事者<br>5Ⅲの診  |              |      |         |       |         |      |     | 1 2                                    |                | 等証明<br>経験記           |      |            |            |                                        |            |             |       |      |
|       | IV 介護<br>(受        | 等業務<br>験資格  | S従事者<br>SIVの該 | 音<br>(数者)    |      |         |       |         |      |     | 1                                      | 実務             | 経験証                  | E明書  |            |            |                                        |            |             |       |      |
|       | 法人名                | 7           |               |              |      |         |       |         |      |     | 1                                      |                |                      |      |            |            |                                        |            |             |       |      |
| 現在の勤務 | フリガ<br>施設名又<br>事業所 | は           |               |              |      |         |       |         |      |     |                                        |                |                      |      |            | 施設別<br>コード |                                        |            | 現職業コード      |       |      |
| 務先    | 施設又は               | t T         | =             | _            |      |         | 電     | 話(      |      | )   |                                        | _              | _                    |      |            |            | -1-                                    | · III      |             |       |      |
|       | 事業所の所在地            | の           | 洋馬            | 県            |      | Ī       | 市郡    |         |      |     |                                        |                |                      |      |            |            |                                        | 町村         |             |       |      |
| 阜     | 体障害等               | による         | 受験に際          | しての配         | 慮の希望 | 星(希望    | 型の場合は | は希望するを〇 | で囲む。 | , ) |                                        | 希望す            | する (注                | 希望の  | 場合、        | 別迨         | 自請                                     | 書が必        | 要で          | す。)   |      |
|       | 成27年度又<br>、(両方受    |             |               |              |      | 受験      | 年度    | 受験番     | 号    |     | 受駭                                     | 時氏             | 名                    |      |            | į          | 受験                                     | 時の         | 資格          | 名     |      |
|       | 3 八四万文 3 入書裏面      |             |               |              |      | 27      | • 28  |         |      |     |                                        |                |                      |      |            |            |                                        |            |             |       |      |

#### 実務経験証明書内容(職歴) ※実務経験証明書を省略して受験される場合は記入不要です。

- \*実務経験証明書の内容(職歴)を上から古い順に記入してください。
- \*現在の勤務先の証明がある場合は最下欄(太線囲み)に記入してください。
- \*実務経験の見込み区分で受験される場合は、最下欄(太線囲み)に業務従事期間要件を満たすと見込まれる日までの期間と従事日数を記入してください。(**見込み区分の実務経験証明書の日付とあわせること**。)

| 受験資格コード | 施設・事業所名 | 施設・事業所種別 | 職種名 | 業務従事                      | 期間(見        | .込含む)                        | 従事日数 |
|---------|---------|----------|-----|---------------------------|-------------|------------------------------|------|
|         | 見       | 本        |     | 自 年<br>至 年                | 月月年         | 日<br>日<br>ケ月)                | 日    |
|         |         |          |     | 自 年 年                     | 月<br>月<br>年 | 日<br>日<br>ケ月)                | 日    |
|         |         |          |     | 自 年 年                     | 月月年         | 日<br>日<br>ケ月)                | 日    |
|         |         |          |     | 自 年至 (                    | 月月年         | 日<br>日<br>ケ月)                | 日    |
|         |         |          |     | 自 年<br>至 年                | 月月年         | 日<br>日<br>ケ月)                | 日    |
|         |         |          |     | 自 年至 (                    | 月月年         | 日<br>日<br>ケ月)                | 日    |
|         |         |          |     | ( <b>在職</b><br>自 年<br>至 ( | 月           | <b>見込</b> )<br>日<br>日<br>ケ月) | 日    |
|         | 通       | 算        |     |                           | 年           | ケ月                           | 日    |

### 受験手数料7,700円に係わる

「振替払込請求書兼受領証」又は、 ATM「ご利用明細票」の

### 原本を貼付(コピー不可)

\*四隅までのり付けしてはがれ ないようにしてください。

### 平成27年度又は平成28年度の 合否結果通知書貼付欄

試験当日欠席者は受験票でも可(ただし無効者を除く)

- \*四隅までのり付けしてはがれないようにしてください。
- \*受験年度、受験番号、氏名が記載されている部分を表にして貼付してください。

#### ※欄には記入しないこと

様式2(写真票)と様式3(受験票)は切り離さずに提出してください。

- ○氏名、住所、TEL、生年月日を必ず 記入してください。
- ○申込書と同じ写真を貼付してください。 (無背景、上半身、正面、脱帽、6ヶ月以内に 撮影したもの、スナップ写真不可)
- ○撮影年月を必ず記入してください。

#### 写真票 記入例



### 受験票(裏面) 記入例

| (様式3) 群馬県介護支 ※ 受験番号   | 平成29年度<br>援専門員実務研修受講試験 受験票                      |
|-----------------------|-------------------------------------------------|
| *                     | 1770 1720                                       |
| *                     | 援専門員実務研修受講試験 受験票                                |
|                       |                                                 |
| <b>冯</b> 脸采早          |                                                 |
|                       |                                                 |
| 200 m                 |                                                 |
| フリガナ                  | グンマ ハナコ                                         |
| 氏 名                   | 群馬 花子                                           |
|                       | p1///3 10 3                                     |
| *                     |                                                 |
| 試験場所                  |                                                 |
| 2.試験場所<br>3.持参するもの    | 上記指定の通り<br>受験票、鉛筆(HB)、プラスチック消しゴム<br>時計(株帯雷話等不可) |
| 4. その他                | Part Charles of 1-17                            |
| (1) 指定の時刻ま            | でに到着しない場合は、受験できないことがあります。                       |
| (2) ゴミは必ず持            |                                                 |
|                       | 必ず電源を切ること。<br>対にしないでください。                       |
|                       | <b>共交通機関をご利用ください。駐車場は状況により詰め</b>                |
|                       | ますので、試験終了まで車は動かせない場合があります。                      |
|                       |                                                 |
| ※受験の際は必ず              | 本票を持参し、定刻までにお越しください。                            |
| ※受験の際は必ず<br>見込み受験の方は、 | 必要書類を必ず期日までに提出してください。                           |
| ※受験の際は必ず<br>見込み受験の方は、 | 必要書類を必ず期日までに提出してください。<br>肝修で受験番号の確認をしますので、受験票は試 |

(様式2) 平成29年度

#### 写真票

| ※<br>受験番号 |     |               |          |   |
|-----------|-----|---------------|----------|---|
| フリガナ      |     | - <del></del> | <b>}</b> |   |
| 氏 名       | 見   | <u> </u>      | J        |   |
| 住 所       |     |               |          |   |
| T E L     |     |               |          |   |
| 生年月日      | 昭・平 | 年             | 月        | 日 |
| ※ 試験場所    |     |               |          |   |

平成29年 月撮影

#### 写真を貼ること

- ·縦4cm×横3cm
- ・無背景、上半身、 正面 脱帽
- ・写真裏面に氏名、 生年月日を記入
- ・6ヶ月以内に撮影 したもの

選 切り取らず提出する

(様式3)

キリ

1]

線

平成29年度

#### 群馬県介護支援専門員実務研修受講試験 受験票

| P17//97/17/145 | 人はいてはないしていた。 | ~~~~ |
|----------------|--------------|------|
| ※ 受験番号         |              |      |
| フリガナ<br>氏 名    | 見本           |      |
| ※<br>試験場所      |              |      |

**1.試験日時** 平成29年10月8日(日)午前10時~12時 **(午前9時から9時30分までに入室着席)** 

試験室には午前9時までは入室できません。

2.試験場所 上記指定の通り

**3.持参するもの** 受験票、鉛筆(HB)、プラスチック消しゴム、 時計(携帯電話等不可)

#### 4. その他

- (1) 指定の時刻までに到着しない場合は、受験できないことがあります。
- (2) ゴミは必ず持ち帰ること。
- (3)携帯電話等は必ず電源を切ること。
- (4) 路上駐車は絶対にしないでください。
- (5) できるだけ公共交通機関をご利用ください。駐車場は状況により詰め込み駐車となりますので、試験終了まで車は動かせない場合があります。

※受験の際は必ず本票を持参し、定刻までにお越しください。 見込み受験の方は、必要書類を必ず期日までに提出してください。 合否発表及び実務研修で受験番号の確認をしますので、受験票は試験 終了後も大切に保管してください。 餓 切り取らず提出する

郵便はがき

62円切手を 貼ってください。

住所氏名は必ず 記入してください。



〒371-0843

群馬県社会福祉総合センター前橋市新前橋町十三番地の十二 群馬県社会福祉協議会 福祉人材課

見

本

様 方

62円切手を貼り、

郵便番号、住所、氏名を 必ず記入してください。



様

丰 IJ

 $\vdash$ 

IJ

記入漏れや記入内容の不備・不明な箇所等ある場合、必要に応じて書類の追加・再提出を依頼する場合がありますので、必ず控え (コピー等)をお取りください。

・この用紙(様式4・記入例)は、必要な枚数を両面コピーして使用してください。(群馬県社会福祉協議会のホームページからダウ ンロード(印刷)もできます。)

実務経験証明書(平成29年度) 群馬県社会福祉協議会長 様 法人又は 施設・事業所の名称 所在地 連絡先電話番号 代表者 職・氏名 証明書作成者 職・氏名 証明日 平成 年 月  $\exists$ 下記の者の実務経験は、以下のとおりで あることを証明します。 確定済 ・ 見込 ※該当する方に○ 区 分 ※いずれかを○で囲まないと、実務経験証明書の再提出となります。 昭和 氏 名 生年月日 平成 年 月  $\Box$ 業務従事期間 業務に従事した ケ月 目目 日数 (a+b) (A+B)内 訳 昭和 開設年月日 施設 • 事業所名 (事業開始年月日) 平成 年 月  $\exists$ 所在地 ※本部・本社の住所ではなく、所属先(勤務先)施設・事業所の住所を記入してください。 施設等の種別 職種 及び業務内容 ※医師や看護師等、免許登録が必要となる方は、当該業務従事期間は登録 日以降とすること。ただし介護福祉士の場合は登録日以前の介護等業務 も含めることができます。 業務に従事した日数a 業務従事期間 月 月 日 ケ月 日間

開設年月日 施設·事業所名 (事業開始年月日) 平成 年 月  $\exists$ 所在地 本部・本社の住所ではなく、所属先(勤務先)施設・事業所の住所を記入してください。 В 施設等の種別 職種 及び業務内容 ※医師や看護師等、免許登録が必要となる方は、当該業務従事期間は登録 業務従事期間R ※1ヶ月未満別捨 日以降とすること。ただし介護福祉士の場合は登録日以前の介護等業務 も含めることができます。 業務従事期間 月 日~ 月 日 ケ月 日間

昭和

#### ※記入上の注意(裏面「実務経験証明書の記入方法」参照)

- ・実務経験証明者は、法人・施設等の証明権限を有する方(代表者、管理者、事務局長等)とします。
- ・同一法人の経営する複数事業所での実務経験を証明する場合は、証明者は法人本部の証明権限を有する方とします。
- ・記入内容について、証明責任者である所属長等が必ず確認の上、提出してください。
- ・記入内容について、問合せ・確認する場合がありますので、連絡先電話番号、証明書作成者の職・氏名を必ず記入してください。
- ・受験者が自書したものは無効となります(氏名、生年月日等部分的に自書した場合も無効)。(個人開業者を除く。)
- ・記入を誤った場合は、二重線で消し、証明権限を有する方の職印「長の印」で訂正してください(修正液等の使用による訂正は無効)。
- ・介護保険法(平成9年法律123号)第69条の39第1項第2号により不正の手段により登録を受けた場合は介護支援専門員としない旨 の規定が定められているので留意してください。

(様式4)

内 訳

取らずに渡してくださ

- ・「記入例」は切り取らずに証明書作成者にお渡しの上、必要な枚数をコピーして使用してください。
- ・「記入例」「記入方法」及び「本試験案内(P13~15)」を必ずお読みの上、作成してください。

記入内容について確認する場合があ りますので、提出する書類は必ず控 え(コピー)を取ってください。

#### 実務経験証明書(平成29年度)

訂正をする場合は、訂正箇 所に二重線を引き、訂正の 上、必ずこの印を訂正印と して押印すること

群馬県社会福祉協議会長 様

# |確定済|記入例 (裏面 見込記入例)

法人又は

代表者 職・氏名

施設・事業所の名称 社会福祉法人まえばし 所在地 前橋市大手町1-1-1

027 - 255 - 6600連絡先電話番号

職創 理事長 前橋 一郎

証明書作成者 職・氏名 総務課人事課長 前橋 栄子

下記の者の実務経験は、以下のとたりで あることを証明します。

証明日 ▼平成 29 年 6 月 10 日 必ず証明日を記入 確定済 • 見込 <u>※該当</u>する方に○ 区分 ※いずれかを○で囲まない 確定済に〇 の再提出となります。

昭和 群馬 花子 生年月日 氏 名 平成 50 年 3 月 13 ∃ 業務従事期間 業務に従事した ケ月 1 2 2 4 目目 日数 (a+b) (A+B)

昭和 社会福祉法人まえばし 開設年月日 施設 • 事業所名 (事業開始年月日) 平成 20、年 9 月 1 日 まえばしヘルパーステーション 前橋市大手町2 都道府県知事等の許可・認可・承認・指定等を 所在批 受けた日、事業開始の届出を行った日を記入 ※本部・本社の住所ではなく、所属先(勤務先)施設・事業所の住 Α 施設等の種別 訪問介護事業所における 職種 | 訪問先での食事、入浴、排泄介助を主とした介護業務◆ 訪問介護員業務の場合は、必ずヘルパー2級(現初 なる大は、当該業務従事期間は登録 業務従事期間A ※1ヶ月未満別捨て 業務に従事した日数 a 任者研修)等の修了証の写しを添付 士の場合は登録日以前の介護等業務 (調理、洗濯、掃除等の生活援助は実務経験とし 480 て算入することができません。(P.9の07参照)) 長ば法社 26 年 4 月 30 日 2 年 0 24 年 5 月 1 日~ 社会福祉法人まえばし 昭和 開設年月日

**オレフ** 日間 施設・事業所名 (事業開始年月日) 平成 5 年 4 月 21 日 特別養護老人ホーム まえば 1ヶ月未満切り捨て 所在地 前橋市大手町1-1-1 休職期間除く 所属先(勤務先)施設•事 施設等の種別も含め、要援 В 特別養護老人ホームでの 護者に対する直接的な対人 施設等の種別 職種 介護従事者 及び業務内容 食事、入浴、排泄介助を主とした介護業務 ◆ 援助業務を具体的に記入 ※医師や看護師等、免許登録が必要となる方は、当該業務従事期間は登録 業務従事期間 8 ※1ヶ月未満別捨て 日以降とすること。ただし介護福祉士の場合は登録日以前の介護等業務 も含めることができます。 業務従事期間

平成

・一枚の用紙で複数の実務経験を証明できるのは、証明者が同一の 法人の場合のみです。

26 年 5 月 1 日~

- ・同一法人において、2カ所以上の事業所に異動した場合、若しく は業務内容が変わった場合の証明についてはA、B欄にそれぞれ 記入してください。
- 育児休業等、休職期間がある場合も休職期間を除いてA、B欄に 記入してください。用紙が足りない場合はコピーをし、用紙毎に 証明してください。
- ・勤務先が複数ある場合はそれぞれの実務経験証明書が必要になり ますので、裏面も含め両面コピーをして使用してください。

理者、事務局長等)とします。

]者は法人本部の証明権限を有する方とします。

出してください。

29 年 6 月 10日

証断番号、証明書作成者の職・氏名を必ず記入してください。 自書した場合も無効)。(個人開業者を除く。)

3 年 1

D印」で訂正してください(修正液等の使用による訂正は無効)。 正の手段により登録を受けた場合は介護支援専門員としない旨

7 4 4 日間

-53-

(様式 4 裏面)

・「記入例」は切り取らずに証明書作成者にお渡しの上、必要な枚数をコピーして使用してください。 ・「記入例」「記入方法」及び「本試験案内(P13~15)」を必ずお読みの上、作成してください。

記入内容について確認する場合があり ますので、提出する書類は必ず控え (コピー)を取ってください。

#### 実務経験証明書(平成29年度)

訂正をする場合は、訂正箇 所に二重線を引き、訂正の 上、必ずこの印を訂正印と して押印すること

職卸

群馬県社会福祉協議会長 様

「見込」記入例

(「見込」区分で提出した場合は、所定の期間満 了後に「確定済」区分の証明書を提出してくだ さい。提出のない場合、受験無効となります。)

法人又は

施設・事業所の名称 上州 病院 所在地 前橋市新前橋町13-12

027 - 255 - 6040連絡先電話番号

院長 群馬 太郎 代表者 職・氏名

証明書作成者 職・氏名 人事担当 高崎 花子

開設年月日

下記の者の実務経験は、以下のとおりで あることを証明します。

証明日 平成 29 年 6 月 10 日 必ず証明日を記入 区 分 確定済 見込 ※該当する方に○ ※いずれかを○で囲まないと、実務経験証明 見込に() なります。

昭和 介護 利根子 生年月日 氏 名 平成 50 年 **4** 月 18 ∃ 業務従事期間 業務に従事した () ヶ月 1 2 0 0 日間 (A+B)日数 (a+b)

内 訳 入職が平成24年4月 上州病院 1日であっても、看 護師免許証の登録 日が4月28日の場合 は登録日からの算 定になります。 看護師 職種

前橋市新前橋町13-12

(事業開始年月日) 平成 10、年 7 月 1 日 都道府県知事等の許可・認可・承認・指定等を

昭和

昭和

(事業開始年月日) 平成 10年 7月 1日

受けた日、事業開始の届出を行った日を記入 本部・本社の住所ではなく、所属先(勤務先)施設・事業所の住 施設等の種別

病院での入院患者の看護業務 ◆ 及び業務内容

※医師や看護師等、免許登録が必要となる方は、当該業務従事期間は登録 日以降とすること。ただし介護福祉士の場合は登録日以前の介護等業務 もなめることができます。 業務に従事した日数a 480 業務従事期間 (4.670) 日間 2 年 0 24 年 4 月 28 日~ 26 年 4 月 30日 |

上州病院 施設・事業所名 前橋市新前橋町13-12 所在地 ※本部・本社の住所ではなく、所属先(勤務先)施設・事

休職期間除く

病院での入院患者の看護業務▼

1ヶ月未満切り捨て

開設年月日

施設等の種別も含め、要援 護者に対する直接的な対人 援助業務を具体的に記入

業務に従事した日数h

720 日間

看護師 職種 休職期間(育児・療 。 (医師や看護師等、免許登録が必要となる方は、当該業務従事期間は登録 業務従事期間**B** ※1ヶ月未満別捨 養・介護休業など) 日以降とすること。ただし介護福祉士の場合は登録日以前の介護等業務 等がある場合は、休 も含めることができます。 職期間前と休職期間 後を分けて記入して昭和

В

ください。

・一枚の用紙で複数の実務経験を証明できるのは、証明者が同一 の法人の場合のみです。

26 年 10 月 1 日~

施設等の種別

及び業務内容

平成

・同一法人において、2カ所以上の事業所に異動した場合、若し くは業務内容が変わった場合の証明についてはA、B欄にそれ ぞれ記入してください。

・育児休業等、休職期間がある場合も休職期間を除いてA、B欄 に記入してください。用紙が足りない場合はコピーをし、用紙 毎に証明してください。

・勤務先が複数ある場合はそれぞれの実務経験証明書が必要にな りますので、裏面も含め両面コピーをして使用してください。

試験日の前日(10月7日) 管理者、まで算入可

29 年 9 月 30日 3 年 0

正明者は法人本部の証明権限を有する方とします。 昆出してください。

電話番号、証明書作成者の職・氏名を必ず記入してください。 に自書した場合も無効)。(個人開業者を除く。)

長の印」で訂正してください(修正液等の使用による訂正は無効)

不正の手段により登録を受けた場合は介護支援専門員としない旨

#### 実務経験証明書の記入方法

※証明書作成者(受験申込者の実務経験を証明する権限を有する方)は、必ずお読みください。(記入例参照)

#### ※記入事項を訂正する場合

- ・記入を誤った箇所を二重線で引き、必ず職印「長の印」を訂正印として押印してください。
- ・訂正印のないもの、個人印での訂正、修正液等の使用による訂正は無効となり、実務経験証明書の再提出となります。
- 1 「法人(経営主体)又は施設・事業所の名称」「所在地」「連絡先電話番号」:正しく記入してください。
- 2 「代表者職・氏名」:代表者の職名及び氏名を記入し、職印は「長の印」を必ず押印してください。
- 3「証明書作成者職・氏名」
  - ・実務経験証明書の記入を行う担当者の職名及び氏名を必ず記入してください。
  - ・受験申込者が自書したものは無効となります。(個人開業者を除く)
- 4 「証明日」: 実務経験証明書の証明日(証明書発行日)を必ず記入してください。
- 5 「区分(確定済・見込)」
- ・計明日時点で業務従事期間・業務従事日数の要件を満たしている場合、必ず「確定済」を○で囲んでください。→「確定済」
- ・証明日時点で業務従事期間・業務従事日数の要件を満たしていないが、試験日前日までに業務従事期間要件を満たす 見込みの場合、必ず「見込」を○で囲んでください。→「見込」
- (証明する業務従事期間・業務従事日数は、実際に受験資格に該当する業務従事期間・業務従事日数を記入してください。)
- ・証明書の「見込」区分として認められる業務従事期間は、平成29年10月7日(土)(試験日の前日)までです。
- ・受験申込書提出時に「見込」区分において証明書を提出した場合は、平成29年10月20日(金)までに、改めて 「確定済」区分の実務経験証明書を提出してください。(提出のない場合、受験無効となります。)

#### 6「氏名」「生年月日」

- ・受験申込者の<mark>勤務時の氏名、</mark>生年月日を記入し、該当する年号(昭和・平成)を○で囲んでください。
- ・婚姻等により実務経験証明書と受験申込者の氏名が違う場合、受験申込者は、戸籍抄本原本(6ヶ月以内のもの)を 受験申込書に添付してください。

#### 7「業務従事期間」

取らずに渡してく

- ・受験申込者が、要援護者に対する直接的な援助に従事していた期間を記入し、該当する年号を○で囲んでください。
- ・医師や看護師等免許登録が必要となる方は、当該業務従事期間は登録日以降としてください。ただし、介護福祉士の 場合は平成29年度までは、登録日以前の介護等業務も含めることができます。
- ・病気休業、育児休業等の休職期間がある場合はA、B欄に休職期間前と休職期間後に分けて記入してください。
- ・産前産後休業は業務従事期間に含むことができますが、育児休業等は含むことができません。
- ・同一法人において、他の事業所に異動した場合又は業務内容が変わった場合の証明については、A、B欄に分けて記 入してください。
- ・訪問介護員業務の生活援助(調理、洗濯、掃除等)は直接的な援助業務ではないため、期間に含むことはできません。
- ・業務従事期間が1ヶ月に満たない場合は切り捨ててください。
- ・用紙が足りない場合はコピーをし、それぞれ用紙毎に証明してください。

#### 8「業務に従事した日数(業務従事日数)」

- ・上記「業務従事期間」のうち、実際に受験資格に該当する業務に従事した日数(年間日数から、休日・病休・育休等 で業務に従事しなかった日を除いた日数)です。
- ・1日の業務従事時間が短い場合についても、1日として算定できます。

#### 9「施設・事業所名」「所在地」

- ・受験申込者が所属している(していた)施設・事業所名等を正確に記入してください。
- \*例「特別養護老人ホーム○○」「○○老人デイサービスセンター」「○○実施要綱の○○事業の○○」等
- ・所在地は本部、本社ではなく、所属先(勤務先)施設・事業所の住所を記入してください。

#### 10「開設年月日(事業開始年月日)」

・当該施設・事業者が、都道府県知事等の許可・認可・承認・指定等を受けた日、事業開始の届け出を行った日を記入 してください。

#### 11「職種」

- ・受験申込者の施設・事業所での受験資格に該当する職種について記入してください。
- \*例「介護従事者」「訪問介護員」「生活相談員」等

#### 12「施設等の種別及び業務内容」

- ・受験申込者の本来業務(施設・事業所等の種別含む)について、具体的に記入してください。
- \*例「訪問介護事業所における訪問先での食事、入浴、排泄介助を主とした介護業務」 「病院での入院患者の看護業務」「特別養護老人ホームでの食事、入浴、排泄介助を主とした介護業務」等

### (様式5)

# 介護支援専門員実務研修受講試験身体障害者等受験特別措置申請書

| 整理番号 | 氏 | 名 |    | 生 | 年 月 | 日 |    | 性  | 別  |
|------|---|---|----|---|-----|---|----|----|----|
| *    |   |   | 昭和 |   | 年   | 日 | 日生 | 男・ | 4  |
|      |   |   | 平成 |   | +   | Л | μエ | 71 | У. |

|   | 該当する事            | 項の欄の「詞        | 該当する」の | )文字を一つ           | だけ囲むこ | と。               |         |       |         |              |        |
|---|------------------|---------------|--------|------------------|-------|------------------|---------|-------|---------|--------------|--------|
|   | 視                | 覚 障           | 害      | 聴 覚              | 障害    |                  | 肢体ラ     | 下 自 由 |         | 病弱者等         |        |
|   |                  |               | 左記以外の視 | 両耳の平均聴           |       | 体幹の機能障           |         |       |         |              | 障害等を併せ |
| 身 | かかわらず日<br>常生活で点字 | で、良い方の眼の矯正視力  |        | 力レベルが<br>100 デシベ | 覚障害者  | 害により座位<br>を保つことが |         |       |         | 心臓、腎臓疾患等の状態で |        |
| 体 | を使用してい           |               |        | ル以上の者            |       | できない者又           | できない者又  |       | 重複を含む。) | 6月以上の医療・生活規制 |        |
| 障 | <b>9</b> Д       | <b>•</b> У-П  |        |                  |       | は四条でなら           | る四条でる。日 | な四年で  |         | を必要とする者又はこれに |        |
| 害 |                  |               |        |                  |       |                  |         |       |         | 準ずる者         |        |
| の | ナルナッ             | ナルナッ          | ナルナッ   | ナルナッ             | ナルナッ  | ナルナッ             | ナルナッ    | ナルナッ  | ナルナッ    | ナルナッ         | ナルナッ   |
|   | 該当する             | 該当する          | 該当する   | 該当する             | 該当する  | 該当する             | 該当する    | 該当する  | 該当する    | 該当する         | 該当する   |
| 程 |                  |               | 常生活でのキ |                  |       |                  |         |       |         |              |        |
| 度 | (・身体障害           | <b></b> 子手帳交付 | 番号:    | •                | 交付年月日 |                  | • 障害    | 名:    | • 😩     | 等級:          | 級)     |
|   |                  |               |        |                  |       |                  |         |       |         |              |        |
|   |                  |               |        |                  |       |                  |         |       |         |              |        |

|         | 該当する事項          | 頁の欄の「希!    | 望する」の文    | 字をすべて囲   | むこと。    |              |          |            |               |       |             |            |
|---------|-----------------|------------|-----------|----------|---------|--------------|----------|------------|---------------|-------|-------------|------------|
|         |                 |            |           | 視        | 覚       | 章 害          |          |            |               |       | 聴 覚         | 障害         |
|         | 点字による           | 文字による      | 試験時間の     | 拡大文字問    | 録音テー    | プ等試験問        | 題の併用     | 拡大鏡等の      | 窓側の明る         | 照明器具の | 手話通訳者       | 注意事項の      |
| i       | 解答(別室)          | 解答(別室)     | 延長(1.3 倍) |          | カセットテープ | C D (37)     | (クトディスク) | 持参使用       | い座席を指         | 準備    | の付与         | 文書による      |
| l       |                 |            |           | 布        |         | 視覚障害         |          |            | 定             |       |             | 伝達         |
| 妥       |                 |            |           |          | 持参使用    | 者用 C D       | 持参使用     |            |               |       |             |            |
| 験       |                 |            |           |          |         | 読書機の<br>持参使用 |          |            |               |       |             |            |
| 受験に際    |                 |            |           |          |         | 付参使用         |          |            |               |       |             |            |
| 除し      | <br>希望する        | 希望する       | 希望する      | 希望する     | 希望する    | 希望する         | 希望する     | 希望する       | 希望する          | 希望する  | 希望する        | 希望する       |
|         | 聴覚              | 障害         | 加土力の      | 10.11.70 | 10王/0   |              |          |            | 弱 者 等         |       | 10至70       | 1011       |
| て希望する措置 | 座席を前列に          |            | チェックによ    | 試験時間の延   | 試験室に    | 74.4         |          | 試験室を 1     |               |       | 特製机の試験      | 車いすの持参     |
| 業す      | 指定              | 使用         | る解答(別室)   |          | 助者の付    |              | 設定       | 階に設定       | 近接する試験        |       | 会場側での準      |            |
| る       |                 |            |           |          |         |              |          |            | 室に指定          |       | 備           |            |
| 措       | 34 + B - L - 14 | 34 AU L 14 | 34 to 1 w | ×+= 1- × | >< +-0  | . l. w       | ×+=      | × += 1- ++ | 35 Aug. 1. as | ×+= 1 | 34 to 1. 14 | >< 40. L w |
| 直       | 希望する            | 希望する       | 希望する      | 希望する     | 希望      | する           | 希望する     | 希望する       | 希望する          | 希望する  | 希望する        | 希望する       |
|         | 肢体              | 不自由・病弱     | 者等        | その他(その   | 他の場合    | には、この        | の下欄にす    | 6望する措置事    | 耳項を記入する       | こと。)  |             |            |
|         |                 |            | 試験会場への    |          |         |              |          |            |               |       | 受験に際して      | 希望する特別     |
|         | 用               |            | 乗用車での入    |          |         |              |          |            |               |       | な措置         |            |
|         |                 | の同伴<br>    | 構         |          |         |              |          |            |               |       |             |            |
|         | 希望する            | 希望する       | 希望する      |          |         |              |          |            |               |       | 希望し         | しない        |

|                    | ₹ | _ |         |   |   |      |   |     |
|--------------------|---|---|---------|---|---|------|---|-----|
| 受験者の現住所<br>・連絡電話番号 |   |   |         |   |   | 記入者名 | E | :[] |
| 2,1,1,2,1,1,1,1    |   |   | 連絡電話番号( | ) | _ |      |   |     |

| •/       | 群馬県ネ         | [人] 一 | 「エカニギノ      | ヘ ⇒ コ  す | 1488 |
|----------|--------------|-------|-------------|----------|------|
| <b>※</b> | ## IE. IO. A |       | P 14.4.3764 | === N    | N新   |
|          |              |       |             |          |      |

### 「身体障害者等受験特別措置申請書」作成上の注意

- (1) この申請書は、本人又は記入代理者(受験者と相談の上)が、記入してください。
- (2)「(4) 各欄の記入方法」を参照し、黒のボールペンを使用し、正確に記入してください。
- (3) 誤って記入した場合は、その部分を二重線で消し、訂正してください。
- (4) 各欄の記入方法

| 区分                          | 記 入 方 法 等                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「整理番号」欄<br>「氏 名」欄<br>「性 別」欄 | この欄は、記入しないでください。<br>漢字で記入してください。<br>該当する文字を○で囲んでください。                                                                                                                                                  |
| 「身体障害の程度」欄                  | 該当する事項について、「該当する」の文字を○で囲んでください。この場合必ず<br>1欄のみに記入してください。<br>身体障害者手帳の交付を受けている者は、交付番号及び交付年月日等についても記<br>入してください。<br>下の欄には、症状及び日常生活での状況等を詳しく記入してください。<br>(例)<br>「下肢障害のため車いすを使用している。」<br>「洋式トイレを介助なしで使用できる。」 |
| 「受験に際して希望する<br>措置」欄         | 該当する事項の「希望する」の文字を○で囲んでください。<br>該当する希望事項がない場合は、「その他」欄にどのような措置を希望するか詳し<br>く記入してください。<br>特に希望する事項がない場合には、右最下欄の「希望しない」の文字を○で囲んで<br>ください。                                                                   |
| 「受験者の現住所・<br>連絡電話番号」欄       | 緊急の連絡の場合に必要となりますので、必ず記入してください。 アパート等の場合は、名称、室名又は○○様方まで正確に記入してください。 (注) 現住所・連絡電話番号に変更があった場合には、「群馬県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書記載事項変更届」により速やかに届け出てください。                                                          |
| 「記入者名」欄                     | 本人又は記入代理者が署名、押印してください。                                                                                                                                                                                 |

### 診断・意見書(視覚障害関係)

| 氏   | 名:         |           | 昭和 平成 | 年        | 月     | 日生   | 男 • | 女 |
|-----|------------|-----------|-------|----------|-------|------|-----|---|
| 住   | 所:         |           |       |          |       |      |     |   |
| 診断名 |            |           |       |          |       |      |     |   |
|     | 視力         |           |       |          |       |      |     |   |
|     | 右(         | × D       | C yl  | D Ax     | )     |      |     |   |
|     | 左(         | × D       | C yl  | D Ax     | )     |      |     |   |
| 現   | 視力以外の視機能障  | 害(視野狭窄、眼球 |       | 力等)、その他参 | 考となる経 | 過・現症 |     |   |
| 症   |            |           |       |          |       |      |     |   |
|     |            |           |       |          |       |      |     |   |
|     |            |           |       |          |       |      |     |   |
| 上   | 記のとおり診断する。 |           |       | ㅠ<br>+   | /r:   |      | ı   |   |
| 病   | 院又は診療所の名称  |           |       | 平成       | 年     | 月    |     | 日 |
| 所   | 在 地        |           |       |          |       |      |     |   |
| 診   | 療担当科目      | 科         | 医師氏   | <u> </u> |       |      | 印   |   |

お願い: この「診断・意見書」は、介護支援専門員実務研修受講試験において、受験者の希望する特別措置の可否 を決定するための資料となりますので、できるだけ具体的にご記入ください。

### 診断・意見書 (聴覚障害関係)

| 氏   | 名      | :             |             |               |                 | 昭和 平成  | 年  | 月 | 日生 | 男• | 女 |
|-----|--------|---------------|-------------|---------------|-----------------|--------|----|---|----|----|---|
| 住   | 所      | :             |             |               |                 |        |    |   |    |    |   |
| 診断名 |        |               |             |               |                 |        |    |   |    |    |   |
|     | (<br>[ |               | (会話音        | 域の平均          | 聴力レベル)          | $\neg$ |    |   |    |    |   |
|     | -      | 右<br>一<br>左   |             |               | dB<br>dB        |        |    |   |    |    |   |
|     | L      | /1.           |             |               | ub_             |        |    |   |    |    |   |
|     | (<br>Г | (2) 障害(       |             | Li            | 141/. 1744      | $\neg$ |    |   |    |    |   |
| 現   | _      | <u>伝</u>      | 音<br>       | 性             | 難聴              |        |    |   |    |    |   |
|     |        | 感<br>———<br>混 | 音<br>一<br>合 | 性<br>———<br>性 | 難   聴     難   聴 |        |    |   |    |    |   |
| 症   | (      | (3)聴力         | 以外の障        | 害・その          | 他参考となる約         | 圣過・現症  |    |   |    |    |   |
| 上   | 記      | のとおり記         | 診断する        | 0             |                 |        | 平成 | 年 | 月  |    | 日 |
| 病   | 院      | 又は診療所         | 所の名称        |               |                 |        |    |   |    |    |   |
| 所   | 7      | 生 地           |             |               |                 |        |    |   |    |    |   |
| 診   | 療打     | 担当科目          |             |               | 科               | 医師氏名   |    |   |    | É  | ] |

お願い: この「診断・意見書」は、介護支援専門員実務研修受講試験において、受験者の希望する特別措置の可否 を決定するための資料となりますので、できるだけ具体的にご記入ください。

### 診断・意見書(肢体不自由関係)

| 氏  | 名:        |              | 昭和 平成    | 年      | 月     | 日生     | 男   | •  | 女  |
|----|-----------|--------------|----------|--------|-------|--------|-----|----|----|
| 住  | 所:        |              |          |        |       |        |     |    |    |
| 診  |           |              |          |        |       |        |     |    |    |
| 断  |           |              |          |        |       |        |     |    |    |
| 名  |           |              |          |        |       |        |     |    |    |
| 現  | 体幹の機能障害   | (特に座位保持能力等)、 | 上肢の機能障害  | (特に筆記能 | 力等)その | の他参考とな | る経過 | 田• | 現症 |
|    |           |              |          |        |       |        |     |    |    |
| 症  |           |              |          |        |       |        |     |    |    |
| 参考 | 事項(医師が該当) | する項目の数字を○で囲  | んでください。) |        |       |        |     |    | ,  |

| 1. 体幹の機能障害        | 2. 上肢の機能障害               |
|-------------------|--------------------------|
| (1) 座位の保持         | (1) 著しい障害                |
| ア、60分程度ならば可能である。  | 握る、摘む、なでる(手、指先の機能)、もの    |
| イ、90 分程度ならば可能である。 | を持ち上げる、運ぶ、投げる、押す、引っ張る(腕  |
| ウ、120分程度ならば可能である。 | の機能)等に著しい障害がある。          |
| エ、その他(            | (2) 軽度の障害がある。            |
| (2) 受験可能な姿勢       | ア、精密な運動ができない。            |
| ア、仰臥位 イ、座位        | イ、10kg以内のものしか下げることができない。 |
| ウ、腹臥位 エ、その他( )    |                          |
| 上記のとおり診断する。       | · 平成 年 月 日               |
| 病院又は診療所の名称        | 平成 年 月 日                 |
| 所 在 地             |                          |
| 診療担当科目     科      | 医師氏名        印            |

お願い:この「診断・意見書」は、介護支援専門員実務研修受講試験において、受験者の希望する特別措置の可否 を決定するための資料となりますので、できるだけ具体的にご記入ください。

(注)「著しい障害」とは、ア、機能障害のある上肢では、5kg以内のものしか下げることができないもの。(手指で握っ ても、肘でつり下げてもよい。) イ、一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか二関節の機能を全 廃したものをいいます。

#### (様式9) 診断・意見書 (胸部、心臓、腎臓疾患等関係)

| 氏  | 名:                   | 昭和 平成 | 年                | 月 | 日生 | 男 | • | 女 |
|----|----------------------|-------|------------------|---|----|---|---|---|
| 住  | 所:                   |       |                  |   |    |   |   |   |
| 診  |                      |       |                  |   |    |   |   |   |
| 断  |                      |       |                  |   |    |   |   |   |
| 名  |                      |       |                  |   |    |   |   |   |
| 現  | 参考となる経過・現症           |       |                  |   |    |   |   |   |
|    |                      |       |                  |   |    |   |   |   |
| 症  |                      |       |                  |   |    |   |   |   |
| 参考 | 事項(医師が該当する項目の数字を○で囲ん | でください | n <sub>o</sub> ) |   |    |   |   |   |
|    |                      |       |                  |   |    |   |   |   |

|                         |      | T.                         |
|-------------------------|------|----------------------------|
| 1. 体幹の機能障害              |      | 2. 歩行の状況                   |
| (1) 座位の保持               |      | (1) 困難                     |
| ア、60 分程度ならば可能である。       |      | (2) 著しく困難                  |
| イ、90 分程度ならば可能である。       |      | (3)歩行不可                    |
| ウ、120分程度ならば可能である。       |      | (4) 車いす使用                  |
| エ、その他(                  | )    | (5) その他                    |
| (2) 受験可能な姿勢             |      |                            |
| ア、仰臥位 イ、座位              |      | 3. 付添人                     |
| ウ、腹臥位 エ、その他(            | )    | (1) 要 (2) 不要               |
|                         |      |                            |
| 上記のとおり診断する。             |      |                            |
|                         |      | 平成 年 月 日                   |
| 病院又は診療所の名称              |      |                            |
|                         |      |                            |
| 所 在 地                   |      |                            |
|                         |      |                            |
| 診療担当科目 科                | 2    | 医師氏名                       |
|                         |      |                            |
| お願い・その「診断・音目書」は「介護古塔寅門[ | 当宇教品 | 研修受講試験において 受験者の希望する特別措置の可否 |

を決定するための資料となりますので、できるだけ具体的にご記入ください。

、同一時期に複数の施設・事業所等で勤務した方の勤務日を確認するものです。重複期間について当該事業所ごとに提出してください。

### 数到每封明<del>事</del>(亚代20左南)

| 到 務記:                | 球証明青(半成29年度)      |           |
|----------------------|-------------------|-----------|
| 群馬県社会福祉協議会長 様        | 法人又は<br>施設・事業所の名称 |           |
|                      | 所在地               |           |
|                      | 電話番号              |           |
| 下記の者が受験資格対象の業務に従事した  | 代表者 職・氏名          | 職印        |
| 日は以下のとおりであることを証明します。 | 証明書作成者 職・氏名       |           |
| 正 女 (                | 切。亚               | 亚成20年 月 口 |

#### 従事した施設・事業所の名称

| ※受験資 | 格文 | 寸象 | <u>の</u> | 業務 | 多に | 従 | 事し | た | 日は |   | 印  | をこ | いけ | て  | くだ | ぎさ | い。 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 計 |
|------|----|----|----------|----|----|---|----|---|----|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|
| 年    | 月  | 1  | 2        | 3  | 4  | 5 | 6  | 7 | 8  | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 日 |
| 年    | 月  | 1  | 2        | 3  | 4  | 5 | 6  | 7 | 8  | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 日 |
| 年    | 月  | 1  | 2        | 3  | 4  | 5 | 6  | 7 | 8  | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 日 |
| 年    | 月  | 1  | 2        | 3  | 4  | 5 | 6  | 7 | 8  | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 日 |
| 年    | 月  | 1  | 2        | 3  | 4  | 5 | 6  | 7 | 8  | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 日 |
| 年    | 月  | 1  | 2        | 3  | 4  | 5 | 6  | 7 | 8  | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 日 |
| 年    | 月  | 1  | 2        | 3  | 4  | 5 | 6  | 7 | 8  | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 日 |
| 年    | 月  | 1  | 2        | 3  | 4  | 5 | 6  | 7 | 8  | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 日 |
| 年    | 月  | 1  | 2        | 3  | 4  | 5 | 6  | 7 | 8  | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 日 |
| 年    | 月  | 1  | 2        | 3  | 4  | 5 | 6  | 7 | 8  | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 日 |
| 年    | 月  | 1  | 2        | 3  | 4  | 5 | 6  | 7 | 8  | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 日 |
| 年    | 月  | 1  | 2        | 3  | 4  | 5 | 6  | 7 | 8  | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 日 |
| 年    | 月  | 1  | 2        | 3  | 4  | 5 | 6  | 7 | 8  | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 日 |
| 年    | 月  | 1  | 2        | 3  | 4  | 5 | 6  | 7 | 8  | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 日 |
| 年    | 月  | 1  | 2        | 3  | 4  | 5 | 6  | 7 | 8  | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 日 |
| 年    | 月  | 1  | 2        | 3  | 4  | 5 | 6  | 7 | 8  | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 日 |
| 年    | 月  | 1  | 2        | 3  | 4  | 5 | 6  | 7 | 8  | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 日 |
| 年    | 月  | 1  | 2        | 3  | 4  | 5 | 6  | 7 | 8  | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 日 |
| 年    | 月  | 1  | 2        | 3  | 4  | 5 | 6  | 7 | 8  | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 日 |
| 年    | 月  | 1  | 2        | 3  | 4  | 5 | 6  | 7 | 8  | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 日 |
| 年    | 月  | 1  | 2        | 3  | 4  | 5 | 6  | 7 | 8  | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 日 |
| 年    | 月  | 1  | 2        | 3  | 4  | 5 | 6  | 7 | 8  | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 日 |
| 年    | 月  | 1  | 2        | 3  | 4  | 5 | 6  | 7 | 8  | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 日 |
| 年    | 月  | 1  | 2        | 3  | 4  | 5 | 6  | 7 | 8  | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 日 |
| 年    | 月  | 1  | 2        | 3  | 4  | 5 | 6  | 7 | 8  | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 日 |
| 年    | 月  | 1  | 2        | 3  | 4  | 5 | 6  | 7 | 8  | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 日 |
| 年    | 月  | 1  | 2        | 3  | 4  | 5 | 6  | 7 | 8  | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 日 |
| 年    | 月  | 1  | 2        | 3  | 4  | 5 | 6  | 7 | 8  | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 日 |
| 年    | 月  | 1  | 2        | 3  | 4  | 5 | 6  | 7 | 8  | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 日 |
| 年    | 月  | 1  | 2        | 3  | 4  | 5 | 6  | 7 | 8  | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 日 |
| 年    | 月  | 1  | 2        | 3  | 4  | 5 | 6  | 7 | 8  | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 日 |
| 年    | 月  | 1  | 2        | 3  | 4  | 5 | 6  | 7 | 8  | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 日 |
| 年    | 月  | 1  | 2        | 3  | 4  | 5 | 6  | 7 | 8  | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 日 |
|      |    |    |          |    |    |   |    |   |    |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 合  | 計  |    |    |    |    | 日 |

必要枚数をコピーして使用してください。(群馬県社会福祉協議会のホームページからダウンロードもできます。)

### (様式 11)

### 群馬県介護支援専門員実務研修受講試験 受験申込書記載事項変更届

平成 年 月 日

群馬県社会福祉協議会長 様

| フ | リ | ガ | ナ |                       |
|---|---|---|---|-----------------------|
| 氏 |   |   | 名 | ※受講申込時の氏名を記入してください。   |
| 受 | 験 | 番 | 号 | ※受験票発行前の届け出の際は記入不要です。 |
| 電 | 話 | 番 | 号 |                       |

下記のとおり、(氏名・住所・その他) を変更しましたので届け出ます。

\*該当するものに○をつけてください。

記

#### 1. 氏名(戸籍抄本の原本を添付してください。)

| 変 更 前 | 変 更 後 |
|-------|-------|
| フリガナ  | フリガナ  |
|       |       |
|       |       |

#### 2. 住所・電話(住所に変更がある場合は住民票抄本の原本を添付してください。)

|      | 変 更 前 | 変 更 後 |
|------|-------|-------|
|      | フリガナ  | フリガナ  |
| 住 所  | 〒 –   | 〒 –   |
|      |       |       |
|      |       |       |
| 電話番号 |       |       |

#### 3. その他(勤務先、勤務先住所等)

| 変 更 前 | 変 更 後 |
|-------|-------|
| フリガナ  | フリガナ  |
| 〒 –   | 〒 –   |
|       |       |
|       |       |

## 在宅介護サービス

### 確認証明書

| 生宅: | 介護サービス (○満たしている ×満たし                | てい | ない) |
|-----|-------------------------------------|----|-----|
|     | 項 目                                 | 記  | 入欄  |
| (職  | 員に関する事項)                            |    |     |
| 1   | 次の職員が配置されている。                       |    |     |
|     | ア 管理責任者(兼務可)                        | (  | )   |
|     | イ 訪問介護員等在宅介護の知識・技能を持つ者              | (  | )   |
| 2   | 職員に対する研修の機会が確保されている。                | (  | )   |
| 3   | 職員に対して健康診断を行うなど、職員の健康状態を確認している。     | (  | )   |
|     |                                     |    |     |
| (サ  | ービス実施に関する事項等)                       |    |     |
| 4   | 以下の事項等を記したマニュアルを定め、サービス従業者に徹底している。  |    |     |
|     | ア 利用者及び家族に対するサービス内容の説明              | (  | )   |
|     | イ 作業手順                              | (  | )   |
|     | ウ 利用者に異常があった場合の対応                   | (  | )   |
|     | エ 実施したサービスの報告及び記録の保管                | (  | )   |
| 5   | 嘱託医若しくは協力医療機関を確保し、又は主治医との連携を確保している。 |    |     |
|     |                                     | (  | )   |
|     |                                     |    |     |
| (契  | 約等に関する事項)                           |    |     |
| 6   | サービスの内容及び料金を記した契約書をとりかわしている。        | (  | )   |
| 7   | サービス内容に対応した料金体系を明示している。             | (  | )   |

本事業所は、上記1~7の各事項を満たしていることを証明します。

平成 年 月 日

事業者名

代表者氏名

印

在宅入浴サービス

(○満たしている ×満たしていない)

| 項目                                   |    | 記力 | 欄 |
|--------------------------------------|----|----|---|
| (職員に関する事項)                           |    |    |   |
| 1 次の職員が配置されている。                      |    |    |   |
| ア 管理責任者(兼務可)                         |    | (  | ) |
| イ 入浴介護に直接従事する職員3名以上                  |    | (  | ) |
| 2 職員に対する研修の機会が確保されている。               |    | (  | ) |
| 3 職員に対して健康診断を行うなど、職員の健康状態を確認している。    |    | (  | ) |
|                                      |    |    |   |
| (設備類等に関する事項等)                        |    |    |   |
| 4 入浴に必要な設備及び材料を備えている。                |    | (  | ) |
| 5 設備・器具類の消毒方法、管理方法等を定めている。           |    | (  | ) |
|                                      |    |    |   |
| (サービス実施に関する事項)                       |    |    |   |
| 6 以下の事項等を記したマニュアルを定め、サービス従事者に徹底している。 | Э  |    |   |
| ア 利用者及び家族に対するサービス内容の説明               |    | (  | ) |
| イー作業手順                               |    | (  | ) |
| ウ 利用者に異常があった場合の対応                    |    | (  | ) |
| エ 実施したサービスの報告及び記録の保管                 |    | (  | ) |
| 7 嘱託医若しくは協力医療機関を確保し、又は主治医との連携を確保している | る。 | (  | ) |
|                                      |    |    |   |
| (契約等に関する事項)                          |    |    |   |
| 8 サービスの内容及び料金を記した契約書をとりかわしている。       |    | (  | ) |
|                                      |    |    |   |

確認証明書

本事業所は、上記1~8の各事項を満たしていることを証明します。

平成 年 月 日

事業者名

代表者氏名

印

# 確認証明書

福祉用具賃貸サービス

(○満たしている ×満たしていない)

|    | 項目                                  | 記 | 入欄 |
|----|-------------------------------------|---|----|
| (職 | 員に関する事項)                            |   |    |
| 1  | 次の職員が配置されている。                       |   |    |
|    | ア 管理責任者(兼務可)                        | ( | )  |
|    | イ 福祉用具に関する専門的知識を有する者                | ( | )  |
| 2  | 職員に対する研修の機会が確保されている。                | ( | )  |
| 3  | 職員に対して健康診断を行うなど、職員の健康状態を確認している。     | ( | )  |
| (設 | 備類等に関する事項等)                         |   |    |
| 4  | 清潔で、消毒・補修済みの用具と未了のものとが区分可能な保管施設を備   | ( | )  |
|    | えている。(または、保管業務を一定の基準を満たした他の事業者に委託   |   |    |
|    | している。)                              |   |    |
| 5  | 用具の種類・材質等からみて適切な効果を有する消毒設備器材を備えている。 | ( | )  |
|    | (または、消毒業務を一定の基準を満たした他の事業者に委託している。)  |   |    |
| (サ | ービス実施に関する事項)                        |   |    |
| 6  | 以下の事項等を記したマニュアルを定め、サービス従事者に徹底している。  |   |    |
|    | アー福祉用具の選定方法                         | ( | )  |
|    | イ 福祉用具の説明方法                         | ( | )  |
|    | ウ 搬入及び回収の方法                         | ( | )  |
|    | エ アフターサービスの方法                       | ( | )  |
|    | オ 実施したサービスの報告及び記録の保管                | ( | )  |
| 7  | 医師等との連携が図れる体制が整っている。                | ( | )  |
| (契 | 約等に関する事項)                           |   |    |
| 8  | サービスの内容及び料金を記した契約書をとりかわしている。        | ( | )  |

本事業所は、上記1~8の各事項を満たしていることを証明します。

平成 年 月 日

事業者名

代表者氏名

印

## (別添)

# 確認証明書

福祉用具販売サービス

| (○満たしている | ×満たしていない |
|----------|----------|
|          |          |

|    | 項  目                               | 記 | 入欄 |
|----|------------------------------------|---|----|
| (職 | (員に関する事項)                          |   |    |
| 1  | 次の職員が配置されている。                      |   |    |
|    | ア 管理責任者(兼務可)                       | ( | )  |
|    | イ 福祉用具に関する専門的知識を有する者               | ( | )  |
| 2  | 職員に対する研修の機会が確保されている。               | ( | )  |
| 3  | 職員に対して健康診断を行うなど、職員の健康状態を確認している。    | ( | )  |
|    |                                    |   |    |
| (サ | ービス実施に関する事項)                       |   |    |
| 4  | 以下の事項等を記したマニュアルを定め、サービス従事者に徹底している。 |   |    |
|    | ア 福祉用具の選定方法                        | ( | )  |
|    | イ 福祉用具の説明方法                        | ( | )  |
|    | ウ 福祉用具の使用上の助言及び納品方法                | ( | )  |
|    | エ アフターサービスの方法                      | ( | )  |
|    | オ 実施したサービスの報告及び記録の保管               | ( | )  |
| 5  | 医師等との連携が図れる体制が整っている。               | ( | )  |
|    |                                    |   |    |
| (契 | 約等に関する事項)                          |   |    |
| 6  | 事前に価格等について説明を行っている。                | ( | )  |
|    |                                    |   |    |

本事業所は、上記1~6の各事項を満たしていることを証明します。

平成 年 月 日

事業者名

代表者氏名

印

キリトリ線

# 確認証明書

短期入所生活介護事業

(○満たしている ×満たしていない)

| 項  目                                  | 記入 | 、欄 |
|---------------------------------------|----|----|
| (職員に関する事項)                            |    |    |
| 1 次の職員が配置されている(併設施設職員の兼務可)。           |    |    |
| アー管理責任者                               | (  | )  |
| イ 医師(嘱託可)                             | (  | )  |
| ウ 生活相談員                               | (  | )  |
| エ 看護師又は准看護師                           | (  | )  |
| オー介護福祉士又は介護員                          | (  | )  |
| カ 調理員(調理業務を委託する場合は、置かなくとも可)           | (  | )  |
| 2 職員に対する研修の機会が確保されている。                | (  | )  |
| 3 職員に対して健康診断を行うなど、職員の健康状態を確認している。     | (  | )  |
|                                       |    |    |
| (設備類等に関する事項等)                         |    |    |
| 4 次の設備を設けている。(他施設の設備を利用でき、利用者の処遇に支障がな | (  | )  |
| い場合は兼用可)                              |    |    |
| 居室、食堂、機能訓練室、浴室、便所、洗面所、医務室、看護・介護員室、    |    |    |
| 洗濯室又は洗濯場、汚物処理室                        |    |    |
| 5 居室の基準は次のとおりとなっている。                  | (  | \  |
| アー1室の定員は4人以下である。                      | (  | )  |
| イ 利用者 1 人当たりの床面積は、 8 ㎡以上である。          | (  | )  |
| ウ・ナースコールが設置されている。                     | (  | )  |
| (サービスの実施に関する事項)                       |    |    |
| 6 以下の事項等を記したマニュアルを定め、サービス従事者に徹底している。  |    |    |
| ア 利用者及び家族に対するサービス内容の説明                | (  | )  |
| イの作業手順                                | (  | )  |
| ウ 利用者に異常があった場合の対応                     | (  | )  |
| エー提供したサービスの記録の保管                      | (  | )  |
| 7 協力医療機関を確保し、又は主治医との連携を確保している。        | (  | )  |
|                                       |    | ŕ  |
| (契約等に関する事項)                           |    |    |
| 8 サービスの内容及び料金を記した契約書をとりかわしている。        | (  | )  |
| 9 サービス内容に対応した料金体系を明示している。             | (  | )  |

本事業所は、上記1~9の各事項を満たしていることを証明します。

平成 年 月 日

事業者名

代表者氏名

印

# 確認証明書

日帰り介護事業

(○満たしている ×満たしていない)

|          | 項目                                                  | 記力 | 人欄 |
|----------|-----------------------------------------------------|----|----|
| (職       | 員に関する事項)                                            |    |    |
| 1        | 次の職員が配置されている。                                       |    |    |
|          | ア 管理責任者(兼務可)                                        | (  | )  |
|          | イ 生活相談員                                             | (  | )  |
|          | ウ 看護師又は准看護師                                         | (  | )  |
|          | エ 介護福祉士又は介護員                                        | (  | )  |
| 2        | 職員に対する研修の機会が確保されている。                                | (  | )  |
| 3        | 職員に対して健康診断を行うなど、職員の健康状態を確認している。                     | (  | )  |
| (+)·4    | ービスの実施に関する事項)<br>以下の事項等を記したマニュアルを定め、サービス事業者に徹底している。 |    |    |
|          | ア 利用者及び家族に対するサービス内容の説明                              | (  | )  |
|          | イ 作業手順                                              | (  | )  |
|          | ウ 利用者に異常があった場合の対応                                   | (  | )  |
|          | エ 実施したサービスの報告及び記録の保管                                | (  | )  |
| 5        | 嘱託医若しくは協力医療機関を確保し、又は主治医との連携を確保している。                 | (  | )  |
| (契)<br>6 | 約等に関する事項)<br>サービスの内容及び料金を記した契約書をとりかわしている。           | (  | )  |
| 7        | サービス内容に対応した料金体系を明示している。                             | (  | )  |
|          |                                                     |    |    |

本事業所は、上記1~7の各事項を満たしていることを証明します。

平成 年 月 日

事業者名

代表者氏名

印

キリトリ線

## 「介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題出題範囲」

| 介護保険法別表の科目          | 区分          | 大項目              | 中項目                        | 小項目                                                                                                                       |
|---------------------|-------------|------------------|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一 この法律その他関係法令に関する科目 | 1. 基本視点     | 1. 介護保険制度導入の背景   | 1 高齢化の進展と高齢者を取り<br>巻く状況の変化 | 1 長寿・高齢化の進展<br>2 高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加<br>3 介護の長期化・重度化<br>4 家族の介護機能の低下<br>5 個人の人生にとっての介護問題<br>6 家族にとっての介護問題<br>7 社会にとっての介護問題 |
|                     |             |                  | 2 従来の制度の問題点                | 1 老人福祉制度<br>2 老人医療制度<br>3 制度間の不整合                                                                                         |
|                     |             |                  | 3 社会保険方式の意義                | 1 我が国の社会保障制度のあり方<br>2 給付と負担の関係の明確性<br>3 利用者の選択の尊重                                                                         |
|                     |             |                  | 4 介護保険制度創設のねらい             | 1 介護という新たな課題への対応<br>2 効率的、公平な制度の創設<br>3 サービス利用者の立場に立った制度体系<br>4 民間活力の活用<br>5 高齢者の被保険者としての位置づけ                             |
|                     |             | 2. 介護保険と介護支援サービス | _                          | - 1-44d by - 10441424 by - 1-444                                                                                          |
|                     | 2. 介護保険制度 論 | 1. 介護保険制度論       | 1 介護保険制度の目的等               | 1 社会保障、社会保険、介護保険の体系<br>2 医療保障の体系<br>3 高齢者の保健・医療・福祉の体系<br>4 介護保険制度の目的<br>5 保険事故と保険給付の基本的理念<br>6 国民の努力および義務                 |
|                     |             |                  | 2 保険者及び国、都道府県の責<br>務等      | 1 保険者<br>2 保険者の事務<br>3 介護保険の会計<br>4 条例<br>5 国の責務、事務<br>6 都道府県の責務、事務<br>7 医療保険者および年金保険者の事務                                 |
|                     |             |                  | 3 被保険者                     | 8 審議会  1 被保険者の概念 2 強制適用 3 被保険者の資格要件 4 住所認定の基準 5 適用除外 6 資格取得の時期 7 資格喪失の時期 8 届出 9 住所地特例 10 被保険者証                            |
|                     |             |                  | 4 保険給付の手続・種類・内容            | 1 要介護認定および要支援認定 2 要介護認定等の手続 3 介護認定審査会 4 保険給付通則 5 保険給付の種類 6 保険給付の内容 7 介護報酬 8 支給限度額 9 現物給付 10 審査・支払い 11 利用者負担 12 保険給付の制限    |

| 介護保険法別表の科目                                            | 区分             | 大項目            | 中項目                                      | 小項目                                                                                                                                                    |
|-------------------------------------------------------|----------------|----------------|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                       |                |                | 5 事業者及び施設<br>(人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を含む。)  | 1 指定居宅サービス事業者 2 指定居宅介護支援事業者 3 介護支援専門員 4 指定介護予防サービス事業者 5 指定介護予防支援事業者 6 指定地域密着型サービス事業者 7 指定地域密着型介護予防サービス事業者 8 基準該当サービスの事業者 9 離島等における相当サービスの事業者 10 介護保険施設 |
|                                                       |                |                | 6 介護保険事業計画                               | 1 基本指針<br>2 老人保健福祉計画、医療計画との関係<br>3 市町村介護保険事業計画<br>4 都道府県介護保険事業支援計画                                                                                     |
|                                                       |                |                | 7 保険財政                                   | 1 財政構造 2 事務費 3 その他の補助 4 第1号被保険者に係る保険料 5 介護給付費交付金および介護給付費納付金 6 第2号被保険者に係る保険料 7 支払基金の業務                                                                  |
|                                                       |                |                | 8 財政安定化基金等                               | 1 財政安定化基金事業<br>2 市町村相互財政安定化事業                                                                                                                          |
|                                                       |                |                | 9 地域支援事業                                 | 1 介護予防等事業・日常生活支援総合事業等<br>2 包括的支援事業<br>3 その他の事業<br>4 財源構成                                                                                               |
|                                                       |                |                | 10 介護サービス情報の公表                           | 1 介護サービス情報の公表の内容<br>2 指定調査機関<br>3 指定情報公表センター                                                                                                           |
|                                                       |                |                | 11 国民健康保険団体連合会の<br>介護保険事業関係業務            | 1 審査・支払い 2 給付費審査委員会 3 苦情処理等の業務 4 第三者行為求償事務 5 その他の業務                                                                                                    |
|                                                       |                |                | 12 審査請求                                  | 1 概説<br>2 審査請求ができる事項<br>3 介護保険審査会<br>4 委員<br>5 審理裁決を扱う合議体<br>6 専門調査員<br>7 訴訟との関係                                                                       |
|                                                       |                |                | 13 雑則                                    | 1 報告の徴収等<br>2 先取特権の順立<br>3 時効等<br>4 資料の提供等                                                                                                             |
| 二 居宅サービス計画、<br>施設サービス計画<br>及び介護予防サー<br>ビス計画に関する<br>科目 | 3. ケアマネジメント機能論 | 1. ケアマネジメント機能論 | 14 検討規定 (所則)<br>1 介護保険制度におけるケア<br>マネジメント | - 1 介護保険におけるケアマネジメントの定義と必要性 2 介護保険におけるケアマネジメント機能の位置づけ 3 介護保険でのサービス利用手続きの全体構造と介護支援サービス                                                                  |
|                                                       |                |                | 2 ケアマネジメントの基本的<br>理念、意義等                 | 1 要介護者等とその世帯の主体性尊重の仕組<br>み<br>2 自立支援、多様な生活を支えるサービスの<br>視点<br>3 家族(介護者)への支援の必要性                                                                         |

| 介護保険法別表の科目                                     | 区分                           | 大項目                               | 中項目                               | 小項目                                                                                                                                             |
|------------------------------------------------|------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                |                              |                                   |                                   | 4 保健・医療・福祉サービスを統合したサービス調整の視点<br>5 サービスの展開におけるチームアプローチの視点<br>6 適切なサービス利用(効果性、効率性)の視点<br>7 保健・医療・福祉サービス(保険給付サービス等)とインフォーマルサポートを統合する社会資源調整の視点      |
|                                                |                              |                                   | 3 介護支援専門員の基本姿勢                    | - CLARDINGTE-> DUM                                                                                                                              |
|                                                |                              |                                   | 4 介護支援専門員の役割・機能                   | 1 利用者本位の徹底<br>2 チームアプローチの実施一総合的判断と協働<br>3 居宅サービス計画に基づくサービス実施<br>状況のモニタリングと計画の修正<br>4 サービス実施体制におけるマネジメント<br>の情報提供と秘密保持<br>5 信頼関係の構築<br>6 社会資源の開発 |
|                                                |                              |                                   | 5 ケアマネジメントの記録                     | _                                                                                                                                               |
|                                                |                              | 2. 介護支援サービス方法論                    | 1 居宅介護支援サービスの開始<br>過程             | -                                                                                                                                               |
|                                                |                              |                                   | 2 居宅サービス計画作成のための課題分析              | _                                                                                                                                               |
|                                                |                              |                                   | 3 居宅サービス計画作成指針<br>4 モニタリングおよび居宅サー |                                                                                                                                                 |
|                                                |                              |                                   | ビス計画での再課題分析                       | _                                                                                                                                               |
|                                                |                              | 3. 介護予防支援サービス方法論                  | 1 介護予防支援サービスの開始 過程                | -                                                                                                                                               |
|                                                |                              |                                   | 2 介護予防サービス計画作成の<br>ための課題分析        | -                                                                                                                                               |
|                                                |                              | , than A stration is a second and | 3 介護予防サービス計画作成指針                  | -                                                                                                                                               |
|                                                |                              |                                   | 4 モニタリングおよび介護予防サービス計画での再課題分析      | -                                                                                                                                               |
|                                                |                              | 4. 施設介護支援サービス方法論                  | 1 施設介護支援サービスの開始 過程                | _                                                                                                                                               |
|                                                |                              |                                   | 2 施設サービス計画作成のための課題分析              | -                                                                                                                                               |
|                                                |                              |                                   | 3 施設サービス計画作成指針<br>4 モニタリングおよび施設サー | _                                                                                                                                               |
|                                                |                              |                                   | ビス計画での再課題分析                       | _                                                                                                                                               |
| 三 介護給付等対象サ<br>ービスその他の保<br>健医療サービス及<br>び福祉サービスに | 4. 高齢者支援展開<br>論(高齢者介護<br>総論) | 1. 総論Ⅰ 医学編                        | 1 高齢者の身体的・精神的な特徴と高齢期に多い疾病および障害    | 1 高齢者の身体的・精神的・心理的特徴<br>2 高齢者に起こりやすい疾病および障害の<br>特徴<br>3 高齢者に多くみられる各種の疾患                                                                          |
| 関する科目                                          |                              |                                   | 2 バイタルサインの正確な観察・<br>測定、解釈・分析      | <ul><li>1 全身の観察とバイタルサイン</li><li>2 バイタルサインの正しい観察・測定方法とポイント</li></ul>                                                                             |
|                                                |                              |                                   | 3 検査の意義およびその結果の<br>把握、患者指導        | 1 検査値の変動について<br>2 検査各論                                                                                                                          |
|                                                |                              |                                   | 4 介護技術の展開                         | <ol> <li>身体介護と家事援助の関連</li> <li>食事の介護</li> <li>排泄および失禁の介護</li> <li>褥瘡への対応</li> <li>睡眠の介護</li> <li>清潔の介護</li> <li>口腔のケア</li> </ol>                |
|                                                |                              |                                   | 5 ケアにおけるリハビリテーション                 | <ul><li>1 リハビリテーションの考え方</li><li>2 リハビリテーションの基礎知識</li><li>3 リハビリテーションの実際 (訓練と援助の実際)</li></ul>                                                    |

| 介護保険法別表の科目 | 区分 | 大項目                | 中項目                                          | 小項目                                                                       |
|------------|----|--------------------|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
|            |    |                    | 6 認知症高齢者の介護                                  | 1 老人性認知症の特徴、病態<br>2 認知症高齢者・家族への援助と介護支援<br>サービス                            |
|            |    |                    | 7 精神に障害のある場合の介護                              | 1 高齢者の精神障害<br>2 精神に障害のある高齢者の介護                                            |
|            |    |                    | 8 医学的診断・治療内容・予後<br>の理解                       | 1 医学的診断の理解<br>2 治療内容の理解<br>3 予後の理解                                        |
|            |    |                    | 9 現状の医学的問題、起こりう<br>る合併症、医師、歯科医師へ<br>の連絡・情報交換 | 1 現状の医学的問題のとらえ方<br>2 起こりうる合併症の理解<br>3 医師、歯科医師への連絡・情報交換                    |
|            |    |                    | 10 栄養・食生活からの支援・介護                            | 1 人間らしい栄養・食生活とは<br>2 栄養・食生活からの介護の手順<br>3 望ましい栄養・食生活をめざして提示され<br>ている食生活指針等 |
|            |    |                    | 11 呼吸管理、その他の在宅医療管理                           | 1 呼吸管理の考え方<br>2 その他の在宅医療管理                                                |
|            |    |                    | 12 感染症の予防                                    | 1 感染症の種類と特徴<br>2 起こりやすい感染症の予防と看護・介護                                       |
|            |    |                    | 13 医療器具を装着している場<br>合の留意点                     | 1 在宅酸素療法(HOT) 2 気管内挿管 3 人工呼吸器 4 腹膜透析 5 在宅中心静脈栄養法                          |
|            |    |                    |                                              | 6 内視鏡的胃瘻増設術 (PEG)         7 ペースメーカー                                       |
|            |    |                    | 14 急変時の対応                                    | 1 高齢者救急疾患の病態上の特徴<br>2 主な急変時の対応<br>3 在宅看護・介護で遭遇しやすい急変                      |
|            |    |                    | 15 健康増進・疾病障害の予防                              | 1 基本理念<br>2 生活習慣病の予防<br>3 がん<br>4 循環器疾患<br>5 糖尿病<br>6 骨粗しょう症              |
|            |    | o 4//3/VII 42/14/2 | 1 #7#HD#                                     | 7 21 世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)                                              |
|            |    | 2. 総論Ⅱ 福祉編         | 1 基礎相談・面接技術                                  | 1 基本姿勢<br>2 コミュニケーションの知識と技術<br>3 インテークワーク技術<br>4 隠されたニーズの発見               |
|            |    |                    | 2 ソーシャルワークとケアマネ<br>ジメント(介護支援サービス)            | _                                                                         |
|            |    |                    | 3 ソーシャルワーク (社会福祉専門援助技術) の概要                  | 1 個別援助技術(ソーシャルケースワーク)<br>2 集団援助技術(ソーシャルグループワーク)<br>3 地域援助技術(コミュニティワーク)    |
|            |    |                    | 4 接近困難事例への対応                                 | 1 援助困難事例への対応<br>2 接近困難事例と問題状況の分類<br>3 接近困難事例の理解とアプローチ                     |
|            |    | 3. 総論Ⅲ 臨死編         | 1 チームアプローチの必要性お<br>よび各職種の役割                  | -                                                                         |
|            |    |                    | 2 高齢者のターミナルケアの実際、家族へのケア                      | 1 事例の概要<br>2 在宅での看取りの成立条件<br>3 在宅ホスピスにおける症状緩和<br>4 死の教育                   |
|            |    |                    | 3 死亡診断                                       | 5 在宅ホスピスとQOL<br>1 死亡に医師が立ち会っているとき<br>2 医師が立ち会っていないとき<br>3 精神面からみたターミナルケア  |

| 介護保険法別表の科目 | 区分         | 大項目                                           | 中項目                                             | 小項目          |
|------------|------------|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------|--------------|
|            | 5. 高齢者支援展開 | 1. 訪問介護方法論                                    | 1 訪問介護の意義・目的                                    | _            |
|            | 論(居宅サービ    |                                               | 2 訪問介護サービス利用者の特性                                | _            |
|            | ス事業各論)     |                                               | 3 訪問介護の内容・特徴                                    | _            |
|            |            |                                               | 4 介護支援サービスと訪問介護                                 | _            |
|            |            | 2. 訪問入浴介護方法論                                  | 1 訪問入浴介護の意義・目的                                  | _            |
|            |            |                                               | 2 訪問入浴介護利用者の特性                                  | <del>-</del> |
|            |            |                                               | 3 訪問入浴介護の内容・特徴                                  | <del>-</del> |
|            |            |                                               | 4 介護支援サービスと訪問入浴介<br>護                           | _            |
|            |            | 3. 訪問看護方法論                                    | 1 訪問看護の意義・目的                                    | _            |
|            |            |                                               | 2 訪問看護サービス利用者の特性                                | _            |
|            |            |                                               | 3 訪問看護の内容・特徴                                    | _            |
|            |            |                                               | 4 介護支援サービスと訪問看護                                 | _            |
|            |            | 4. 訪問リハビリテーション方法論                             | 1 訪問リハビリテーションの意<br>義・目的                         | -            |
|            |            |                                               | 2 訪問リハビリテーションサービ ス利用者の特性                        | -            |
|            |            |                                               | 3 訪問リハビリテーションの内<br>容・特徴                         | -            |
|            |            |                                               | 4 介護支援サービスと訪問リハビ リテーション                         | -            |
|            |            | 5. 居宅療養管理指導方法論                                | 1 医学的管理サービスの意義・目的                               | -            |
|            |            |                                               | 2 医学的管理サービス利用者の特性                               | _            |
|            |            |                                               | 3 介護支援サービスと医学的管理<br>サービス                        | -            |
|            |            |                                               | 4 口腔管理—歯科衛生指導の意<br>義・目的                         | -            |
|            |            |                                               | 5 口腔管理—歯科衛生指導利用者<br>の特性                         | -            |
|            |            |                                               | 6 介護支援サービスと口腔管理—<br>歯科衛生指導                      | -            |
|            |            |                                               | 7 薬剤管理指導の意義・目的                                  | _            |
|            |            |                                               | 8 薬剤管理指導利用者の特性                                  | _            |
|            |            |                                               | 9 介護支援サービスと薬剤管理指<br>導                           | -            |
|            |            | 6. 通所介護方法論                                    | 1 通所介護の意義・目的                                    |              |
|            |            |                                               | 2 通所介護サービス利用者の特性                                |              |
|            |            |                                               |                                                 | _            |
|            |            |                                               | 3 通所介護の内容・特徴<br>4 介護支援サービスと通所介護                 |              |
|            |            | 7. 通所リハビリテーション方法論                             | 1 通所リハビリテーションの意                                 |              |
|            |            |                                               | <ul><li>義・目的</li><li>2 通所リハビリテーションサービ</li></ul> |              |
|            |            |                                               | ス利用者の特性<br>3 通所リハビリテーションの内                      |              |
|            |            |                                               | 容・特徴 4 介護支援サービスと通所リハビ                           |              |
|            |            | - 1-11n                                       | リテーション                                          |              |
|            |            | 8. 短期入所生活介護方法論                                | 1 短期入所生活介護の意義・目的<br>2 短期入所生活介護サービス利用            | <u> </u>     |
|            |            |                                               | 者の特性                                            |              |
|            |            |                                               | 3 短期入所生活介護の内容・特徴<br>4 介護支援サービスと短期入所生            |              |
|            |            | Forting as marked a Mr. A. or Br. L. o. o. o. | 活介護                                             |              |
|            |            | 9. 短期入所療養介護方法論                                | 1 短期入所療養介護の意義・目的                                | <u> </u>     |
|            |            |                                               | 2 短期入所療養介護サービス利用                                | _            |
|            |            |                                               | 者の特性                                            |              |
|            |            |                                               | 3 短期入所療養介護の内容・特徴                                | _            |
|            |            |                                               | 4 介護支援サービスと短期入所療                                |              |
|            |            |                                               | 養介護                                             | _            |

| 介護保険法別表の科目 | 区分                     | 大項目                        | 中項目                                                   | 小項目 |
|------------|------------------------|----------------------------|-------------------------------------------------------|-----|
|            |                        | 10. 特定施設入居者生活介護方法論         | 1 特定施設入居者生活介護の意<br>義・目的                               | _   |
|            |                        |                            | 2 特定施設入居者生活介護サービ<br>ス利用者の特性                           | _   |
|            |                        |                            | 3 特定施設入居者生活介護の内<br>容・特徴                               | _   |
|            |                        |                            | 4 介護支援サービスと特定施設入<br>居者生活介護                            | _   |
|            |                        | 11. 福祉用具及び住宅改修方法論          | 1 福祉用具の意義・目的                                          | _   |
|            |                        |                            | 2 福祉用具利用者の特性および福<br>祉用具の機能、使用法                        | _   |
|            |                        |                            | 3 福祉用具の内容・特徴                                          | _   |
|            |                        |                            | 4 介護支援サービスと福祉用具                                       | _   |
|            |                        |                            | 5 住宅改修の意義・目的                                          | _   |
|            |                        |                            | 6 住宅改修利用者の特性および住<br>宅改修の機能、使用法                        | _   |
|            |                        |                            | 7 住宅改修の内容・特徴                                          | _   |
|            |                        |                            | 8 介護支援サービスと住宅改修                                       |     |
|            | 6. 高齢者支援展開論(地域密着型      | 1. 定期巡回·随時対応型訪問介護看<br>護方法論 | 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看<br>護の意義・目的                          | -   |
|            | サービス <u>事業</u> 各<br>論) |                            | 2 定期巡回・随時対応型訪問介護看<br>護の利用者の特性                         | _   |
|            |                        |                            | 3 定期巡回・随時対応型訪問介護看<br>護の内容・特徴                          | _   |
|            |                        | 2. 夜間対応型訪問介護方法論            | 1 夜間対応型訪問介護の意義・目的                                     | _   |
|            |                        |                            | 2 夜間対応型訪問介護の利用者の<br>特性                                | _   |
|            |                        |                            | 3 夜間対応型訪問介護の内容・特徴                                     | _   |
|            |                        | 3. 認知症対応型通所介護方法論           | 1 認知症対応型通所介護の意義・目的                                    | _   |
|            |                        |                            | 2 認知症対応型通所介護の利用者の特性                                   | _   |
|            |                        |                            | 3 認知症対応型通所介護の内容・特徴                                    | _   |
|            |                        | 4. 小規模多機能型居宅介護方法論          | 1 小規模多機能型居宅介護の意義・<br>目的                               | _   |
|            |                        |                            | 2 小規模多機能型居宅介護の利用 者の特性                                 | _   |
|            |                        |                            | 3 小規模多機能型居宅介護の内容・特徴                                   | -   |
|            |                        | 5. 認知症対応型共同生活介護方法論         | 1 認知症対応型共同生活介護の意義・目的                                  | _   |
|            |                        |                            | 2 認知症対応型共同生活介護の利用者の特性                                 | _   |
|            |                        |                            | 3 認知症対応型共同生活介護の内容・特徴                                  | _   |
|            |                        | 6. 地域密着型特定施設入居者生活介護方法論     | 1 地域密着型特定施設入居者生活介護の意義・目的                              | _   |
|            |                        |                            | 2 地域密着型特定施設入居者生活 介護の利用者の特性                            | _   |
|            |                        | 7 担抗物の参照の維払し行列を通って         | 3 地域密着型特定施設入居者生活 介護の内容・特徴                             | _   |
|            |                        | 7. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護方法論 | 1 地域密着型介護老人福祉施設入<br>所者生活介護の意義・目的<br>2 地域密着型介護老人福祉施設入  |     |
|            |                        |                            | 2 地域密有型介護老人倫祉施設人<br>所者生活介護の利用者の特性<br>3 地域密着型介護老人福祉施設人 | _   |
|            |                        |                            | 3 地域沿着空介護老人倫征施設人 所者生活介護の内容・特徴                         | _   |

| 介護保険法別表の科目 | 区分                | 大項目                                         | 中項目                                       | 小項目 |
|------------|-------------------|---------------------------------------------|-------------------------------------------|-----|
|            |                   | 8. 複合型サービス方法論                               | 1 複合型サービスの意義・目的                           | _   |
|            |                   |                                             | 2 複合型サービスの利用者の特性                          | _   |
|            |                   |                                             | 3 複合型サービスの内容・特徴                           | _   |
|            | 7. 高齢者支援展開        | 1. 介護予防訪問介護方法論                              | 1 介護予防訪問介護の意義・目的                          | _   |
|            | 論(介護予防サ<br>ービス事業各 |                                             | 2 介護予防訪問介護サービス利用<br>者の特性                  | -   |
|            | 論)                |                                             | 3 介護予防訪問介護の内容・特徴                          | -   |
|            |                   |                                             | 4 介護予防支援サービスと介護予<br>防訪問介護                 | _   |
|            |                   | 2. 介護予防訪問入浴介護方法論                            | 1 介護予防訪問入浴介護の意義・目<br>的                    | _   |
|            |                   |                                             | 2 介護予防訪問入浴介護利用者の<br>特性                    | _   |
|            |                   |                                             | 3 介護予防訪問入浴介護の内容・特<br>徴                    | _   |
|            |                   |                                             | 4 介護予防支援サービスと介護予<br>防訪問入浴介護               | _   |
|            |                   | 3. 介護予防訪問看護方法論                              | 1 介護予防訪問看護の意義・目的                          | _   |
|            |                   |                                             | 2 介護予防訪問看護サービス利用<br>者の特性                  |     |
|            |                   |                                             | 3 介護予防訪問看護の内容・特徴                          | _   |
|            |                   |                                             | 4 介護予防支援サービスと介護予<br>防訪問看護                 | _   |
|            |                   | <ol> <li>介護予防訪問リハビリテーション<br/>方法論</li> </ol> | <ul><li>1 介護予防訪問リハビリテーションの意義・目的</li></ul> | _   |
|            |                   |                                             | 2 介護予防訪問リハビリテーショ<br>ンサービス利用者の特性           |     |
|            |                   |                                             | 3 介護予防訪問リハビリテーションの内容・特徴                   |     |
|            |                   |                                             | 4 介護予防支援サービスと介護予<br>防訪問リハビリテーション          | _   |
|            |                   | 5. 介護予防居宅療養管理指導方法論                          | 1 医学的管理サービスの意義・目的                         | _   |
|            |                   |                                             | 2 医学的管理サービス利用者の特性                         | _   |
|            |                   |                                             | 3 介護予防支援サービスと医学的<br>管理サービス                | _   |
|            |                   |                                             | 4 口腔管理―歯科衛生指導の意義・<br>目的                   | _   |
|            |                   |                                             | 5 口腔管理―歯科衛生指導利用者<br>の特性                   | _   |
|            |                   |                                             | 6 介護予防支援サービスと口腔管<br>理一歯科衛生指導              | _   |
|            |                   |                                             | 7 薬剤管理指導の意義・目的                            | _   |
|            |                   |                                             | 8 薬剤管理指導利用者の特性                            | _   |
|            |                   |                                             | 9 介護予防支援サービスと薬剤管<br>理指導                   | _   |
|            |                   | 6. 介護予防通所介護方法論                              | 1 介護予防通所介護の意義・目的                          | _   |
|            |                   |                                             | 2 介護予防通所介護サービス利用 者の特性                     | -   |
|            |                   |                                             | 3 介護予防通所介護の内容・特徴                          | _   |
|            |                   |                                             | 4 介護予防支援サービスと介護予<br>防通所介護                 | -   |

| 介護保険法別表の科目 | 区分                 | 大項目                    | 中項目                                        | 小項目 |
|------------|--------------------|------------------------|--------------------------------------------|-----|
|            |                    | 7. 介護予防通所リハビリテーション 方法論 | 1 介護予防通所リハビリテーショ<br>ンの意義・目的                | -   |
|            |                    |                        | 2 介護予防通所リハビリテーショ<br>ンサービス利用者の特性            | _   |
|            |                    |                        | 3 介護予防通所リハビリテーショ<br>ンの内容・特徴                | -   |
|            |                    |                        | 4 介護予防支援サービスと介護予<br>防通所リハビリテーション           | _   |
|            |                    | 8. 介護予防短期入所生活介護方法論     | 1 介護予防短期入所生活介護の意<br>義・目的                   | _   |
|            |                    |                        | 2 介護予防短期入所生活介護サー<br>ビス利用者の特性               | -   |
|            |                    |                        | 3 介護予防短期入所生活介護の内<br>容・特徴                   | -   |
|            |                    |                        | 4 介護予防支援サービスと介護予<br>防短期入所生活介護              | _   |
|            |                    | 9. 介護予防短期入所療養介護方法論     | 1 介護予防短期入所療養介護の意<br>義・目的                   | _   |
|            |                    |                        | 2 介護予防短期入所療養介護サー<br>ビス利用者の特性               | -   |
|            |                    |                        | 3 介護予防短期入所療養介護の内<br>容・特徴                   | -   |
|            |                    |                        | 4 介護予防支援サービスと介護予<br>防短期入所療養介護              | -   |
|            |                    | 10. 介護予防特定施設入居者生活介護方法論 | 1 介護予防特定施設入居者生活介<br>護の意義・目的                | _   |
| ı          |                    | 受刀仏冊                   | 2 介護予防特定施設入居者生活介護サービス利用者の特性                | _   |
|            |                    |                        | 3 介護予防特定施設入居者生活介<br>護の内容・特徴                | _   |
|            |                    |                        | 4 介護予防支援サービスと介護予 防特定施設入居者生活介護              | -   |
|            |                    | 11. 介護予防福祉用具及び介護予防     | 1 介護予防福祉用具の意義・目的                           | _   |
|            |                    | 住宅改修方法論                | 2 介護予防福祉用具利用者の特性<br>および介護予防福祉用具の機能、<br>使用法 | -   |
|            |                    |                        | 3 介護予防福祉用具の内容・特徴                           | _   |
|            |                    |                        | 4 介護予防支援サービスと介護予<br>防福祉用具                  | -   |
|            |                    |                        | 5 介護予防住宅改修の意義・目的                           | -   |
|            |                    |                        | 6 介護予防住宅改修利用者の特性<br>および介護予防住宅改修の機能、<br>使用法 | _   |
|            |                    |                        | 7 介護予防住宅改修の内容・特徴                           | _   |
|            |                    |                        | 8 介護予防支援サービスと介護予<br>防住宅改修                  |     |
|            | 8. 高齢者支援展開 論(地域密着型 | 1. 介護予防認知症対応型通所介護方法論   | 1 介護予防認知症対応型通所介護<br>の意義・目的                 | _   |
|            | 介護予防サービ<br>ス事業各論)  |                        | 2 介護予防認知症対応型通所介護<br>の利用者の特性                |     |
|            |                    |                        | 3 介護予防認知症対応型通所介護<br>の内容・特徴                 | _   |
|            |                    | 2. 介護予防小規模多機能型居宅介護方法論  | 1 介護予防小規模多機能型居宅介<br>護の意義・目的                | -   |
|            |                    |                        | 2 介護予防小規模多機能型居宅介<br>護の利用者の特性               | -   |
|            |                    |                        | 3 介護予防小規模多機能型居宅介<br>護の内容・特徴                | _   |

| 介護保険法別表の科目 | 区分                   | 大項目                        | 中項目                              | 小項目 |
|------------|----------------------|----------------------------|----------------------------------|-----|
|            |                      | 3. 介護予防認知症対応型共同生活介護方法論     | 1 介護予防認知症対応型共同生活<br>介護の意義・目的     | -   |
|            |                      |                            | 2 介護予防認知症対応型共同生活<br>介護の利用者の特性    | _   |
|            |                      |                            | 3 介護予防認知症対応型共同生活<br>介護の内容・特徴     | _   |
|            | 9. 高齢者支援展開論 (介護保険施設各 | 1. 指定介護老人福祉施設サービス 方法論      | 1 指定介護老人福祉施設の意義・<br>目的           | _   |
|            | 論)                   |                            | 2 指定介護老人福祉施設サービス<br>利用者の特性       | _   |
|            |                      |                            | 3 指定介護老人福祉施設の内容・<br>特徴           | _   |
|            |                      | 2. 介護老人保健施設サービス方法          | 1 介護老人保健施設の意義・目的                 | _   |
|            |                      | 論                          | 2 介護老人保健施設サービス利用<br>者の特性         | _   |
|            |                      |                            | 3 指定介護老人保健施設の内容・<br>特徴           | _   |
|            |                      | 3. 指定介護療養型医療施設サービス方法論      | 1 指定介護療養型医療施設の意<br>義・目的          | _   |
|            |                      |                            | 2 指定介護療養型医療施設サービ<br>ス利用者の特性      | _   |
|            |                      |                            | 3 指定介護療養型医療施設の内<br>容・特徴          | _   |
|            |                      |                            | 4 老人性認知症疾患療養病棟の意<br>義・目的         | _   |
|            |                      |                            | 5 老人性認知症疾患療養病棟利用<br>者の特性         | -   |
|            |                      |                            | 6 老人性認知症疾患療養病棟の特<br>徴・内容         | _   |
|            | 10. 高齢者支援展開論(社会資源活   | 1. 公的サービスおよびその他の社 会資源導入方法論 | 1 自立支援のための総合的ケアネ<br>ットワークの必要性    | _   |
|            | 用論)                  |                            | 2 社会資源間での機能や役割の相<br>違            | _   |
|            |                      |                            | 3 フォーマルな分野とインフォー<br>マルな分野の連携の必要性 | _   |
| 四 要介護認定及び要 | 11. 要介護・要支援          | 1. 要介護認定の流れ                | 1 要介護認定基準について                    | _   |
| 支援認定に関する   | 認定特論                 |                            | 2 認定調査                           | _   |
| 科目         |                      |                            | 3 主治医意見書                         | _   |
|            |                      |                            | 4 一次判定の概略                        | _   |
|            |                      |                            | 5 介護認定審査会における二次判<br>定の概略         | -   |
|            |                      | 2. 一次判定の仕組み                | 1 要介護認定等基準時間の推計の<br>考え方          | -   |
|            |                      |                            | 2 要介護認定等基準時間の算出方<br>法            | _   |
|            | Ī                    | 3. 二次判定の仕組み                | 1 二次判定の基本的方法                     | _   |
|            |                      |                            | 2 介護認定審査会における審査・<br>判定の手順        | -   |
|            |                      |                            | 3 二次判定のポイント                      |     |

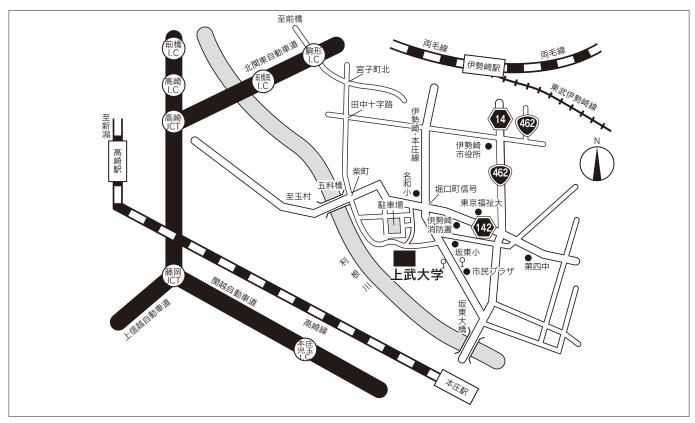
<sup>(</sup>注) この表に掲げる項目は、介護保険法、関連法令に規定されたもの及びその関連通知で基礎的な知識及び技能を有することの確認のために必要な内容を含むものとする。

#### ※関連通知の具体例について

- ○「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」(平成11年7月29日老企第22号各都道府県介護保険主管部(局)長宛厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- ○「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平成11年9月17日老企第25号各 都道府県介護保険主管部(局)長宛厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- ○「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法 に関する基準について」(平成18年3月31日老振発第0331003号・老老発第0331016号各都道府県・ 指定都市・中核市介護保険主管部(局)長宛厚生労働省老健局振興・老人保健課長連名通知)
- ○「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平成18年3月31日老 計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号各都道府県・指定都市・中核市介 護保険主管部(局)長宛厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知)
- ○「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成12年3月17日老企第43号各都道府県介護保険主管部(局)長宛厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- ○「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」(平成12年3月17日老企第44号 各都道府県介護保険主管部(局)長宛厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- ○「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成12年3月17日老企第45号各都 道府県介護保険主管部(局)長宛厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- ○「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」(平成11年11月12日老企第29号各都道 府県介護保険主管部(局)長宛厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- ○「介護予防支援業務に係る関連様式例の提示について」(平成18年3月31日老振発第0331009号各都道府県・指定都市・中核市介護保険主管部(局)長宛厚生労働省老健局振興課長通知)
- ○「老人(在宅)介護支援センターの運営について」(平成18年3月31日老発第0331003号各都道府県知事・ 各指定都市市長・各中核市市長宛厚生労働省老健局長通知)
- ○「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発第0609001号各都道府県知事宛厚生労働省老健局 長通知)
- ○「地域包括支援センターの設置運営について」(平成18年10月18日付け老計発第1018001号・老振発第 1018001号・老老発第1018001号各都道府県・指定都市・中核市介護保険主管部(局)長宛厚生労働省 老健局計画・振興・老人保健課長連名通知)

### 試験会場案内図

#### 上武大学伊勢崎キャンパス案内図 (伊勢崎市戸谷塚町 634-1)



[交通] ● J R 両毛線「伊勢崎駅」下車。国際十王交通バス「本庄駅北口」行き「上武大入口」下車徒歩約 15 分 伊勢崎駅発 定期運行 7:51 8:26 上武大学入口発 定期運行 12:41

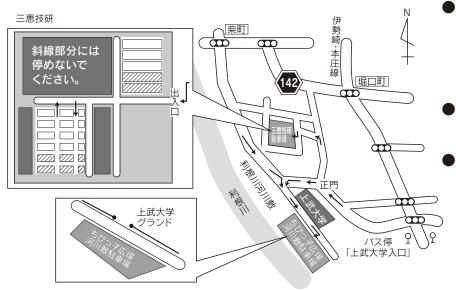
片道 430 円

● J R 高崎線「本庄駅」北口下車。国際十王交通バス「伊勢崎駅」行き「上武大入口」下車徒歩約 15 分本庄駅北口発 定期運行 8:16 8:30 8:36

上武大学入口発 定期運行 12:49

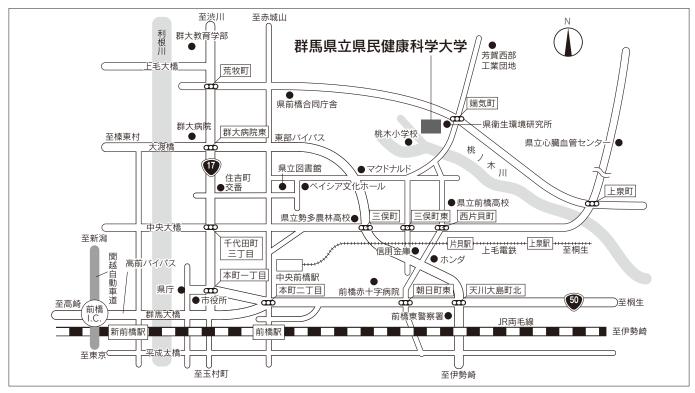
片道 330 円

※バスを利用の場合は、時刻等が変更になる場合がありますので、10月1日以降に 国際十王交通バス(0270-23-5244)にご確認ください。



- ●駐車場は、大学南側河川敷の「ちびっ こ広場」(徒歩約8分)及び大学北側 の「三恵技研」駐車場(徒歩約12分) に、係員の誘導に従って駐車してくだ さい。(詰め込みにて駐車する場合も あります。)
- ●送迎車でお越しの場合は、大学の正 門より入り、係員の誘導に従ってく ださい。
- ●当日は混雑が予想されますので、時間 に余裕をもってお越しください。

### 群馬県立県民健康科学大学案内図(前橋市上沖町 323-1)



#### 〔交通〕 ●上毛電鉄「片貝駅」から徒歩約 15分

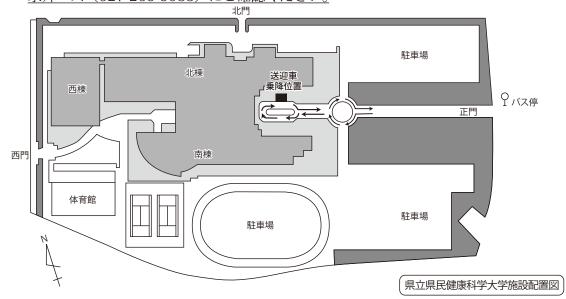
● J R 「前橋駅」北口 6 番乗場から永井バス「小坂子」又は「荻窪公園」行き約 15 分、「県民健康科学大学前」下車

前橋駅発 定期運行 8:30

会場発 定期運行 12:43

片道 250 円

※<u>バスを利用の場合は、時刻等が変更になる場合がありますので、10月1日以降に</u> 永井バス (027-265-5088) にご確認ください。



- ●駐車場は、大学の構内駐車場及び「県衛生環境研究所」駐車場(徒歩約5分)に、係員の誘導に従って駐車してください。(詰め込みにて駐車する場合もあります。)
- ●送迎車でお越しの場合は、大学の正門より入り、係員の誘導に従ってください。
- ●当日は混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。

## 高崎健康福祉大学案内図(高崎市中大類町 37-1)

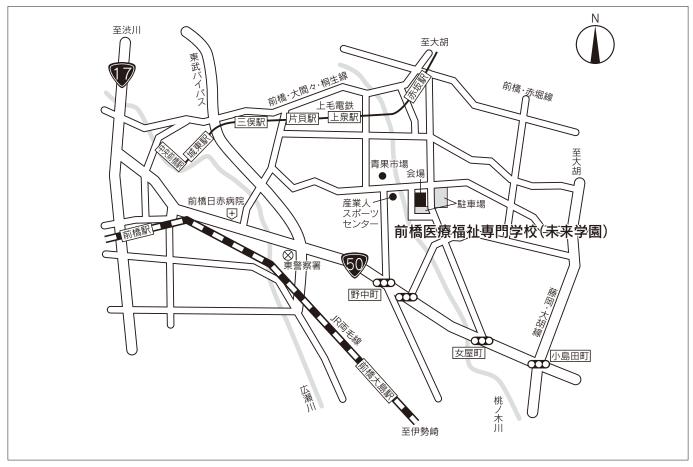


ください。

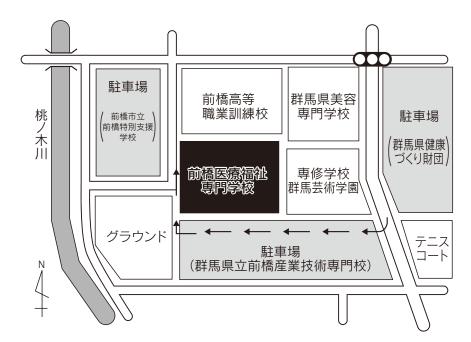
もってお越しください。

●当日は混雑が予想されますので、時間に余裕を

### 前橋医療福祉専門学校案内図(前橋市石関町 122-6)



〔交通〕 ●最寄り駅 上毛電鉄「赤坂駅」下車 約 1.5km (徒歩約 20 分)



- ●駐車場は、「群馬県立前橋産業技術専門校」「群馬県健康づくり財団」「前橋市立前橋特別支援学校」駐車場に、 係員の誘導に従って駐車してください。(前橋医療福祉専門学校(試験会場)の駐車場は利用できません。 詰め込みにて駐車する場合もあります。)
- ●送迎車でお越しの場合は、係員の誘導に従ってください。
- ●当日は混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。

### 申込に必要な提出書類

※様式1~4の書類不備や、不足書類(資格免許証・登録証の写し、必要に応じて住民票等)があった場合、 受験不可となる場合がありますので、必ず確認の上、提出してください。

| 対象                                    | 」となる場合がありますので、必す唯認の上、提出<br>提出書類                       |                                                            | 留意点                                                                                                                             |  |  |
|---------------------------------------|-------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|
| 7333                                  | 受験申込書(様式                                              |                                                            | 写真、受験手数料7,700円の「振替払込請求書兼受領証」<br>の原本、平成27年度又は28年度の合否結果通知書若し<br>くは受験票の原本が所定箇所に貼付されているか、記入漏<br>れ等無いか確認してください。                      |  |  |
| ıΣ.                                   | 写真票(様式2)                                              |                                                            | 写真の貼付(縦4cm×横3cm)※スナップ写真不可                                                                                                       |  |  |
| ず提                                    | 必     与具宗 (様式 2)       ず     受験票 (様式 3)       出     ・ |                                                            | 62円切手の貼付・住所氏名等の記入                                                                                                               |  |  |
| 実務経験証明書(様式4) ※必ず受験者本人が内容を確認の上、提出したさい。 |                                                       |                                                            | 群馬県で初めて受験される方、平成26年度以前に受験された方は必ず提出してください。<br>(用紙を複写する場合は両面をコピーしてください。)<br>※平成27年度又は28年度に群馬県で受験された方は、合否結果<br>通知書又は受験票の原本貼付により省略可 |  |  |
|                                       | 法定資格免許証又                                              | ま <b>登録証の写</b> し                                           | 法定資格等を有する場合は必ず提出(省略できません。)                                                                                                      |  |  |
| 有資格者は必ず提出                             |                                                       | 送着しくは実務者研修(平成25<br>の訪問介護員養成研修2級課程<br>0写し                   | 受験資格Ⅱ「別紙1の3」「別紙1の4」及び受験資格Ⅲ<br>「別紙2」の該当者                                                                                         |  |  |
| 必ず提出(省略不可)                            | 社会福祉主事任用<br>資格の証明<br>(ア・イ・ウのいずれか)                     | ア 社会福祉主事任用資格証明書(原本)または卒業証明書の原本と単位取得証明書の原本イ 修了証書の写しウ 合格証の写し | ※法定資格(介護福祉士等)で受験される方でも過去の業務内容により提出する場合があります。<br>(ヘルパー2級研修修了証の写し等)                                                               |  |  |
|                                       | 社会福祉施設長認定                                             | 講習会相当研修修了証の写し                                              |                                                                                                                                 |  |  |
|                                       | 戸籍抄本原本                                                |                                                            | 婚姻等により「受験申込書」と「免許証」、「登録証」、「修了証書」、「実務経験証明書」等の氏名が異なる場合等は必ず提出(6ヶ月以内のもの)                                                            |  |  |
|                                       | 住民票抄本原本                                               |                                                            | 無職又は現在受験資格対象の業務に従事していない場合<br>は必ず提出(6ヶ月以内のもの)                                                                                    |  |  |
|                                       | 勤務記録証明書(樹                                             | 試10)                                                       | 同一時期に複数の施設·事業所等で勤務した方は重複期間<br>について実務経験証明書と併せて当該事業所ごとに提出                                                                         |  |  |
| 必要に応じて提出                              |                                                       | E、届出書、業務委託契約書の写<br>な、年次)報告書、業務日誌等                          | 受験者と証明者が同一の場合必ず提出                                                                                                               |  |  |
| 心じ                                    | 身体障害者等受験特別措置申請書(様式5)                                  |                                                            | 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由等により受験上何らかの                                                                                                      |  |  |
| 提出                                    | 診断書(様式6~様                                             | <b>試</b> 9)                                                | 配慮が必要な場合に提出                                                                                                                     |  |  |
|                                       | 身体障害者手帳の写                                             |                                                            | 身体障害者手帳により確認できる場合は、診断書に代えて<br>提出                                                                                                |  |  |
|                                       | 確認証明書                                                 |                                                            | 受験資格II「別紙1の3」(3)に該当する民間サービス<br>事業者に就業経験がある場合のみ事業主から証明を受け<br>て提出                                                                 |  |  |
|                                       | 団体概要                                                  |                                                            | ボランティア団体等で介護等に従事した期間がある場合<br>に提出                                                                                                |  |  |
|                                       | 市町村ボランティア<br>の証明書                                     | マンターに登録されていること                                             | 所属団体が市町村ボランティアセンターに登録している<br>場合に提出                                                                                              |  |  |